

斗印-60

栗本鋤雲先生著

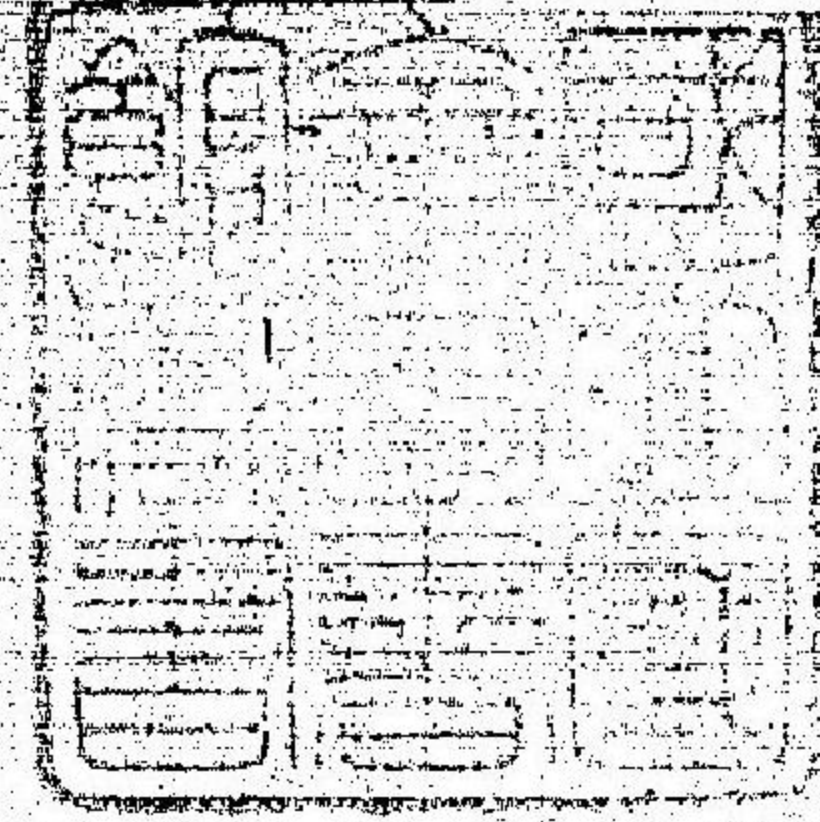
匏庵十種

岸田吟香敬題



049 / Ka 867 r2

英國哈斯吉孫廢航海令，而其通商始振興焉。格不典勃  
來德廢穀令，而其商政終得自由焉。後世英人說其國殷  
富之所由，莫不稱三氏之勲績也。然在當時，則謬論僻說  
蔽世，三氏悉力排斥之，其艱難辛苦可想。至今為國人所  
尊崇，非偶然也。雖然比之我國人嚴瀨肥後小栗上野二  
子，其功勞未能出于其右也。二子幕府重臣也，其前後致  
力開港，排百難，除積弊，功績實非細焉。蓋安政文久之際，  
舉朝野讎視外人，以謂覬踰國家，蠹賊民人，欲誓死以舉  
所謂攘夷之實。方是時，二子當幕府外交之衝，夙察和親  
通商為公論，前後建議開港通商，立三兵之制，興造船之  
局，專用洋法，縱使幕府因此以速傾覆，金匱無缺，未曾履



337422

清國割地乞和之轍，而能致有今日之天地焉。以余視之，二子之功於我國，比之前三氏，有過而無不及，而二子之末路皆可哀矣。天之於哲人，何其慘乎！匏菴粟本先生，壯歲與二子聯袂幕廷，能知其爲人，常慨後人無知之嚮記其事，迹載於報知新聞，今又別加數件，襲爲一書，題曰匏菴十種，以傳于世，蓋出交友之情，不能止也。嗚呼！二子豈區々毀譽是問者乎哉？雖然，今者國家以開港爲制，庶民受其澤，而不知開之者爲何人，可乎？方今操觚之徒，記當時之事者，不乏其人，然人非其人，安能知其人物？顧微先生斯文，其人與事，殆將泯滅也。書成，先生命余叙之，則書其所見，以瀆卷端。若夫先生文章之精純，志望之高潔，世有公論，不俟余言也。

明治二十五年三月

田口卯吉撰

純菴十種序

明治改元ヨリ、二十五年ヲ經テ、社會一新、舊觀ノ存スル者幾ンド稀ナリ、其幕廷ニ奉事シ、躬世路ノ崎嶇ヲ踐メル人、凋謝飄零略々盡ク、予輩後生、前代ノ舊事ヲ尋子ントシテ、之ヲ求ムルニ、其人甚稀ナリ、其今ニ存シテ、意氣益々壯ニ、草莽ノ間ニ盤居シテ、前代遺老ノ模楷タル者、予其粟本純菴先生アルヲ知レリ、先生文アリ、辨アリ、唯是ヲ以テスルモ、既ニ世ニ名アルニ足ル、然レドモ先生ハ文ト辨トヲ以テ顯ル、者ニアラス、先生身ヲ漢醫ノ家ニ起シ、早ク洋書講究ノ要ヲ説ク、是ニヨリテ忌諱ニ觸レテ蝦夷ニ入ル、而シテ其幕

未多事ノ時ニ及ビテ、身外交ノ衝ニ當リ、能ク中外ノ  
紛ヲ解キシ者、蓋シ少年ノ素養ニ基クト云フ、其下ノ  
關償金ノ談判ニ於ケル、造船所建築ノ創意ニ於ケル、  
陸軍々制ノ改革ニ於ケル、大抵先生ガ小栗等諸老ト  
共ニ參畫スル所ニシテ、世務紛繁ノ劇場ニ立テ、先生其  
一名優タリ、但當時ノ機務秘シテ現ハレズ、其辛苦經  
營ハ、徒ラニ衰世暗愴ノ一大黒帳ニ蔽レテ、世之ヲ知  
ル者少シ、然レドモ、今日横須賀ニ我船艦ヲ造修スル  
所アリテ、東洋ニ一名船渠ヲ存スルハ、豈衰世ニ努力  
セル者ノ一遺物ニアラスヤ、予是ニ於テカ大ニ小栗  
等諸老ノ志ヲ悲マザルヲ得ザルナリ、幕廷廢シテヨ

リ、先生市井ノ間ニ隱レ、野老ト混ジテ、亡國ノ臣ヲ以  
テ自ラ命ジ、復タ當世ノ事ヲ談ゼズ、然レドモ時ニ其  
雄健ノ筆ヲ揮テ、往事ヲ記述ス、其實歴ノ機務ヲ説ク  
ニ至リテハ、予輩後進ヲシテ前代ノ狀ヲ窺ハシメテ、  
尚ホ且史氏ノ採摭ヲ資クルニ足ル者アリ、先生嘗テ  
筆ヲ横濱毎日新聞社ニ採リシトキ、予其末班ニ居リ  
テ日夕幕末ノ逸話ヲ聞クヲ得タリ、頃者報知社員友  
人岡敬孝氏、先生ガ報知新聞ニ掲ゲタル文ヲ輯録シ、  
之ヲ世ニ傳ヘントス、前代ノ遺事ヲ見ントスル者、此  
舉ヲ多トスルヤ必セリ、先生齡既ニ古稀ヲ過キテ、氣  
力猶ホ壯者ヲ歷ス、其痛飲耳熱シテ、今古ノ世變ヲ談

大ルニ至リテハ、唾壺ヲ擊碎スルノ概アリト云フ、

四

明治廿五年三月

島田三郎撰

漫録ノ序

予嘗テ歎ス近世士風頽壞シ人々唯才能ヲ尚ヒ殆ン  
ト復タ道義節操ヲ問ハス是ヲ以テ士君子ノ進退出  
處往々指議ニ忍ヒサル者アルヲ以テ其進退出處儼  
然古人ニ比シ遜ル無キ者予獨リ我カ靱庵栗本先生  
ヲ推ス蓋シ先生積學ノ家ニ生レ鴻儒ノ門ニ遊ヒ壯  
歳ニシテ既ニ蔚然大家ト爲リ其經學文章世ノ推重  
スル所タリ然レトモ予ノ取ル所此ニ在ラス先生深  
ク本草物産ノ學ヲ究メ當今斯學ノ耆宿ト稱ス然レ  
モ予ノ取ル所亦此ニ在ラス予ノ取ル所ハ其ノ幕府  
ノ末世ニ際シ單身獨力ヲ以テ必亡ノ氣運ニ抗抵シ

辛苦經營以テ宗社ヲ維持セント勉メタルニアリ而シテ又戊辰崩折以後高蹈遠引以テ臣節ヲ全フシタルニ在リ嗟是レ旗下八萬士人ノ竟ニ爲ス能ハサル所而シテ有能ノ士ノ最モ能クシ難キ所ニシテ先生獨リ之ヲ爲シタル者ニアラスヤ夫レ幕府必亡ノ勢ヲ馴致スル一日ニアラス智者ヲ待タスシテ其竟ニ奈何スル無キヲ知ル然レトモ臣子ノ是時ニ處スルモノ唯一日ノ社稷ヲ存シテ以テ一日ノ節義ヲ盡スアルノミ何ソ復タ其餘ヲ顧ミルニ暇アラシヤ然ルニ獨リ怪ム當時幕臣成敗ヲ以テ節義ヲ變シ主家三百年ノ基業ヲ賣リテ以テ一代ノ功名ヲ博シタル者

アリ而シテ人却テ之ヲ智ト爲スヲ矧ヤ世變ノ後相爭テ新来ノ權家ニ結交シ頭ヲ低レ膝ヲ屈シ恬然自ラ耻ツルトヲ知ラス而シテ人モ亦之ヲ咎ムル者ナキニ於テオヤ先生獨リ其中ニ於テ公然大節ヲ堅持シ亡國ノ遺臣ヲ以テ居ル何ソ其レ志操ノ牢確ニシテ近世ノ人ニ類セサル甚シキヤ司馬溫公馮道ヲ論シテ曰ク道之爲相歷五朝八姓若逆旅之視過客朝爲仇敵暮爲君臣易面變辭曾無愧怍大節如此雖有小善庸足稱乎予常ニ曰フ世ノ士人多少ノ才識伎能ヲ有スルモ節操一タヒ虧レハ其餘ハ取ルニ足ラサルナリト明ノ宣德中勝國ノ遺臣龔翊ヲ擧テ太倉ノ學官

ト爲サントス朔辭シテ就カス人ニ語テ曰ク吾仕ル  
モ義ニ於テ害ナシ唯金川門ノ一慟ニ負クヲ恐ル  
ノミト而シテ魏叔子之ヲ論シテ曰ク朔ハ一門卒ノ  
ミ知己ノ恩國事ノ責アルニアラス既ニ三朝ヲ更歷  
シ賢聖ノ主ニ違ヒ而シテ矚然トシテ少シモ其志ヲ  
汚スヲ肯セス大賢ト謂ハサル可ケンヤト嗟呼夫レ  
一門卒猶且ツ然リ幕府ノ重官翻テ薩長士人ト共ニ  
朝廷ニ立チ徒ラニ爵祿ニ縈戀スル者豈自ラ顧ミテ  
忸怩タラサルヲ得ンヤ然リト雖モ是輩アリテ始メ  
テ益々先生ノ節義卓々トシテ人表ニ傑出スルヲ見  
ルナリ其幕廷ニ於ケル事功ノ如キハ是書ヲ讀ム者

自ラ先生苦心ノ在ル所ヲ知ラン

明治壬辰三月

鳴鶴 藤田茂吉病瘳ニ於テ識ス



粟本鋤雲先生傳略

予近世士人の傳記及墓誌を讀む毎に未だ嘗て嗟嘆し又却て憫笑せざるはあらむ何とあれは今人唯勤王諸藩の功勞を記し終に幕府君臣開國の苦心を遺れたる者の如し是を以て其人苟も勤王諸藩に屬すればは士大夫より以て庶人走卒に至るまで生れ則ち傳記あり死に則ち墓誌あり甚しきは刺客間諜遊俠盜賊の流に至るまで喑々其功を稱し史乘に載せ不朽の傳へんとす然るは獨り幕府の忠臣義僕に至りては勲勞特絶と雖も其事蹟を傳ふる者甚だ罕かり蓋し嘉永の初より慶應の末に至り幕府極めて多事

隨て志士仁人踵を接して起り往々一木を以て大厦  
 を支へんと欲し事成らむ或は難し殉し或は節を守  
 り草莽に埋没し世態變移の後竟し世に知られざる  
 者頗る多し我か乾庵先生の如き即ち其一人あり今  
 や先生を知る者或は文を以て知り或は詩を以て知  
 り或は本草物産の學を以て知り或は儒學を以て知  
 り或は新聞記者として之を知り或は罕し幕末の政  
 事家として是を知る然れども是れ其一斑を知る而  
 己未だ一代の功業を擧げて其全豹を知る者あらむ  
 予深く之を悲しむ是を以て往年社友友部鴻漸と謀  
 りて先生の傳を編述を其成るに垂んとし鴻漸俄に

疫に斃れ遂に稿本を併せて之を失ふ爾來十餘年を  
 閱し嘗て見聞せる所今既に十の八九を遺忘を頃者  
 我社員相謀り先生著を所の漫録を印行せんとを因  
 て先生自記の履歷を按し之を本篇に載せしを併に嘗  
 て傳聞せる所を考へ撮拾纂述し謹て傳略を著を左  
 の如し

先生名の鯤字の化鵬號の乾庵別號の鋤雲初め哲三  
 と稱し粟本氏を嗣ぎ瑞見と改め醫官より拔擢せら  
 れ文官に列するに及び瀨兵衛と改め又安藝守と改  
 め歸田の後別號を以て通稱と爲す江戸の人幕府の  
 醫官喜多村槐園先生の第三子文政五年神田猿樂町

一 生る効よして咯血を病み年を経て癒へす是を以て先考其自放よ任せ就學を督せも歳十七始めて健全よ復も乃ち遺命を以て安積良齋翁の塾に入り儒學を修め後昌平黌に入り天保癸卯二十二歳黌試甲科よ中り城よ朝して白銀十五錠の賞を受く是より文名藉甚目してお怪け喜多村と曰ふ蓋し先生軀幹偉大容貌魁梧尋常書生よ類せざるを以てあり是年誤て黌規よ觸れ退けらる然るよ儒員中佐藤一齋翁深く愛惜し嫌を避けす家よ延て教を垂る後よ至り家塾を下谷六軒町よ開き徒を集めて講授を而して同學の友矢田堀鴻永井醇諸氏の如き皆来て益を請

ひ門弟子よ比まざる者後終よ名家と成る亦少からむ當時都下の諸儒皆お昌平黌の學者淵叢あるを畏憚し敢て其接近の地よ於て門戸を張る者あらむ而して先生獨り其相距る遠からざるの地を擇て堂々旗幟を樹立し是を以て時人喑々其豪膽よ驚くと云ふ歳二十七入りて栗本氏を嗣く栗本氏の幕府の興詰醫官よして世々瑞見と通稱し製藥本草を以て名あり家多く先人の著書を藏し先生の即ち第六世瑞見よして其本草の學よ於ける是より益々淵博を加ふ是時よ當り荷蘭始めて瀛舩觀光丸を獻を因て幕府命を下し旗下の士之よ試乗し以て海路風浪よ馴服

六  
せしむ先生慨然以爲らく醫と雖も緩急の時ニ應せんとせし船中の事豫め知らざるへからすと乃ち募ニ應し允を得たり然るニ當時幕府内科醫の洋方を講むるを禁むるを以て御匙法印(醫官長)岡標仙院之を勅し謂ふ乗船の事の醫術ニ關係なしとむるも其物ニ接せられし則ち犯禁の嫌免る可らむと因て譴を蒙り家居す未だ幾からむ蝦夷地移住を命せらる是時嘉永五年先生歳三十七あり以来六年の間箱館ニ在住し施設の事業甚だ多し其初め至るや在住諸士の頭取を命せられ兼て同地移す所の綿羊を救むるを督し又官諭を奉して病院兼醫學所を建設し又千

七  
歳湖畔ニ採藥し朝鮮産同種の五味子を發見し又七重村ニ樂園を開き各種藥草及び夷地ニ乏しき松杉其他の樹苗を養植し之を各官林官道及海岸ニ移栽するを司り又軍川野牧牛の事業を監督し久根別川を疏して舟を通し又八王子千人同心の子弟在住者をして養蠶紡織の業ニ就かしめ又命を以て佛國譯官メルメデカシヨンは邦語及邦書を教授し此事たる當時世人の厭避する所たりと雖も異日大ニ外交上の便を爲せり然る所以に幕府外交の事の秘密ニ涉ると雖も盡く譯官書記の手を経るを以て往々京師及列藩の間ニ機密を漏洩し爲めニ事務を阻格し

たるもの甚た多し而して獨り先生の往復交渉のメ  
ルメデカシヨンを以て譯と爲し彼の口之を述へ我  
の筆直之を記しカシヨン在らざるの曰く舊塾生  
鹽田三郎を率ひて之を替るを以て漏洩の患を絶ち  
其兵庫先期開港解約及政府の制度改革横須賀製鐵  
所創設等の如き重事特し世人の探知をるゝ及いさ  
るのみならず事し従ふ官吏と雖も二三重要な者を  
除くの外一切聞知せしめざるを以て成功をるを得  
ると雖も然れとも之か爲め怨を京師し得るも亦多  
し之より前き文久二年先生歳四十一特命を以て醫  
籍を改めて士籍し列し箱館奉行組頭し任せらる蓋

し異常の選なり幕府の制醫官たるもの轉して文武  
の官し任をるを得を是を以て大し先生を用んと欲  
せりも格例據るへき者なきし困を因て奥祐筆の典  
故し精き者をして徧く舊記を按查せしめたるし寛  
文中醫官人見基(祐元か或い元民か未詳)吏能を以て  
代官し登用せられたる一特例を得たり因て之し準  
據もと云ふ是時し當り唐太の地其魯國と境を接し  
事端漸く稠きを以て同地巡撫を命せらる因て七月  
箱館を發し八月北渡し東西諸方を巡視し北緯四十  
八度使大部屬人種住む所の極端を究め還て久春古  
丹し駐在し冬を過く翌年三月任滿るを以て南渡し

十  
擇捉國後の二島を巡し九月箱館に還る未だ幾なら  
を突然江戸へ徵還せらる蓋し新徵組其人乏しき  
を以て先生を擧げて其組頭と任むるの内議ありし  
と云ふ抑も新徵組なる者の概ね任侠浮浪の徒桀敖  
不遜にして武技を嗜む者を糾合して新に一隊を設  
けたるよて當局者頗る其駕馭に苦しむか故なり還  
れり則ち新徵組既に庄内藩に屬されたるを以て昇  
平鬘頭取を命せられ上士に進む元治元年七月鑑察  
に轉し即日外國奉行竹本淡路守土屋豊前守二人と  
共に將軍座前に召して親しく鎖港談判の委員を命  
せらる是より先き朝廷鎖港の勅を下し將軍京師に  
於て親しく勅を奉ると雖も大勢既に定り復奈何と  
もをへからを是を以て同僚中責るに何を其不可を  
陳して速に辭せざるを以てを先生曰く將軍既に勅  
を奉る吾輩其難易を試みずして辭するに臣子の分  
を盡る者よあらむと乃ち二人と共に横濱に至り英  
佛米蘭四國公使と往復辯論兩月を渉る彼を固く條  
約の明文を執りて聽かむ偶々此事を以て前は歐洲  
に派遣したる池田筑後守河津駿河守等事成らざる  
を以て還るに會ひ遂に談判を此に停め老中阿部豊  
後守に隨ひ京師に至り其旨を奏る是年冬横濱詰の  
命あり其任地に在るや佛國軍艦乗組の工師を備ひ

軍艦翔鶴丸を修理し尋て横須賀製鐵掛を命せられ  
 佛國の工師を招致し以て一大工場を竣成す今の海  
 軍造船所是あり又佛國陸軍士官數名を聘し歩騎砲  
 三兵の技術を傳習せしめ以て我陸軍軍制を改革し  
 又佛語學校を横濱に設けて士官を養成し又佛國政  
 府に蠶卵紙を贈り其酬として彼をして亞刺比種馬  
 匹牝牝數頭を致さしめて我國馬匹改良の端を開き  
 又佛領西貢米を輸入し當時の米價騰踊を抑へ又川  
 口鑄造所に於て佛國新製ナポレオン砲を模製せし  
 むる等の事の如き皆な先生か小栗上野介淺野伊賀  
 守二人と共に規畫經紀する所に係り當時及後世其

利を享るもの極めて多しとす是時に當り長州征討  
 の事起り將軍長く京師に駐り久しく決せざるを以  
 て英佛米蘭四國公使各々其軍艦を率ひて大坂に到  
 り迫りて兵庫の先期開港を促す是に於て京畿の間  
 物情洶々加ふるに強藩の策士及浮浪の徒之に乗じ  
 て上下の人心を煽惑し外侮内患益々紛起殆んど測  
 る可らず幕府姑く物情を鎮めんと欲し權りに其要  
 求を許さ然るに朝野の人心却て之か爲めに激動し  
 朝廷勅を下し阿部松前二老中職を褫かれ封を削ら  
 る因て急に先生及水野癡雲大久保一翁を徵し二人  
 踟躕未だ途に上らば先生奮起獨り先づ發し兼程急

行二日夜を以て至る至れい則ち兵庫開港定期に復する談判專任を命せられ既にして外國奉行に轉し安藝守に任せらる是日幕府の與力關口權介なるもの外國奉行なる官の専ら外人と親むに在りと謬認し其寓客某を嗾して先生を刺さしむ某の桑名藩人にして先生と舊あり嘗て權介と共に大橋順藏の門に入り深く其辟邪小言を信し鎖攘の説を執る者竊し七首を懷し來り窺ふ時先生座客と論をる所盡く忠誠確實意表し出るを以て發するし及いすして還り先生も亦終し其故を知らむ後十餘年偶々權介と宴席し會し酒酣なるし及ひ彼れ始めて其事を自

白せと云ふ先生の此任を受くるや直し横濱し至り四國公使と談判を開き反覆辯論遂し使命を果して復命を蓋し此事たる二老中幕府の全權を帯ひて結約したるを以て之を解く極めて難し而して將軍獨り先生の能く之し堪るを知り親しく座前し召し委るし全權を以てし待遇亦甚た厚し先生感奮意既し決然誓ふ所あり彼れ若し固く執りて聽かされい一死以て國し對んと是を以て辭氣愿款反覆屈せむ遂し專恣跋扈彼れか如き外國公使をして托けて我意し従いしむるし至る慶應三年五月外國奉行を以て格を勘定奉行し進め箱館奉行を兼帶し急使佛國



行を命せらる蓋し彼我の調停を行ふに在り是より  
 先き將軍佛國公使ロセツの建言を容れ漸を以て門  
 閥登用の弊を革め任才拔擢の法を行ひ會計及海陸  
 軍其他更革する所少からを而して其建言の譯は皆  
 先生の直筆する所に出づるを以て外は洩れざる  
 を得たり將軍更らば彼國に就て其の制度を詳し  
 以て摹倣する所あらんとし親弟清水民部大輔を派  
 遣し佛國博覽會に臨場し兼て歐洲諸國を歴遊し又  
 巴里に留りて修學せしむ然るに先生等撰擧したる  
 所の保傅の人誤て屬官の讒を容れ彼我兩情の阻隔  
 を致し互に違言あり或は延て兩國の親和を傷んと

ざるに至る是を以て此命あり乃ち六月を以て發し  
 八月を以て佛國に達し彼此の調停を謀り百方苦心  
 し官事を敗らば私情を傷らば各善良の結果を得猜  
 疑始めて釋け好情舊に復を尋て駐在善後の再命あ  
 り格を參政に進めらる幾も無く世變に遭ふ變報の  
 巴里に至るやメルメデ、カシヨン及レオン、ロニー、密  
 に先生に説くに佛人を備ひ薩長を討伐する事を以  
 てし且つ曰ふ兵員夥多を要せず唯軍艦六艘及運漕  
 船若干あれば足れり其軍需經費の如きは都へて糧  
 に敵に據るへしと先生克復の志甚だ切ありと雖も  
 其外兵を率ひて我國境を汚さしむるに忍びを遂に

固く之を拒みて歸朝を實に慶應四年五月先生歳四十七あり歸れり則ち嘗て政府に立て事を共にしたる者或は變に死し或は冠を掛け一人の留る者なく而して國家の事竟に復た爲を可らむ因て職を辭し田に歸り復た仕へず明治七年報知社に聘せられ其主筆となる後ち藤田茂吉等入て社員に列せらるに及び編輯の事務擧げて之を後進に委ね獨り文藝の事を擔當せ而して中外の聲望隱然重を爲し社員敬事自ら門弟子の禮を執る者の如し本所二葉町舊友某氏の邸古來芍藥を以て名あり先生購て之は移り偕紅園と名け小屋を其中は構へ環らむは花卉竹樹を以てし時自ら甕を抱ひて灌澆し逍遙自適復た世故を口にせず詩あり曰く門巷蕭條夜色悲鶴鷓聲在月前枝誰憐孤帳寒檠下白髮遺臣讀楚辭と一時傳唱其志を悲むと云ふ十二年學士會院起り選はれて會員とある十九年歳六十五老を以て報知社を辭す爾來攝養飲を廢するを以て軀幹豐肥舊の如くからむと雖も健康未だ衰へむ今年々七十一猶ほ木強武人の老て益々壯ある者の如く絶へて學者政事家の老衰したる者も似す

明治二十五年三月

門人

犬養

毅 謹記

附言

一 是編の先生曩きよ報知新聞社に在るの日出鱈目草紙等の題を設け兩三年間を跨り時々掲載せられたる隨筆よして始めより篇を成したる者よあらを故よ篇中記事の小節目よ至りての或の重複よ渉る者なき能ひも

一 新聞紙載す所の先生の隨筆甚た多し盡く括拾せし此の一篇よ止らる吾輩他日更らよ纂集増補せんとす

毅 又 識

砲菴十種

漫 錄

目 次

岩瀬肥後守の事歴.....	一
横須賀造船所經營の事.....	十四
一メルメデカシヨノ口譯筆記.....	二十八
下ノ關債金の顛末.....	三十九
幕末の形情.....	五十九
佛國公使軍事の上書.....	七十七
佛國公使の建言.....	八十五
佛國公使最後の建言.....	八十九
堂島の米市.....	九十七
二世將軍伊達政宗と園恭の談.....	九十八
大樹の事.....	九十九

目次

帝陵修繕の擧は徳川五代將軍の時に創まる……………百一丁

閻老脇坂淡路守の英斷……………百二丁

奇人鳥安老人の蹟……………百五丁

大船の説……………百十一丁

白川樂翁侯の斷決……………百十九丁

登嶽日記……………百二十二丁

獨寐寤言

目次

急流勇退……………百三十一丁

牙音三連……………百三十二丁

老人靦齒……………百三十三丁

一字一句……………百三十四丁

攘盜之別……………百三十五丁

畧文生誤……………百三十七丁

強弱失常……………同

儒者寵榮……………百三十九丁

囚人赭衣……………百四十丁

一時嫌疑……………百四十一丁

慶糟陂裏……………百四十二丁

神童可恃……………百四十三丁

幕府醫政……………百四十四丁

醫中之傑……………百四十五丁

失書得謎……………百四十六丁

真勇似怯……………百四十七丁

獅子滾丸……………百六十丁

非不欲和……………百六十五丁

正寤言誤……………百六十六丁

嫩遊僣權……………百七十丁

釋奠儀注……………百七十二丁

五月雨草紙……………百八十一丁

目次終

匏菴十種

栗本鋤雲著

岡敬孝校

漫錄

往事機と觸れ露出して編を爲す唯其語記に成れば時に小差無きを保せず今別に訂せす雖も全篇通讀自から解く所あらん

岩瀨肥後守の事歴

幕廷よては軍國の仕來りにて殊の外目付の役を重んじたり抑も此官は祿甚た多からず位甚た高からずと雖も諸司諸職と關係せざる無きを以て極めて威權あり老中始め三奉行の重職と雖も鑑察の同意を得るよ非されは事を決行する能はず或は其見を殊にする有るを願みず斷行するおれば鑑察は直に將軍或は老中に面して啓陳するを中阻する能はず去れば人の以て仕途の榮とする者鑑察に過る無し但其漢土古代の諫官に異からず極直敢言を以て職としたれば其罷黜轉遷も亦極めて亟かあり鑑察の權此の如く朝に行はれしかは政事の改更ことには必ず先づ此局を一變し然る後諸司及ひたれば諸司風を聞て廷旨の有る所を知り迎へて自ら釐革するを得策と爲すに至れり其人を得ると得ざる

と一世の盛衰に關するの職たる知る可し

嘉永年間米舶渡來する日の如き外國關涉一大變事に當り滿廷震動し始めて非常の擧を行ひ人材登庸せざる可からざるを以て父子共に職に在れば其子たる者賢と雖も父も超ゆる能はざるの舊規を改めて堀織部永井玄蕃岩瀬肥後の三人を擢んで鑑察とせり皆曾て予と同年に學試を経て科に登りし者あり此時に至り延上二三の人始めて九州の外猶ほ九州ありとの説全く妄あらざるを悟りし程ありき堀氏の事は世に謬説を傳へ信する者あれば後に辨駁す可く永井氏は今猶ほ現在し直に就て聞くを得可ければ語らず今特に岩瀬氏の事を擧て述ぶ可し

岩瀬君初の名は原後改めて震字は百里其築地に居るを以て蟾洲と號し官を襍はれ墨水に塾するに及びて鵬所と號せり人と爲り明斷果決にして嗣次品潔更に崖岸を見ず其朝も立つや知て言はざる無く言て盡さざる無く能く人才を鑑別して各々其技倆を展るを得せしめしかば人の之に服膺する者も多し隨て亦た派を殊にする輩の之を疾惡する者も極めて多かりしか其幕末萎靡不振の日に方り士氣を鼓舞し俊才を撰抜して一時天下をして踴躍奮起せしめたるは其功推して第一等に置かざる能はず今其一二を語れば荷蘭の觀光船を贈りしや矢田堀景巖勝麟太郎(後ち天朝に事へて參議とある)を不動の小普請より拔擢し其人は從て其技を學習せしめ其他平山謙二郎河津三郎太郎を收めて配下に置

き下曾根金三郎江川太郎左衛門に洋砲訓練を任し筆作玄市杉田玄端を擧て鑿書調所(後ち開成の教官とし儒官古賀謹一郎(筑後守沙翁)か漢儒にして傍ら横文も渉るを以て其督と爲すの類殆んど枚擧に暇まわらずして松平河内川路左衛門大久保右近(今天朝に事へて議官とある)水野筑後竹内下野の類宿耆長者比肩濟輩と雖も苟も志經國も存する者は誠を推して親交せざる無く傍ら各藩有爲の人物を延き城府を撤して協心戮力し以て國威を擴張せんとを一身に擔負したり當時英佛魯米を概して一に之を毛唐人と稱する深味の政廷に立て彌縫周旋し衆を開明に導き國を無缺の金甌に全くせんと企圖する其摧心勢力幾何ありしや今日之を想ふも決して千百の十一に至る能はず此時全國の横文學者僅に荷蘭一國の書を讀み得て譯司も亦其國語に通する者のみありしかば多方開説して世間の學者に英書を讀み英語も通するを創めしめたり初め米國ハルリス航來して和約貿易の條例を議定せんとするより方り滿廷逃避を以て高趣と爲し振て一人の能く負擔する者無く皆手を拱して盡く君を推す君於此斷然一身を抛て犧牲と爲し自ら任し辭せず往復論辨燭以て居る繼くもの數閱月始めて稍や貼定する所のもの乃ち安政年の條約あり今日より之を見れば其加刪を要する者數十にして止まされども顧みて往時に溯れば一身の利益得喪を忘れて國家に點汚せざらんと謀る苦心の一端を見るに足る可し

條款草成るの日大に諸侯伯を大城に召し大老井伊掃部頭直弼代りて旨を演へて云く今日各方を徴すは他の故に非ず和親貿易は當今世界公同の事避る能はざる而已ならず其法を得れば富國強兵の基と爲すに足り之を反すれば禍亂立處に至る其間髪を容れず委細は鑑察岩瀬肥後に演進せしむれば得と聽かれて後各伏藏無く其意を述べられよと演へ於此大老退き岩瀬若代り進て其顛末條理を細説するに言辞明朝少澁晦無ければ聽衆悅服し唯々諸々敢て一辭を措く者無く皆其説の時世に適して宜く然らざる可らざるを讃し其旨を謹領して退かれたりしか何ぞ料らん既退の後數日各自意見書を出すに及んで盡く前日の言を反し粗暴輕忽前後を顧慮せず殆んと乃公の事を破らんとする者多かりしかは君大に驚き始めて其書の悉く臣下の手成り君侯と雖も之を制壓するの權無きを悟り衆侯伯中に就て其聰明よして威權あり能く臣下を服従して共に當世の大事を談するに足る者を得て其力を假るに非されは濟す能はずとし水戸老侯松平春嶽鍋島閑叟薩摩世子土州容堂諸公に説きしに五公能く其説を容れ其人を敬信せしかは君の聲望於是漸く世間に高し

然るに一大珍事の出來して君が禍を得しは全く深く國家を憂慮するの誠心より出て尤も憫むに餘り有る事にして之を言ふも猶ほ餘潛に勝へざるは十三世將軍家定公(温廟)性多病にして言語了々たらず此多事の日の中に内は列藩の人心を鎮めて外は各國に應ずる能はず宗室中を歴観するに能時望よ

叶ひて以て今日の任に勝ゆへき者唯一個の一橋君あるのみ特に天下願望する所の水戸老君現に其親父たれば意を決し諸官一同上請して以て温廟老を告げ一橋入りて嗣君とあり玉へは政令途を殊にせず賞罰多門に出でて以て始て此厄蹇を経て康衢に達するを得可しと親を立るの衆議を排して賢且長を立るを今日の急とするを進言し問老參政も大半嘉納し天下有志の士も亦粗は泄聞して大に喜ひ國威一たひ屈するも似たれども又伸ひ日月晦からんと欲して又再び明なるに至らんと瞻望冀仰して其時の至るを待ちしに何ぞ料らん其言未だ上つるに及ばざるに温廟脚氣病に嬰り玉ひ俄に大漸に及ばれしは實に千歳の遺恨ありし此に於て前よ君に排せられし説再び勢を得て遺旨を奉し賢且長を置て親を立るに決したるあり

是より前米國ペルリの始めて浦賀へ渡來する日よ先たち慎廟は強く暑に中り玉ひ衆醫手を盡したりと雖も追日疲勞し自ら起つ能はざるを知り玉ひたれども押て老中に接し此回の大事は開闢以來の珍事にて實に深く憂悶せるか不幸にして大病に侵され如何ともする能はず付ては水戸隱居は年來海外の事に苦慮煉熟する所おれば定めて能き了簡も有る可ければ予死後外國所置の件は隱居に謀りて所置あらは太過無かるへきかりと言置かれしか其夜米船内海へ乗入りたるに付深更に及び宿直側役より唯今伊勢登城(老中阿部)引續き唯今備後登城(老中牧野)と上申するを聞玉ひ直よ此へ呼へと言ち

から肩衣かたぎぬとよと呼求め玉ひたり此時慎廟ちんぼう既に疲れ神かみ既ま困まして漸く恍惚こうぼうたられしかとも猶ほ扶たすけられ玉ひ強たかて端坐たんざし肩衣を着て直ちに老中を召し其言ふ所を聞んど爲し玉ひしか米船こめふね又乍またち外海に出るの再報を得て兩老らうらう謁てつを請ふに及ばずして退しりぞき慎廟翌日休息の室に薨し玉ひたり（休息所は所謂路寢便殿の類にて老中と雖も入るを得可らず又肩衣を着されは病中と雖も老中に接する能はざるを見るに足る）夫より遺命を以て水戸老公を召し老体大義たいぎから隔日登城し新將軍外事の顧問こもんに備はる可き旨下り老公委々命を奉して城に登られたりしか如何にせん公は年來士を練り卒を訓へて外國を獸畜視し唯志を鷹たか徳とくの一邊のみ向けありしより圓孔方柄えんこうほうびょうにして其説また當世も適せされは幾くも無くして止め軍艦旭丸あしたまる（俗に厄介丸）を製造するを督せられしか岩瀬君屢々見へ漸すすを以て開説するに今日の外國は古戎狄こじょうてきに非ざるを以てせしかは老公固より英明の質大に感悟せらるゝあり始めて己を知らず彼を知らざる無謀の戦を爲して徒らよ國家を賤害するの甚た畏る可きを回顧せられ和親交易の斷乎として易ゆ可からざるを允し君に語られしに譬へは良家に美女子あり人の強て婚を求むる者あるも我之を拒み辭する再三に至り彼の求むるの情願益懇ねんげんに益迫るに至り漸く始めて之を許せば其伉儷却て厚く多情の人の速に應ずる者に優るか如し我國外交を拒む二百年の今日に至り始めて之を許さは彼此の交誼必す濃厚こうこうに至るの益ある可しと申されたり

老公既に自ら外交の止む可からざるを許す此に於て宗藩外藩又説くに尾州越前を始め皆大に其説に信從するに至る乃ち前に擧る所の數侯の如し然るに老公の股肱こたうにして大義を知り一番の信服を得て能く之を率導するの士に藤田虎之助（東湖）戸田銀次郎（蓬軒）ある者あり其に是迄老公を左右し鎖攘さじょうの説を唱へしか老公説を改められしより二人も其高見に服し已か説も亦改め力めて衆士に説諭するに時勢然らざる能はざるを以てし漸く嚮者の轍を換へしめんとするの日に方り非常の大震あり藩邸家屋を傾覆し兩人一時に壓死せられ老公の意終に遍く一番に敷くに及ふを得ざりしより其一朝にして俄に兩翼を失ひたるを此上も無く歎息せられたりし

温廟既に薨し昭廟儲副と定められしより水戸老公を始めとし尾州越前土州の諸侯凡そ平生君か説を是とせし者皆大城に會し大老と議論ありしを大老一切聽かざるのみならず退城後直に老公一橋公及ひ他の數侯凡そ君か儲副論に意を同せし朝紳高下大小一網打盡し禊位奪職終身を禁錮し乃ち野の在る志士も連累せられて或は刑せられ或は逃亡する者數を知らず君は固より首唱の罪を以て嚴譴を蒙り屏け且つ坐せられて人と齒するを得せしめざりしより墨水の別墅遠雲園に塾し日々唯毫を揮ひ書畫を認めて幽娛ゆうぐとせしか後少く弛まり一二の親友時として訪ひ來る有るのみ其餘は一切拒て逢はず一年餘積鬱疾を爲し多く血を咯て死せり今在たらんには六十一歳あるへければ其時は四十二三ある



可し

君罪せられて後幕朝の事語るよ足らざるのみか衆怒り人叛き繼て櫻田の事ありて親藩の臣を以て天下の執政を暗殺戕害せし端を開き裴度武元術の蒙りし慘禍を演せしより鎖港攘夷の目へ變じて尊王攘夷(老公撰弘道館の碑中の語ありとか)と成り鑑察の數は増加して終に二十八人迄に至りしか威權見識共に痛く落て幕廷を終る迄復た記するに足る者無きに至れり

大老既に水戸老公始め總て已の見に異なる者を排斥排撃し爲めに大獄を起し遺類を爰除し諸司百官盡く更新して門客に齊しき者のみを任したれば爾時赫々の威は殆んど嶺山倒海の勢を爲し舉朝屏息足を累ねて立つの思を爲す程にして隨分恣意跋扈ども名付く可き人ありしか唯餘人の成し能はざる一の賞す可きは外國交際の事に涉りては尤も意を鋭くし敢て天威に懾服せず各藩の意見の爲めに動かす斷然として和親通商を許し然る後に上奏するに在り此一事たるや當時に在りては天地も容れざる大罪を犯したる如く評せし者多しと雖も若し此時に當り一步を謬り此斷決微りせば日本國の形勢は今日抑も如何なる有様に至りしならん輕く積りても北海道は固より無論對州まれ壹岐まれ魯亞英佛の爲め勝手に斷割され内陸も諸所の埠頭は隨意に占斷され其上に全國が脊負ふて立たれぬ重き償金を償られ支那道光の末の如き姿に至り調撫二十餘年を経るも創痕或は本復よ至らざる可く獨立の

体面は逆も保たれましく思へは危き至極にて有りしか所謂神國の難有さは祖宗在天の靈其衷を誘きしと見へ人心危疑恟の日に當り大老斷然獨任し膽力を以て至險至難を凌きたるは我國にありて無上の大功と云ふ可し

大老曾て云ふ岩瀬輩輕賤の身を以て柱石たる我を閑き恣に將軍儲副の議を圖る其罪の惡む可き大逆無道を以て論するに足れり然るを身首所を殊にするに至らざるを得るは彼其日本國の平安を謀る籌畫圖に中り鞠躬盡瘁の勞没す可らざる有るを以て非常の寬典を與へられたるありと大老の他の政績に就て見れば此一言は眞に別人別腸より出たるか如し

大老既に償れ次て柄を執る老中安藤對馬も能く前事に懲りて恐怖せざるのみならず最も能く心を外國事務に盡し力めて國家の大体を維持し米のハルリス英のアールコック等に接して談鋒毫も沮滯せず又屈撓せず彼の肆横を折き彼の侮慢を挫き詞氣凜然として能く彼を懾服せしは當時其下に立ち事に任したる者の存して今も在る者の皆能く識る所にして決して予か一人の私斷にあらず謂つ可し徳川の世に立ち能く外使に專對するに堪へて恥る無き者唯此對州一人有りしのみと後よ至り朝旨を以て彦根岩城二藩の封を削られたれとも幕廷其保國の大功を没するに忍ひず陽に其旨を奉し陰に庇護して故の如く之を給し唯其名を改めて委託地と爲すのみありし(後に阿部豊後の白川松前伊豆の梁

川亦此例に因る)

幕末の政乍ら鎖港攘夷乍ら開國と屢々替り其度毎に有司の黜陟變遷はありしか其實鎖港は脅迫せられ止むを得ざるに出て、真情に非ず政家の精神は常々存して開國の一逼に向て在りしかは岩瀬君か時の老中阿部と共に最初に決したる和親交易は大老も改る能はず其後を受たる老中も皆奉して徳川の世を畢りたれば宜へかり常々之を假りて上み天朝と下も人民とに罪を責られて違る、能はざりしを

安藤對州か坂下の災は不思議其傷重からす日を経て全癒せしかは再び出らる可かりしか時益々蹇厄に趣き剩さへ蜚語の天聰を誤るありて幕廷憲宗の斷無さにあらざりしも裴度復た相たるを得ざりし

此時に當り一賊の和學者鳩次郎を暗殺する者あり詞を藉くに隠に對州の命を奉して北條氏廢帝の舊例を點檢するを以てし又外國奉行堀織部か屠服自盡の事を牽強して對州専ら外人に密比親昵し愛妾を以て英使アールコックに與ふるを許すを苦諫し用ひられざるに因て刃に伏し以て意を致すと爲し偽作の諫書一篇の漢文世々行はれ衆人其死を憫み墓に瘞する者陸續として香花常に堆さに至れり今日之情を以て見るも外人に贈るに我か妾を以てするの理あらんや假令我之を贈るも彼豈に之を快受

せんや况や織部は予か同學の人其技倆に於るも能く知悉する所あるか決して今傳ふる諫書の如き漢文を作る能はざりき別に傳ふる所に據れば此時偶々夜に乗して魯國士官を市中に暗殺する者あり織部か臣窃かに其黨に與したるを以て後々偵知し織部大に驚き自ら其罪の免かる可からざるを懼れて以て此に及ふかりと此説或は是からん(織部會て箱館奉行たり任所に在るの日偶々佛船の港に入るありしか久航中病者の多きを以て時刻を限り上陸して情を慰するを請ふ切かりしかは是時猶ほ之を許さざるの規かりと雖も特に其情を憐み之を聽せしに何ぞ料らん水夫火卒等縦まゝは瓶酒を携へて樹陰石角に倚り沈醉僚倒或は高歌漫歩せしより織部其初請に殊なるを見て一は怒り一は憂ひたり蓋し其怒る者は外人の我か約束に従はざるを怒り憂ふる者も幕廷の聞て罷あらんを憂ひてかり此夜室を闔ち自刃せんと爲せしか僚屬早く其色常からざるを察し解謝勸諭百方力を盡して漸く止るを得たりし事あり平常廣量の様かれとも事に臨み意外に小心穩果の人ありしを知る可し)

此より後に進む所の幕臣は皆庸碌の人にして更に稱す可きを見す一の小栗上野ありて大に理財の一分丈けは得たりと雖も積羸の餘復た如何ともする能はず唯百方日に増すの費用を窮乏中々斡旋し智力を竭盡して幕世を終る際迄を供給せし事に止れり去れとも其施爲の巧妙は他人必らず及ぶ能はざりし

慎廟の世老中水野越前守か造る所の金銀の大分銅は予其量數を詳にせされども多分五七百萬圓餘  
 抵る可かりし彫する所の文は軍國需用の四字あり（時の勘定奉行岡本近江か定め且つ書する所あり  
 初め大學頭林越み命ありしか其撰字の雅にして俗遠きを以て改めて近江に命ありしなり）後ち本  
 城再災後の建築に方り井伊大老彼の分銅を以て其費充んとし其然否を時の勘定奉行竹内下野に謀  
 りしに下野拒む能はず其旨も應して之を許し出せしかは於此國勢全く底を拂へり  
 幕廷既に憚る可きの人と憚る可き實無ければ四方の侮り競ひ起り鎖港攘夷の説益盛にして拮据す  
 るも朝旨に忤り膺懲の典を正す能はざるを以てし儒者は經典を據り異端の害を説き醫者は素靈を泥  
 んて施治の乖謬を論し其他神道者和學者僧佛者武夫劍客皆各國の爲めにするを知らず只己の爲にす  
 る而已の一偏の見を執り咻して止まされは是非渾亂殆んど天下を擧て辨別する能はさらしめたり  
 此に於て幕臣中往々其説に傾き隠に草莽に結て紳士を脅制し以て己の説を賣て進陞を希圖する者あ  
 り或は其職に居り其祿を食みから鉗黙容を取り物外も超へて烈子の風に御するか如く冷然として善  
 き者も亦多かりし  
 幕廷の知力兩なから此に至て極まり遂に駙馬將軍をして楚の懷王秦に入りて還らす客土に憂死する  
 の想を爲さしむるに至りしは其臣子たる者天に叫び地に哭するも及ふ無し豈に悲からずや

叙聖文武なる我か天皇陛下は時世を洞觀せられ明治元年一月十八日を以て明詔を下し外國交際は今  
 日に己む可からざるを以て斷然決行和親通商するを天下に告げ玉へり是に於て曩者攘鎖の局面全く  
 一變し天下智愚賢不肖と無く雲霧を一洗し顯然として始て聖旨の有る所を知り舊幕府の因循姑息を  
 以て罪斥せられし者渙然氷釋し復た痕を留めず然して岩瀬君の志始めて墓木既に拱するの今日に至  
 りて仲ふ蓋し君之を嘉永の昔に首唱し幕府終始之を遵守し駙馬將軍坂城に在り曾て辭職を乞ふの日  
 之を疏奏すと雖も皆時未た至らず人天共に和せざるを以て行はれず前後幾多の志士を屈抑冤枉以て  
 死せしむるを致せしか遂に數年を経て其志を達せしは眞々全國の洪福なりし予時に佛都巴里に在り  
 此信を得て大に喜び爲めに英酒數酌を倒す然る所以は其十數年來幕府因襲の大功あるを海の内外に  
 誇揚明言するを得たるを以て復た一身一家の存亡を問ふに暇あらざりし  
 夫れ攘鎖の斷々平行はる可からざるは智者を俟たず當時皆之を知る況や時を濟ふに足る堂々たる英  
 雄中興王佐の才よして豈に之を悉くらん然るに猶ほ忍んで之を爲し必らず明治元年一月十八日を  
 待つ者他無し要するに姑らく藉りて以て幕府を倒すの具と爲せし又過ざるのみ  
 予曾て天下の人又反するの論を爲して云く幕府の失政中其尤も大なる者ハ晚く鎖攘せざるに在らず  
 して早く鎖攘するの甚しきに在り夫れ唯鎖攘する早く且つ甚し故に其書を禁して讀ましめず其人を

遠さけて近けず獨り此法を以て是とするのみならず併せて國內の人材を鎖攘し前に高橋作左衛門土生玄碩を鎖攘し後よ渡邊華山高野長英を鎖攘し以て計を得たりとし特よ從政者のみならず全國を導て固陋蒙昧に陥れ苟も生を人間に得る者海外各國の事を云ふを恥且つ恐るに至らしむ況や不幸にして二百餘年間事無かりしかは人々之に安んじ恬として恠まざりしか一旦事不意に出るに及び復た掩殺取捨す可からされの豫め之か地を爲すに及はず俄よ已むを得ざるの三字を以て無量の前過を包藏して更新の後圖を粉飾せんと欲する宜なる哉神人共に怒り其誣罔を容れざりしを是れ幕府自作の孽よして君か才識君か雅量ありしと雖も一跌起さず憂愁抑鬱を以て其身を終る所以なり然れども是君の罪に非ず特に不幸にして其際會然るあり

## 横須賀造船所經營の事

幕府の最末に當り横須賀造船所と陸軍傳習と佛國語學所との開設の起原は盡く予が一身に關し又三項共に相聯りて脈絡接續したれば一を擧げて二を闕くを得ず因て之を記さんとすれば元を厭はず緒を次て説かざるを得ざるを以て煩を憚り寧ろ黙して不言に付して止んと欲したるに出鱗目双紙を讀む人の中之を知りて獎慰する者あり聊今默すたれば後世終に其傳を失はんと促さるゝ者多ければ止

むを得ず臆記の儘綴り出る事に至れり願ふに當時共に事に従ひたる人も今猶世に存する者あり且予が私記手冊の類も十年前の模樣にては留め置て何等の厄を牽出さんも料られずと思ひ誤りて盡く火坑に投せしを以て少錯無さを必し難し讀者若し疑ふ所あらは幸に書中記する所の人の存する者に就て訂正告示あらん事を望めり

元治元年十一月初旬歟予鑑察を以て横濱在任中に參政酒井飛驒守突然予を徵し新部屋に招き新部屋は參政の部屋の外あり予が佛國人に親しきは何故よやと問はれしかは前年無職にて蝦夷地に在住せし日奉行津田近江守が指揮お困り佛人メルメテカシユンに邦語を相傳へたるに困り懇意に成りたるが此度鑑察に命せられ横濱表立合として詰居る處豈料らんや右カシユン儀も彼國公使付書記官にて同港に居り候故應接の度々面會致し公事終りて舊話に及び其緣故を以て自然彼公使ロセツにも親敷相成たりと答へたるに飛驒守重て夫れは一段の事よて至極官邊都合にも相成候知らるゝ通り外國奉行も多人数あれを絶て一人の外國人と親話する者なく總て鑑吏下官譯司地方官等を具して對話する規則を爲し力めて形迹を避け一身を全ふするの計を爲すのみされは何事も隔靴搔痒のみならず機務漏泄の患防く能はず就ては以來足下に限り特別の譯を以て外國人應接の節下司及び鑑者譯者を携帶するに及はずと唯今閣老方(和泉守)議定ありたれば右の通り心得前後聊か願慮なく任當せらるへしと云はれ

たり予其在上の人に信賴を得たると傍ら願慮聖尉と漏泄の患を心筋に悦ぶ所と雖も時々此の例を聞かされは傍議の或り因て起らんを恐れ再三固辭したれ共聽かれず因て已を得ず其命に従へり既にして飛州又問はる、様當節海軍局を一洗し舊習弊風を釐革するに當り濫費の最も先づ省く可きは年々何度と無き修理に在り其度毎に莫大の金圓を浪費するは其艦附屬の上官下吏皆他所航行の如く手當支給を仰きながら官司は懶惰として好て時日を遷延し工夫は其技拙劣にして從て補へは隨て破れ其頻數のみ加ふれば勘定奉行より屢々其事由を具上せり然るに此回又運輸船翔鶴丸損所修理の事を申出たるが従前の仕來に任せは從て修するも又隨て損する必然あり因て思ふに此節幸に佛國軍艦横濱に留繋すれば足下謀りて其軍艦の工手を雇ひ以て我が翔鶴を理せしむるの方は無かる可きや足下の幸に佛人より親さを以て之を試み問はしめんとすと予諾して退き直に横濱に歸り佛館よりセツと謀る彼云凡そ軍艦は其乗組船將の隨意あるか今來合せたるクリエル號は船將のみならず水師提督シヨウライヌ乗組み居れば一應提督へ相話し然る後命を傳へしめざるを得ず幸ひ今晚六時提督船將共に當館へ來る筈されは脚も勞を厭はず同時來會ありて面のあたり諾否を決せんどの事故同夕再ひ往て提督シヨウライヌ四體體大な漢なり船將某名は忘れたり丈低く頗亮に接し酒餘ロセツ開口し話前件の事に涉るに兩人共に快く承諾したれば蓋し前よりセツより内談有りしならん翌日復命したるも予ち予に翔鶴船修理の事を司る

可き旨ありしかは予其主任に當り難き所以を陳し強て請て軍艦奉行木下謹吾と共に協議して事を執る可きの旨を得て後横濱に歸りしは佛軍艦より士官ドロートル蒸氣手エーデ其外職工十餘人を貸し船將も日に來りて事を督せしかは六十餘日にして流鏑の損所を始として内部外部共に完全し美麗の一善艦と成り翌年春謹吾と共に乘て相豆灣々及び八丈大島等を航したり

同年十二月中旬天晴れ風烈き日予税關を退き將に官邸に(反り目も在り)飯らんとする途中遙か跡より塵沙を蹴立て、二騎馳せ來るあり予心どもせず將に曲街に入らんとするに當り其騎忽ち大聲に予か名を呼て瀨兵衛殿旨く遣られしや感服々々と云ふに因り顧みて其騎を見れば即ち小栗上野介と其僕あり予云ふ何を旨く遣りたるや上野云ふ翔鶴の修復なり予云ふ卿は既に見られしや上野云ふ見た共見た共併も大見た今日英國ハンクナリヤンタルに掛合ひ事あり固より支配向の者にては濟む事ながら候の明かざるを恐れ午後より出港したるが用事忽ち濟みたれば兄も面し度事もあり旁々飯り掛け翔鶴も到りしに兄は既に去れり因て船底迄入りて盡く檢したるかケートル(流鏑)も腐蝕の分残らず割き棄て、補ひあり至極宜し去るもパイプ(鐵管)は能く間に合たり予云ふ去れば是れには少し困じたりセミラミス船所蓄の品は過大にして用を爲さず上海には相應の品ありと聞き幸ひ便船ありしかは直に注文せしに早速に廻り來りしゆへ斯く早く仕上る事を得たり一体海外注文品は貴局の

評可を得されは能はずと雖もヤレ評議ヤレ廻しと云ひ永引中には時機を失する故此度は受負ひ普請の仕上ケ勘定と極め武斷に取計ひて仕舞たり上野云妙々儲就ては一番兄に相談し骨折貫はねはからぬ一事あり予其或は途中の談に了す可からざるを察し強て延て予か邸に入らしめ其談する所を聞くに上野云ふ先年佐賀より政府へ納めし蒸氣修船器械一式あり蓋し閑叟君其國に取建る心組よて和蘭より購たる所あるか其取建費の夥あると其之を掌る人無きを病み政府に納めて用を爲さしめんと欲するあり其器械三分の二は既に運ひて當港石炭庫に在り一分は猶ほ長崎港にあり客歳既に相州貉ヶ谷灣よ於て此器械を以てドック及び製鐵所を取建んとし既に掛り役員も定め測量迄も爲したれと矢張り其業に馴れし人無きを以て叫めたれと許多の器械を銷腐に付して閑叟君が芳志を空するよ忍ひず兄此回翔鶴を修するに用ひたる佛人ドロートル輩を率ひ貉ヶ谷よ至り一ト骨折して吳ては如何と左も無造作に話出せしが予ドックの名さへ始めて聞きたる程あれは況や製鐵所さとは如何ある物なるやも知らず且つ佛人ドロートル輩を備ふに付縱令ひ當人は承知するも水師提督や公使の意中も測り難ければ遠く諾せず上野と共に今夕佛館に往て同しく議し然る上に其請に應ず可しと答へたり上野茲に於て其僕を金川驛に差し其宿を定め予と共に佛公使館よ就き其由を語るにロセツも其業に暗ければドロートルの果して其の任に適す可きや否を判する能はず於此一介を馳せて水師提督シヨウ

ライヌに報せしかはシヨウライヌ上野の來るを知り使と共よ公使館よ造り其談を聞て後答へて云ふドロートル年猶少にして學も未た其域に達せず故に既に成る物は守る能ふ可しと雖も新に造る業は費束あし本船一等蒸氣士官シントンライと云ふ者あり此人今私事を以て上海よ行くと雖も早晚飯り來れば此者飯り次第其器を點檢せしめ然る後確と報すへしと茲に於て談止みて飯れり  
 セミラミース艦乗組士官蒸氣方シントンライ上海より到り佐賀獻納蒸氣製鐵器械を熟觀するの後に提督シヨウライヌ公使レチンロセツを以て申出る趣きは該器械の儀は物体小振にて從て馬力も強からざれば鉄具小補理を辨するに足る迄の用にて迎もドックを造り大仕事を做し得へき物にあらす且つドックを作り船艦を造り出すが如き大事業は中々我か輩學術の能く成熟す可きにあらざれば是れ其任に堪へたる然る可き人を撰みてお雇あらざれば叶間敷且つ今有る該器械は之を横濱近傍に掘付小修復に備へられおは至極用便ある可き旨ありしかば退て小栗氏と相談を遂けしよ既に軍艦を有する以上は破損は有中の事おは之を修復するの處無かる可からす況や唯今迄の如く彼國用餘の古船を買ひ或は託して新調するも我に修船場無き以上は一たび壞れなば忽ち用を爲す能はず又壞船の度毎よ外國へ運航する時は往返費用計りも格外の事おは斷然良工を迎へ近港にて然る可き場所を撰ばせ取建る事に決定す可しと極まりたれば然らは何の國ありとも其然る可きを撰まんと議したるに海

外各國皆我か師されと餘國は傑傲不遜にて我を恐嚇し其不馴を欺き飽迄利を貪らんとするのみされ  
也（此時亞公使ブライインの井上信濃守を罔し莫大の前金を受取りて富士山艦を造るの姦情既も粗  
は我に泄聞せしか如き）唯佛國は巽順にして佗に比すれば其説も稍や信するに足れば矢張佛國も委  
託する様爲す可しと予猶其巨費の如何を憚りたれば仔細商量われよ今に於ては爲も爲さるも我に  
在り既に託せし後は復た如何す可からずと云へは上野笑て當時の經濟は眞に所謂遣り探り身上にて  
假令此事を起さざるも其財を移して他に供するが如きにあらず故に無かる可からざるのドック修船  
所を取立ると成らば却て他の元費を節する口實を得るの益あり又愈々出來の上は旗號に鬩斗を染出  
すも猶ほ土藏附賣家の榮譽を残す可し（上野か此語は一時の諧謔にあらず實に憐む可き者あり中心  
久しく既に時事の復た奈何する能はざるを知ると雖も我か事ふる所の存せん限りは一日も政府の任  
を盡さざる可からざるに注意せし者にて熟友晤言の間常に此口氣を離れざりき）夫より佐賀獻納器  
械の長崎に残り在る分も盡く横濱に取寄せサンソライの取調を経て鋪腐の分手入磨き立一と通り組  
立て試みし上同港太田川縁沼地を埋立て建築する事に至り予か部下にては杉浦精介（今赤城と改名）  
軍艦方よりは誰ありしや名を記せず通詞は北村元四郎（今名村泰藏）等を掛り役とあし佛人ソソツ  
イ、同ドポートル、同エーアの輩其餘と共に横濱小製鉄所の建築に従事せしめ又一方は関老水野和泉

守參政酒井飛驒守等命を奉して佛公使同水師提督と議し其推撰を以て同國蒸氣學士ウエルローを上  
海より召ひ寄せ追々談判を遂げるの末同人を物裁とし相州横須賀灣に於て彼國地中海に在るツロ  
ン製鉄所の式に依り其規模を縮して三分の二に定め製鉄所一ヶ所ドック大小二ヶ所造船場三ヶ所武  
庫廠廠共に全四年にして成功し其費用凡そ一年六十万弗四年物計二百四十万弗を用ゆ可きを約し  
於是大日本帝國に於て始て造船製鉄船渠の大事業を起したりし此時東洋各國中支那の大と雖も猶ほ  
未だ有らざる所ありと云へり（本月十七日予盆花を探り逍遙して巢鴨の花戸内山長太郎の家を訪ふ  
に久々にて料らす水野泉州の老退後逍遙して到るあり共に十餘年來の契濶を語り溪羹野蔘一酌の餘  
り話偶々此事に及ふ君云ふ予舊時に在り一事業の世も知らるゝ無し唯其存し留る者は獨り横須賀造  
船所あるのみ是全く卿及び上野の盡方に在るありと一語亦以て其概を見るへし）  
横須賀造船所の成立は他の一方に就て述べは前の如く事容易に見ゆれと其内部の曲折に至りては實  
に今日筆舌の得て狀す可らざる者あり今其一二を擧げば海軍部下の者は政府の旨趣の何たるを解せ  
ず其之を佛國に委するを曉々し他向の論者は無用不急の務ありと嗷々し大計に暗き儒者武人杯の類  
は極口罵詈して咄々恠事とする輩もありて百方之を毀ち壞らんと欲する者のみありしが其事の決定  
は既に數月前に在るを以て惣て事後の論されは一切取合せず是等の始末今皆大抵遺忘せしが唯其中此

製鉄所を取り立てるに就て上野か妙案を施して軍艦方習慣の懶惰質を打破せし一舉は實に當時の愉快ありき是迄我國所有の各軍艦は制度未だ整はず將官懶惰を極め所部の吏卒氣隨放埒にし節制無れば何れも不潔汚穢にして塗聖剝落し餿飯餘莖の類所々堆を爲し奇臭鼻を撲つ程あれば他より之を誠むると雖も剛愎にして従はず故に凡そ外國艦に到りて販る者は其潔整を賞嘆せざる事無かりし況や折節我か各艦に「アンドロス」と稱する一種の惡蟲を生し蝨を被る者或は疹を生し或は痧を爲して其痒きと忍ぶ可からず然して其蟲たる細微にして見る能はず予か輩尤患ひて之を佛艦に問ひし其蟲は印度航行の商船中には偶ま之を生ずる事ありと聞たれど軍艦には決して之を生ぜし事無く又生せしめず然る所以は商船は百貨載せざる無ければ腥羶時に去る能はず灑掃處の至らざるより此蟲を生ずる事ありと雖も軍艦に至りては百般其司わり灑掃日に至り力めて淨潔にするを以て決して此等惡蟲を生ぜしめず是れ我か佛艦のみ然るゝあらず各國軍艦皆然りと答へたれば其旨を我か軍艦に諭したりと雖艦將始め猶は頑にして用ひざりければ此回製鉄所を取建るに當り佛公使水師提督セミラミス船將及ソントンライ輩を率ひて豫め地所検査を爲す可きか未開港の場へ我々が乗り組て外國船を廻漕する事は制禁されど我か軍艦へ彼の人々を乗せ巡廻するは支障あり就ては外國公使水師提督輩を我か軍艦に乗するは始ての事なれば能く誠節して苦笑を招く事勿れと命し其「アンドロス」蟲尤

も多しと稱する願動丸を指命して此回の使用船ふ當たりしかば軍艦支配の者一は當惑し一は驚駭して外に術無れば期日に至る迄晝夜を分たず灑掃粉飾に従事せしかば終に例に倣ひ各艦共に勉勵し大を以て淨潔よししたれば「アンドロス」令せずして跡を我か軍艦に絶に至れり扱製鉄所は最初相州船越或は貉ヶ谷に取建る見込よて導示せしか佛人測量して海底遠淺にして十分あらざる旨申出たれば改めて今の横須賀を示せし屢次鉛錘を投し其深淺を熟驗して至極製鉄所を取立るに叶ひ且つ景勝要害兼ね備りて佛國ツローン造船所の地形に彷彿せりとて大に喜ひたるを以て始て此所に確定せり是れ元治元年十二月下旬の事あり然るに此年極末に至り上野介は已むを得ざる事故ありて勘定奉行を罷められ陸軍奉行並とありたれば造船所取建事務は跡役松平對馬守の掛りと成れり此人は太平の人材にして軍國の事は其所長にあらざれば始めの程は痛く其巨費に畏怖の体ありしか木下謹吾山口駿河守淺野美作守及び予輩同掛りにて傍ら皆之を獎勵し且上よは閣參の銳意あると佛國假約既に済みたる後に在りしかは今更如何ともする能はざりき

元治二年(即慶應元年)三月頃の事と覺へたり一日小栗上野介淺野美作守(今次郎八)轡を連ねて予か反り目の官邸を訪ひ(是より前淺野は神奈川奉行たりし日深く戦端を開くを厭ひ一橋玄同公の意に従ひ縦まゝに生麥殺傷の償金を英國の索めに應じて許せしを以て罪を天朝に獲たれば職を褫はれ隠



居せしめられしが昨年中事漸く弛み再び人間に出たれ共猶ほ天怒を憚りて公然と官に就く能はず僅かに陸軍御用取扱の名義を以て諸官の下に在りたれど元と其罪に非ざるを以て上の任する厚ければ隨て事を用ひ力を冥々の中盡すを得たり。寒暄叙し畢て兩人詞を揃へて云ふ様倍老兄は既に承知ありや如何や知らざれど我々今日職掌の陸軍大眼目の事にて議する旨あり老兄の意見も聞たければ來れるが抑も廷議舊來の軍制を廢し洋製を倣ひ始めて騎歩砲の三兵を編みたるは文久二年の事にして既に四五年を経たれど其事固より一時の假定も出て且中間種々の障あり夫に連れて事功擧らず今以て一定の規律立たざるのみならず目的さへも未だ確定せず都て苟且に出て倉橋長門守貴志大隅守の如き先年長崎傳習を赴きたるも唯蘭人に從ひ騎馬の技を受し迄にて固より騎兵隊伍使用等の事に至らず去れ共其乘馬丈けを知るは他の知らざる者に優るを以て暫く騎兵頭と爲す類にて此餘は更に甚敷譯本三兵タクナイキの書等に就き高島五郎(今眉山)大島圭介等に問合せ交ゆるに各自臆測等を以て兎角して漸く眞似事迄の面目を取繕ひたる迄なれば其實口外へ出して三兵と、は言ひ兼る場合あり因て兩人か思ふ所にては何の國ありとも然る可き國に因み陸軍の教師を迎へ士官兵卒を教導せしめ一定の式を定め度此事も付て參れりと予此時始めて我國三兵の名ありて實なく且其杜撰に出て何國の式に依ると云ふにも非ざるを知り大に驚き果して兩兄の言の如くは實に兒戯に類して一旦緩急

ありと雖用も可らず是れ捨置れざる大事あるが兒童輩の始て字を學ぶ者名人の石刻法帖に就てせず先づ閩老の師を求めて肉筆を學ぶ道理あれば陸軍教師を聘するは最も今日の急務ある可し併し當節神奈川定番役の輩屢次訓練あり林百郎之を指揮號令して専ら英式を用ふと聞けるが此者かと果て術に長したらんには採用ありては如何と答たるに兩人慨然として大に笑ひ兄戲るゝを止めよ百郎如きは陸軍決して其人なしとせず況んや山手英兵(此時英國護衛兵を來たし横濱本村山手に屯在せり)が訓練を柵外より窺ひ其爲に習ふの如きは我屑とする所にあらず兩人か相談する所は眞に我國陸軍の本式を定制するに在るなれば其式立つの日は即ち神奈川定番役其外逆も皆改て遵奉せしむるに至るありと予此に至りて其失言を耻ら漸く兩人か意の在る所を悟り即ち端を改めて云兩兄知らるゝ通り僕累世の醫家に生れ軍旅の事は實に聞知ざる所なれと箱館に在りし日偶々英佛支那に事あり英人多く蝦夷馬を購ひ其尾を斷ちて軍馬と爲し天津に渡らんとするを見るに會し其後復た二國兵を合せて魯西亞と戦ひ其セバストポル堡を陥れしを聞き居留魯國人に逢ひたる節其支魯戰鬪の狀を尋ねしに何れの戦にも佛兵常に勇を奮て先進し英軍此も繼て氣を鼓す故に英あられハ佛以て獨り功を爲し難く佛あかりせば英以て敵を破り難しと話したりメルメテカンニと交るに及び世界の公論予を欺かす海軍は眞に英勁く陸軍は眞に佛強きの証を彼國史を援て解説せし事ありと今二兄軍旅の事に

馴る手に相談して然る後定むるとあるは其意知る可し定めて佛國公使に就て其教師を雇ふの應否を決せしめんとするに在るのみからん二氏領きて云誠に然り老兄幸ふ其勞を辞する勿れ

鎖國攘夷の稱何時か變して尊王攘夷(徳川齊昭弘道館碑中の語ありと歎)の目と爲りし日に方り愛國の文字未だ我國に生れ出さりしかは凡外國人に親接し事を談する者は善惡邪正を問はず概して皇家に悖る者と爲し同じく幕廷に立つ者といへとも意を弛して語るを得ず況や四方有爲の士環りて起り細作充満殆んと耳の垣に属するありて幕廷の云々舉動せんとする有る毎とも未だ行ふに及はずして既に世間又傳播し從て妨碍百出し終つて天朝より沮拒の令下るは毎事必ず然するものから幕吏の膽薄き者は首に畏れ尾も畏れ苟も身を全ふるを謀るの外暇あらす此時淺野は既に糞も懲り塵を吹き小栗は又新又權を失ひたる人あれども(攝河泉播四州の地を割き一橋家を増封し以て京畿を守護せしむへきの内論あり閣參小栗を召て意見を問はれしに上野介利害を開陳し固執して聞かす自ら死を以て上諭を拒むの責に當らんとを請ひしにより其事果して行はれざるを得たりといへども樞要に居る能はず出されて陸軍奉行並に補せられたるにて是上野介か材力ありと雖も終身參政に躋る能はず其下に在る者陸續越て其上に至るの因ありしと)共に志を屈せず兵制を更張せんと望むの心切あるより多く下司譯官の手を経て新を傳へ奇を博し遂に意外の漏點より障碍百端徒らに事の未済に毀たん

を憚り予又頼て直切に佛國公使に談し事を密勿に定めんを期したるなり予二氏を伴ひ佛公使館に赴き談せんを請ひたれと二氏は踪跡を物色されざる爲めか故さらり避けて江戸に飯り予をして獨任せしめたり明日予佛公使館へ往きレナソセスに面し陸軍教師延聘の事を談判する及及び事容易に整ひ我國政府より彼國政府へ書翰を以て攝理官カヒティン一人三兵教師各二人つゝ及び下士官職工を兼る者等數輩を撰ひ雇ひ入れ度旨依頼あらは其周旋は公使謹て之に任すへき由の答を得て二氏に報せしかは二氏其速に辨したるを悦ひ即日直に陸軍物裁又上申したるに物裁にも兼て承知の上あれは立ところに決して夫々手順を逐て運たれとも世間尙は誰も知る者あらざりき(此時陸軍物裁は老中松平伊豆守副物裁は參政松平縫殿頭と覺ゆ)此時陸軍三兵奉行頭以下職員も既に多く夫々手揃にも有りしかは予は特に其端緒を開き大綱を擧げ斷溪に橋を架したる迄にて自後細目の應接の都て其人に譲り格別の事にあらざれば關係せざりし故に其順叙細目は更に記憶せず

佛國陸軍教師聘入の件は既に定まりたれど我國にて佛語に通せし者僅に鹽田三郎立廣作の二人か箱館に在るの日メルメテカニオンに従ひ受覺へたるのみあるに併も兩人は英語に通したるを以て夫々既に職に就き居れば教師來るの日必らず翻譯事を授くるの迂緩を免かるへからす且外國締交の上は各其語に通する者を作りて用ふ供すへきは條約書既に明文あり況や師を延て衆生徒に業を授けしむ

る惡んそ其語に通ずるを待て然る後業を受るの理わらんや於是予レチンロセスと謀り其論意に基き佛國語學傳習所創設せざる可からざるの意見書一編を草し小栗淺野二氏に示せしに二氏一見して至極然る可しと同意し直に連署して上申せしかは又忽ち允許あり見込の通り然るべき地を見立成る可き丈け簡易に設立する様とて三人共に其掛りを命せられたり

「メルメデカシヨ」口譯筆記

横須賀製鉄所取建に付佛國海軍士官ヘルニー差出したる條約書面同國公使館書記官メルメデカシヨ口譯筆記

此度日本國大君政府の御老中の命令を奉し横須賀表へ取建る製鉄修船所の仕様の概畧左の通り

- 主幹佛人一人(即惣裁人)○同輔佛人一人(但蒸氣を司る)○ドック管頭一人○計官同○造船工手同
- 同屬工手二人○鑿孔工手一人○同屬工手同○塞隙工手同○屬工手同○運搬頭目同○同屬手同○
- アシユステル(即鉄工頭目)三人○同屬工手八人○鍛工頭目一人○同屬工手四人○鑄工頭目一人○
- 同屬工手四人○鑄工頭目一人○同屬工手三人○ドック頭目一人○同屬工手三人○主簿記手一人○
- 同屬記手三人 總計佛國備入人三十四名

右主幹の者は佛國大工廠に於て試験の上人撰し募に應せしめ備期は四ヶ年を以てすると雖も猶渡來の上日本國に於て其佳惡牛熟を驗し不可ければ放飯すへし

次の三管頭は渡航の節郵便乗船等上の下よ入れしむへし諸頭目及び屬工は佛國商船便に乗載すへし

尤註文諸機械と共に同裝す

給銀は航海中は其半額を給さるへし

頭目は妻努を携帶するを得へし但其人等十八迄を限り其餘は許さず

衆職工渡來一年の後備を辭せんと欲する者は三月間無給にて事を執り航船船費は自ら償ふ可し

四年の期を怠りなく勤めたる者は政府より商船便を以て送飯すへし

年限中疾病に罹る者は能く診療を加へ郵船にて送飯さすへし職工傭中に死したる者妻あれば郵船下

等の中よ乗せ送飯さす可し

職工の居室什具は政府より之を給與すると雖も主幹必らず目を寓して其濫溢を拒む可し

病者は横濱佛國海軍病院に送りて看護さすへし

病中は給銀の半數を與ふ

衆工手は一日の中事を執る十時間あるへし若緊急の要務あれば日本官佛官と議して更に時間を増す

へし

日曜日は佛工平生時間の三分之一を勤めしむ

日本官より佛工へ命ずる事あれば佛官必ず之に預り知るへし佛工日本工の間に生したる議論争闘は日本官必ず佛官に告げ共に其罰を議す

其罪の重きを犯す者は横濱岡士館に告ぐ可し

日官佛官と共に佛工を責罰するは五日間無給執事の上に超るを得ず之を超るの罪は岡士に告て後よ罰するを得へし

給銀は佛國政府の定むる所主幹一人を除き三頭目は一月各洋銀四百弗頭目は同百五十弗工手は同七十五弗あり併みからは其概算にて其中に就て好者は二十弗を増得へく劣者は二十弗を減し得へし政府の認めて極依頼するは勝へたりと爲す職工わらは其給銀の二割を増給すへし

佛の職工手は佛政府の請合を以て備付の節三月分の給銀を前貸すへし航來事を執る六月の後更に三月の給銀を授く可し

衆職工手横濱に到着すれば必ず姓名を岡士館に届くへし

職工手の受狀寫は岡士館に出さすへし

紛議起るあれば岡士此受狀に據て裁判すへし

### 日本官吏の事

總監一人○計司同○職工手計司同○藏庫監同○職工手査同○譯司同

職工を撰ふは各其業の近き者に就て取るを要とす

其給料は計司の定むる所に従ふと雖も其技と其勉力とに因り佛三官の請に準し増減する事ある可し

職工各頭目及工手共其業の上達に従ひ擢拔して級を昇せ身を立るを得せしむへし

職工手は成る丈け出沒更替せざるへし業も抄取り會計上にも便利あり

工手は惣体佛工手の業を見習ひ已か意見を出す可からず工手一日の勤業時間を邦官、佛官と協議すへし

大要佛工手と同一十時間を以て規と爲し急事あれば更よ時間を増す佛工に準すへし

休暇日は日本の仕來りよ任すへし

工手中若し其業を懈る者あれば佛官之を告るに従ひ日本官之を罰す可し

佛工手若し日本工手を毆打する等の事あれば日本官之を佛官に告げ佛官之を責罰すへし

守警卒は四列に配置すへし

一所に十二人つゝ都合四十八人を備ふへし其配置の區は佛主幹之を指授すへし  
 教場を設けて少年子弟を撰ひ之を學習せしめて佛の三官を換ゆるを至要とす  
 其撰に中りたる少年は佛衆工手の未だ到らざるに先立ち譯司と共に毎朝蒸氣學を講習すへし佛三官  
 間を以て之を教授す

佛の諸職工頭目の者は日本職工の善者を撰み之を誘して朝夕の間時々各其職を傳習すへし  
 共々晩間は繪圖の學に従事する佛國製鉄所の規則通りあるへし

製鉄所政理

主幹は日本政府と直ち交渉するを許さるへし時に因り製鉄所掛日本官吏の臧否を評するを得れり  
 あり

主幹日本製鉄所掛役の主幹と議の合はざる事ある日ハ高官の御老中若年寄にて其の是非を判断せら  
 る可し

主幹は三ヶ月毎に會計表を呈す可し且其後三月間に費用すべき會計算表をも呈す可し凡そ需要の品  
 を購求するに日本官は何品を購んとするも佛官之を觀て可否するを得へし  
 簿書は邦語佛語の二通に認む

倉庫の簿は邦語而已にて可あり

局内數部を分ちあるに因り各部の長は其主司の會計を勘査すへし

佛國政府へ注文して購求す可き諸品は 修船諸具、製鉄諸器械、蒸氣五百馬力器械、銅鉄其外凡需用  
 物日本國內にて辨するに至る迄の用品

此諸件は日本使節佛國巴里府へ赴きたる上にて購求するを要す其求むるの仕様は佛國各所の廠局を  
 歴試し辨理にして廉あるを撰ひ買取るへけれと鑑査は佛の三官各其好む所に從ひ求るを便とす

諸品買入の後佛國何れの港までも搬運船載の便に從ひ佛政府より懇懇に誠飾して運送せしむへし

運搬の叙次は主幹の旨に從ひ順次を爲す然る所以は夫々の手順を追ひ日本到着を待て其事に從へは  
 あり故に其器に管するの職工手は必らず其器と共に其船に乗せしむ

是等の爲めに費す可き豫算

蒸氣諸機械凡六十万フランク○造船修船諸具凡二十万フランク○中外衆職工人居室凡四十万フラ

ンク○運轉蒸氣諸具凡十萬フランク○銅鉄其他諸入用品凡五十万フランク○日本使節入用凡十萬

フランク

○二百二十万フランク○爲レ弗三十七万弗

日本國に於て使用するへる積り

最初より政府は心を用ひ力を盡して可成丈け日本國內より諸入用品を出すへし若不得已品は外國より購求すへし日本國內の遺所に産出する品物は鑑定の爲め佛職人を派遣する事あるへし併し政府の都合もあれば都て其命令を仰く

日本國內に産する品の價は日本官吏之を定むへし

外國品は佛人之を定むへし

邦内の品價貴ければ之を外國より求むるを便利とす

邦官は成る丈け佛官の心を助け居宅垣牆建築の事都て邦官の之を辨するを要す

造船所蒸氣所等の建築は都て佛官の指示に従はざるを得ず

能く此諸件の約を確實にして誤る勿らしむるか爲めに後の條約を立る左の如し

先づ横濱の小製鉄所を速に取建可し船中の諸修復を速に爲すに便あればあり

此費用は二万フランを要す

其餘猶五万フランは職事又着手する爲めの入用ありとす此間に於て横須賀の製鉄所を設るの地を築定する圖の如く又海を填るも圖の如くし假屋二棟を作り工場二所を設く可し

日本海軍方よ於て横須賀灣精細測量圖を造り出さしむへし

第一堅石五十メートル立方を豫備すへし但玄蕃石

第二堅石二百五十メートル立方をも豫備すへし但小松石石灰或は石灰の未だ火を経ざる者にては二百五十メートル立方と噴火山灰七百五十メートル石灰一千噸を豫め辨し置へし

此諸品既に調辨するを待ち日本使節佛國へ赴かるへし是は衆職工手到着の日遊手せしめざる爲めに謀るあり

使節佛に到るの日は主幹之をマルセル港に迎へ直にツローンに案内し其製鉄所を一覽し轉て日本に取建る製鉄所の規模概略を領知せしむ

終てパリスに行き使命を行はる可し

主幹は使節の爲め旅館及び其他の周旋を爲す可し

次三官は求めて速に使節に面せしむへし此時諸圖面を呈し各其任の機械を購ふ事を決す

本年十月佛の製鉄所諸機械を運船に載裝す可し此時修船工手は一併に乗載し其主管は此時を以て別に郵船に乗す可し

此輩既に日本に着すれば先づ工業所とドックと工手居屋と倉庫の營作又着手せしむ

使節は十二月巴里を出立すへし。

此時最も後ちに使用すへき諸機具を捆載し來るへし主幹も共に同船す。

一千八百六十九年正月一日に至らば凡そ製鉄所に從事する日本衆職工手は總て佛人の指教を假らす獨力にて其業を擔當し得可し。

横濱製鉄所を取建るに二件あり

其一は日本是迄所有の各船及び外國船の修復を爲し得へし

其二は日本職工手の事業に習熟せしむるの益あり

然れ共其之を開くや頗る難事とすれば佛國海軍士官の助力を假らされは其業を擧る能はず又在留外商所有の物品を購求せざる能はず

此建築の場は元村山手を可とすれとも政府別に好む所あれば何れにても宜し

元村に取建るには山脚五十間を削平して間口百二十メートル奥行三十七メートルに爲し前の河岸の石を疊て之を築く可し其周圍は石堀を繞らし門六所を設くる總て繪圖に據る

日本人未だ慣熟せざるの間は先づ佛人一人を立て主任と爲す其人物は海軍の事船具の事講明せざる可からず因て其撰はベルギー之を驗す可し

主任の下に蒸氣手二人を屬す又船工頭目一人を屬す

此他の職工は政府の需に應じ滞在軍艦より差出す可し

日本の職人は其初め小人数を用ひ馴るゝに従ひ其の數を増し甲熟して乙は傳へ乙馴れて丙に教ゆるを可とす

日本職工總て素業の近き者より取るを好とす

佛工手日本工手併せて共二百名に過ぎず

其別は アヌステル三十人 鋸工二十人 帆工十二人 船工十二人

差物工八人 帆縫工四人 桁柱工二人 使役夫十四人

會計は邦官之を司る但毎朝工手を調し場に上らしむるには佛官之に會合すへし

佛の工手は其頭領に應じ各其業を授く

佛の次官は日本職工手の佳惡勳怠を邦官に稟して之を論白するを得

物品を購求するには各工頭目主任の指旨に従ひ邦官に白し邦官之を購求す

將に購求せんとすれば主任に示し其佳惡を驗せしむ

既に購ひたる後は之を簿記し庫中へ藏めて用を待つ此事は邦官一切之に任す

若佛工頭目其所購の品を用るを願はず及ひ濫に他の劣品を用ゆるとの事あらは之を主任者に告ぐ可し主任者之を罰す

各工頭目何れ件を工作修繕するに因り所需の品あれば邦官之を聽と雖も若し或は其疑ふ可きあらは必らず主任者よ告ぐ可し

製鐵機械は月の晦日毎に必らず調査すへし

修船に二様あり職工彼船に往て事を爲すあり又製鐵所に於て事を執るあり

惣て中外の船々作事を求むる節は其船主先づ製鐵所主任に告げ主任之を聞て然る後邦官に稟す

事務輻湊して其索に應し能はされは主任之を邦官に告て辭すへし

職工閑暇の日には鉄鎖鉄鎖の類新製に着手せしむ

職工練熟に順ひ逐々噴水機バッテリー蒸氣器等の製造に取掛らしむ

横須賀取建に着手するに及ては其入用諸具を製作せしむれば當分閑曠かゝるへし是横須賀横濱二局

の相待て用を爲し重複と爲さるる所以あり

若横須賀を經營するに先立ち横濱のある無ければ瑣細の工事にも用を缺き走りて外國に求めざるを得ざるの事あり

### 下ノ關償金の顛末

下ノ關償金の三百萬元は頗る夥數に屬して世間に疑を置く者多く且つ之を受ける各國中にも心之を快とせず返完を議する者ありと聞きたり蓋其由來する所の原因の詳あらざるより疑を置き又其原因を粗知りたる國にては之を戻さんと議せしあるへし此事は實に一個の幕臣の算に成りて世間絶へて之を知る者無し今其人死して年既に久しく又其説を受け容れて施し用ひたる人も併せて死したれば之を言ふも罪咎かゝる可く且つ當時國內の密機我は之を知らず彼却て之を知るは不都合此上も無き事と思へば終に之を黙々に付するに忍びず然して此事を語らんと要すれば其前後の事情を詳叙するに非らざれば能く悉す能はざるを以て起原より次を逐て縷述す可し閱者其旁徑支路に涉りて冗暢に過ぐるを恠む勿れ

元治元年六月晦日予學問所頭取(布衣七百石)より田安館に徴れて將軍昭徳公の前に出しに將軍親しく目付役申し付る念入れて勤めよの語を拜したり是格例ありと雖も予か如き卑賤殊に制外たる長袖の醫師より出て上士と列するを得なるは時に無上の榮とせり蓋此時幕府大に憤發する所ありて廷臣の鎖攘説を主張する者を盡く廢黜罷免して跡を掃はんと欲するより方目付役の諸職事務に關し衆の



着目する所あるを以て第一、此局を改め百執事の耳目を新にせんを謀り、慶者開國説に従事して廢錮せられし京極能登守山口駿河守を起復して衆目付の上置しかば衆目付は意甚た之を快とせず、連署して其由を語り盡く退去して朝せず、以て職事を欠かして政府を窘んとせしかば政府大に怒り能登駿河兩人に命し門地を撰ます各其識る所を擧て急に其數に充しむるより不才子の如きも謬て之を承け其席末を辱するに至りしあり

翌七月朔日は西城災後の普請落成に付き將軍田安館より遷移あり局務匆忙殊に甚しかりし

又其翌二日の午後と覺へたり留守居格外國奉行竹本淡路守は目付部屋の外より至り取次を以て予を問を乞ひ逢はん事を申入たり（目付部屋は一切他の官吏の入るを許さざれば必らず部屋付坊主を呼び出し取次を爲さしむる例あり）予即ち出て之に廊下に接したるに人の往來繁く旁聴の恐れ有れば逆誘ひて大廣間の中央に至り對話す（凡そ旁聴竊聞を憚る機事を談するには曲房幽室を以てせず必らず廣室の中央に於てす是れ四邊人無く語聲他漏れざるを以てあり）予淡路と初面をれど其亡兄荒川常次郎曾て予が蝦夷行中留守宅に寓せしを以て互に姓名を知れり淡路時に予に向て云ふ本日予横濱鎖港談判の委任を蒙れり就ては貴兄の意見如何を問ふとありしかば予對へて云ふ是れ斷して行ふ可からざる事あり唯將軍在洛の日聖勅に對へて云ふ奉承の言あれば成否は置て一應其分を盡さ

る可からざるに似たり今外商望む所の利は我輩罪爾絲に在りて其之を産するの地は幸に奥羽北方に多ければ其地に令し此二件の貨をして盡く函館と輪し函館を以て二件販出の港とささば或は横濱輻輳の勢何分かを殺ぎ從て居留外商の或は移りて彼に住するもあらん歟あれ共是以て眞に能く然るを得可きや否は保し難しと言たるも淡路は至極然りと答へ猶又逐々相談に及ぶ事ある可しとて外に何事も無く分れたれば予も復た念と爲さざりしに日既に申牌を下り同僚輩と共に漸く城を下らんとする時に際し忽ち中官遠しく令を傳へ予を召して將軍燕居の室に至らしむ室は尤も深奥の所在り平生外班官の至るを得ざる所にして格別大あらず休息の間とでも稱する所にや時外國奉行土屋豊前守も亦召されたれば予と共に膝行して將軍褥前三尺の近きに進み僅に一闕を隔て、拜伏す將軍即ち詞を發して云ふ鎖港談判の委任申付る間竹本淡路申合せ骨折り相勸よ予於此愕然としたれど止を得ざれば意見一通りを述へ其事極めて難しと雖も上には在洛の日既勅應し玉ひ今更止むを得可からざる事あれば力及ぶ丈は盡し試み候半か何分にも成功の目的無之旨申たるも將軍再ひ然る可けれど精々骨折れとの命ありたれば謹み受けて退きたるが同僚皆予が退を待ち問ふに上旨如何を以す余前の云々を以て答へたれば皆擧眉し其苦を慰するあり又何の故に固辭せざるを答むる者ありしが予か心竊に謂ふ今將軍は是迄代々の如く深宮にのみ長せられしにあらね共春秋極て富み玉ひ未

た多く事を經玉はざれば外國奉行に命して外國の事を所置するは町奉行に命して市民を理し勘定奉行に命して貨財を調せしむるに同じく其職内内の事と見做し玉ふある可し然るに其難さを避けて他人を譲るは予が忍びざる所かれは予か力の爲し得可きと思ふ丈を盡したる上眞に爲し能はざるよりて辞するも敢て遲きにあらざる可し況や昨日迄も廷臣の鎖攘を唱ふる者充盈したるを盡く黜免を行ひ開國を説く予輩を擧る今日に至り其事を命せられたるは執政大臣も必らず其難さを諒悉ありて京師へ申譯迄に此任を授けられしに相違無かるへしと信したれば中々に他人の指笑を顧みず却て心安く覺へたりし

予既に鎖港談判立合委任の命を受けて後竹本淡路守に面し再ひ其旨を話せしに此命は同人の献言にて下りたる事よて談判の手續は惣て同人意中に在れば予は唯其應接の際立合迄の事にて宜敷との事よて翌三日時を刻し一同築地海軍操練所へ會し押送船に乘し横濱に赴かん事を定めたり

三日南風船進まず黄昏横濱に着したれば使介を英佛米蘭四公使の許に馳せ明日其館に到り事を談せんと報し三人共反目の目付官舎に宿せり

翌四日朝先づ英公使アールコックンと到り淡路先づ談判の端を開き國歩艱難の意を述へて彼の口氣を引き見るに中々容易に受付可き様子無れ共去り逆無下に勿付て顧みざるにもあらず兎角呻吟して共

よ何とか外に處置も有る可く勘考の様よ見へたりし故に猶談緒を残して他の三公使佛のレチンロセツ米のブライイン蘭のボルスブルツに詣り畧ぼ前件の意趣を述へて還れり此日子始て四國公使に面したるか就中佛の譯官は舊識のメルメットカシヨンにて有りしかは公談の餘互に箱館以來契濶の情を序し併せて彼は予の榮轉を賀し予も亦彼か騰擢の幸を祝したり此日を始として三四日間四公使館を巡りて日々同様の談を反復論述せしか絶へて要領を得たりしに一日佛公使より金川奉行官廓を經て特使を差し予に一事を談せんを要すれば館に來らんを望みたれと目付の職は立合に在りて談判の主任にあらざれば一人其館に往くを得ざる旨を以て拒みたりしに其夕カシヨンより一封の書を得たり淡路立會の上披きて之を閱するに公使ロセツか意見書の一編にて述る所の主意はロセツは外國の人され共多く各國の事に涉り又能く日本の事を探討して其情を知れり今日本國內の人心折合はず種の葛藤を生ずるは決して深く憂ふるに足らず凡そ新に各國と交際を開く日は何れの國にても必らず有る習にして日本のみに限りたるよあられは力めて内外の物情を鎮めて耐忍し多少の時月を待つ中には必らず猜疑互に解けて渙然たるよ至るへし今貴國の爲めに計るに此騷然たる物情を鎮めんと欲せば先づ長藩の事を處置し平穩に飯せしめざる可からず抑長藩人は幕府の使節中根某を殺せし事は尤も罪の大なる物にて既よ帝の詔にも其暴を怒りて此輩討せざる可からずとの明文あれと此

罪は決して藩主の犯せし所にあらず故に罰其殺す者に止りて藩主及び他人に及ばざれば必らず喜んで幕府と和せん然る時は國內に於て一の有力者の協從を得て他の政府又抗する者の勢力幾分を殺がん是れ政府者の心内に在りて尤も秘する所の要訣あり政府若し此事を信して是ありとせばロセツ必らず中又在りて和解し長藩をして首を俯して政府の命に従はしめん事其易き掌中に在り云々とありき

予日後に此書の意を考ふれば此時四國既に連合して下ノ關に赴き商船砲撃の罪を鳴らし一轟砲台を破壊して怨を報するの議既に成り居たりと見ゆれば其恐れて歎を容るに當り談するは此事を以てして局を結はんとせしなる可し恨らくは予愚にして當時其意を悟る能はず強て淡路を論伏せずして止みしを

讀て未だ終に至らず淡路は赫として怒り予に對して云ふ聞くカニヨンは君に就て日本語を受くと日本書札も亦能くするや否や予云ふカニヨン邦語は大抵能く通すれ共決して日本書札は能せず淡路又云然らば此書は別人の手に成たる必せり今諸州浪士の各國人に隨從し其耳目とありて政府の秘を搜る者極めて多し此輩をして機事を探知するを得せしむるは尤も害の甚き者此書は予に於て爲す所ありと執て之を懐にし馳せて英公使館に往きアールコックに面して云ふ我輩今日君と談する所は極め

て國家の機密あり然るを佛公使何者を雇備の厮夫をして敢て國事に關する書を作らしむ其慢亦甚し君夫れ之を佛公使又還へし能く後を誡めて再び如此事を爲さしむる勿れアールコックも又予に迫り此書を受けるの非を咎む予心愠る甚し答て云ふ相知人贈る所の書豈に拒て受ざるの理あらん矧や受けて私に披かす淡路と共に之を披き書中云ふ所の意淡路と共に始て之を知る予の受る非あらば淡路の讀むも亦非あり足下淡路の爲めに此書を還すは予關せされと予の非を咎むるは恐くは中らず言止て

出たらんと欲するに淡路が勸解するを以て坐又還ればアールコックも亦顔を和らけたり予此時年既に四十三歳既に世間の屯蹇を経歴して耐忍の力も強く成りたれり獨り己を潔ふするの國に益無きを悟り滿胸の不平を撫して黽勉事に従ひ居たるか若し少き事十歳執じ岡樞仙院に忤らひ籍を移して蝦夷に入るの日の前後又當らしめは必らず日に移さず冠を掛けて去る可かりし日を問て、英公使アールコックも亦た意見書一篇を草して出せり固より英文にして讀む能はされとも極秘とわれは我が譯司に授けて譯さしむる能はざるを以て彼の譯官アレキサンドルシイボルト口譯し淡路豊前と對坐にて主役と立合と位を易へ予筆を援て之れを記し既に成るの後淨書一通を留めて淡路に付し稿は其座に於て之れを火に爲したりしか其の書中の意味は我が國內諸藩に鎖攘の説を唱ふる者多しと雖とも皆其本心に出るに非ず政府が獨り貿易の利を占むるを媚嫉妬忌の餘り此説を主張して政

府の權を撓めんとするに外ならず以て藩侯を噓し天皇公卿を教唆するの計を爲すのみ然るに政府悟らず眞に鎖攘を要する者多く人心折合はざるを憂ふるは甚しき誤解あり其証據は現に今薩と云ひ長と云ひ其他諸藩臣の賢ある者常に竊に我が館に出入して開國の良善を説き歐洲の文明を欣羨する者日一日より多し此輩皆却て政府の因循にして鎖攘の說に拘泥するを歎息せざる者あり然るに政府は唯其外陽に唱ふる說に惑ひて其中陰に懷く情を燭さず區々として猶ほ鎖港の談を爲す我深く日本の爲めに取らざる所あり故に今の計を爲す者政府獨り貿易の利を私せず一年得る所を算して天子へ若干公卿へ若干大小各藩へ若干と其額を定めて之を頒ち公明正大の配賦を爲さば上天子より下各藩諸臣に至る迄皆欣々然として悅服し國內忽ち折合ひて復た不平を懷く者無からん然るも若し猶ほ一二の莽味理に暗くして眞又外國を蠻夷視する者わらは擧て之を誅鋤斬伐するも至て容易なる可し云々どありし（此書予か筆記一部淡路より老中へ出たしたるの外ある可き様をし然るに後日に至り世間に傳へ往々謄寫して藏する者ありと聞たるか如何も不審の至あり或は大意を漏れ聞て僞託し造る物あるか予若し得て之を一見せば眞僞直に瞭然たらん）

談判既に要領を得ざるのみならず却て彼か開國の誘導を受くる事に至りしは固より期する所とは言あから其儘江戸に販りて報するは何歟面目なき様に馳へたれど詮方なく猶ほ又逐て申入る事ある可

しと詞を殘して一旦引揚げたりしか恰も京師は長藩福原越後國司信濃益田右衛門介の事起り又東方水戸に武田耕雲齋田丸稻之右衛門の擾ありしかは政府の多事言可からず之に依て鎖港の事は暫く沙汰止とあり誰も問ふ暇あらざりしかは此上は唯此談判の爲め舊冬歐洲各國へ向け赴きし外國奉行池田筑後守河津伊豆守か一左右を待受け其模様に入り何と爲す所あらんと期待せしに豈に料らんや此兩人は初念を翻然し談判佛の一國も止り難きを見て退き飯航したれば滿廷其云甲斐を怒り二人の職を褫ひて家居禁錮せしめ然る後老中阿部豊後守か京師に詣り鎖港迎も行はれ難き旨を上奏する事に至れり然るに此時に前後して英國公使より淡路へ書翰到來し至急談判を要する事あれば來濱あり度旨申來りしかは淡路豊前及び予共に馳せて其談を聞しに英佛蘭米四國合同して愈軍艦を裝して下ノ關に至り前度商船砲撃の仇を酬ゆる議を決したれば其趣きを告ぐるの事ありしを淡路は内心大に悦び陽に之を沮みて陰に之を噓するの姿ありしかは予其或は必らず後累を爲さん虞り歎する能はず旁より啄を容れて之を打消さんと爲したれとも淡路は深く考ふるに及ばず却て只管に予の言を厭ひて機密を妨害する者と爲し剩さへ是より予と意見稍々相合はざるに至りたり抑も予か四國の此舉を以て決して日本政府の爲めにあらざるを知りたるは先見の明ありし非ずアルコックの語端常に斯く爲したらば長の勢焰何程をか弱むる譯かれは抔と思に著する様子見ゆるも己れの爲め

に徳付丈け爲せば其餘は決して爲さぬ算勘高き外國人の仕打は是迄幾度と奇く見てあれは最早三尺の童子も其手に乗せらる可き謂れ無きを淡路は己れの智を慢して自ら晦らみ彼の手を假りて我か仇を報する巧妙の謀と案し違へ終る予の意見を用ひさりし既にして外國艦五艘下ノ關に赴き一轟の後ち長藩乍ち款を納れ贈貽頗る厚く且其使臣を飯船に搭し深夜竊に陸に上らしの延て英の別館に匿し置くに至れり予其時藩主より各公使へ贈る懇書の寫あるものを見せしかは淡路に示して話らんと思ひしかど又彼か何様思ひ錯りて事を壞らんも計り難ければ窃に心中に収めて時を待たり

此時佛公使ロセツは長藩の使臣を辭し其厚貽を却けたれど他の三公使は皆受納せりとカシヨンの内話に聞たれども是さへ予は疑て信せざりき

鎖港の談判は我に在る四公使既に服せず彼に使する池田筑後河津伊豆も亦辭屈して販りたれば此上施す可き術無きを以て其事を奏聞する爲め老中阿部豊後守同年九月を以て上京するに決したれば顧問の爲め淡路に付從の内命有しか共江戸表外國應接の多端に託して辭したれば其次は當に豊前か付從すへき筈あれど其人小心言語越起して明了するを得されは其任を越へたれとも止むを得ず予に付從の命を下されたり是蓋し恐くは淡路か斯く計りしあらん淡路の人と爲り詭譎にして小敵を挟み自ら以て多智に誇れと其實は大義に暗き人にてありし去れば開鎖抑揚時に從て説を異にし或は浪徒に

交通し巧に閣參に逢迎するを以て之を信愛する者多しと雖も亦偶々其好を燭らして之を惡む者もありき初め予か政府に入るや孤立にして知人少きを以て籠絡して已か用に充んと爲したれ共漸く意見を殊にせしより共に事を議するを欲せざるの兆を露したり既にして豊後守京師より到る十餘日忽ち江戸より目付塚原但馬守を急使として差越したり即ち下ノ關債金一條にして若年寄酒井飛騨守と外國奉行竹本淡路守二人にて英佛米蘭四公使と議定し下ノ關を撃たる四國軍艦費と下ノ關を燒擄はさるしとの償として三百万圓を定期六回に納る事に極め尤も夫迄の内政府より手を下して長藩を處置すれば各國之を憤らざるへし云々の報ありしかは豊後守見終りて大に憤怒せしといへ共既に許して調印も済し上されは今更如何共する能はず蓋し豊後守は未だ本家を相續せず旗下の士にありし日久敷淡路と仕途を同くし能く其人を詳にする予輩始交の如きにあらざれば其外國の力を借りて政府を協制し以て伐長の事を迫らしめ己か浪士等と交通の跡を塗飾せんとしたるを推知し又飛騨守は惡を憎み善を悦ぶ正直の人なれど其進取輕躁の失は或は免れざる所あるを以て淡路か爲めに陥られて之を却け拒むを得ざりしを憐みたればあり抑も四公使か下ノ關に到るの軍艦は皆一時横濱港に繫在せし所の艦として本國より此事の爲め別に仕出せしにあらす況や米國の如き此時軍艦無かりしかり公使ブライインの計らひを以て居合せたる商船を備ひ一二の砲を裝して軍艦と號せしのみあり又下

ノ關市街を焼残せざりしも長藩款を四公使に納れしを以て爲さざりし事あれば此も政府に對して其償を要求するの理由ありし旁々此償金額無名なるは無く其無名の償金を甘して許すは其威に懼れたるに非ず別に要する者ありてあり且つ其政府手を下して長藩を處置するに於ては此償金を要せざる可くとの文の如きに至ては尤も事の條理無き者にして彼より請はす我より與ふる者たるは知者を待たでも知り得可き詞ありし十月に至り京師奏聞の事終り豊後守東飯此時淡路は金二千圓を政府に奉り征長用費の中に充られん事を請ひしか允されず間も無く留守居役又轉し外國關係の務をば解れしか舊の如く五千石を賜りしを以て幕府の世を終る迄福祐に暮し維新の時に當り家督を倅某に譲り己は隠居して本所の別墅に引籠り居たるに一夜強賊忍入り支体を亂斫されて死したり然れ共其夜一衣片金の奪はれし無きを見れば物取の業に非らず必らず怨家の所爲あるへしと世評せり

幕末嫌疑多き日に當りて動もすれば其か爲め累はされて罪を得る迄に至らざるも仕途に妨ある鮮からず軍艦奉行勝安房守は兵庫に教場を開き海軍生徒を募集して教へ居たるか長藩の暴臣京師に事ありしに方り塾生長藩の者一夕數十名脱去せしを在坂目付迄内聞にも及はざりし嫌を以て江戸に召還されて職を罷られ又小納戸田中一郎右衛門は父の代より召使ひし家來薩人ありと云ふを以て外に出されて使番と爲るの類尤も多かりし予は固より家來なる者もなければ家に寄留せし諸生を假りに

家來と爲し使役せし中薩人佐々木素行(現今少警部奉職)は同國浪人肝付兼武か紹介にて蝦夷表より知り合たるを以て常に使用し且つ其人頗る瑣事に涉りて草行野宿の際には鹽盤卵を炙り茶籠草を蒸す等の賤役をも辭せされは蕪荑萍沱の急と雖も能く辭して宥せしめざるより遠國用の時には必らず具して往來し豊後守付添上京の節杯も同船したれと凡そ官事に類するの談は一切預聞せしめず予か粗心に似合はず一語も會て漏泄せざりし故か更に上官の疑を受けず既に同僚中予又忠告せし者もあり又竊に聞參に申したる者も有りし由されと上も了知して彼に限りては薩長の人を撰はす使用するは定めて了簡ありて使用するをらめ問ふに及はずと沙汰ありし由(山口駿河守内告)にて更に差障もあらざりしは實に骨身に滲みて感じ覺へたりし

程も無く横濱半年詰の命を受け同港反り目官舎に在り彼の前に述べたる翔鶴艦修復より横須賀造船所の事陸軍傳習の事佛語學校の事佛國博覽會の事佛公使建言同熱海建言等逐次取計らひ任滿ちて江戸に仮り先手頭又轉したれと卒伍を領せず外國人應接の事のみに関し後軍艦奉行に轉しても猶は從前の如く奇りしか別に其事の主任たる外國奉行あるを以て機務の外日常の談は皆其職を推して予は關せざりしか將軍滯京の日各公使軍艦にて大坂より迫り兵庫港を期に先ちて開かん事を迫り求るの時に當り在京老中より飛報を以て水野痴雲大久保一翁及予を急速上京せしむる事あり予命を聞くと即日

途に就き三日夜を以て到着したれど時既遅く阿部豊後守松前伊豆守は縦まゝに外人の請に應し朝廷へ伺を經すして開港を許したるを以て譴を天朝に得て職を褫はれ封を削られ目付向山隼人正は之か爲め將軍辭職讓位の奏疏(此奏當時以て名文とせり)を草せしを以て亦褫職禁錮を命せられたる跡にて諸司共に蒼黄として出る所を知らざる有様ありさ此時予は京に入りて未だ館するに及はず城に上りて内閣に至り謁せしに一橋若尾張老侯立同君を始め會津桑名兩侯閣參共に坐に在りて問はるゝ又將軍辭職讓位の噂 關東よて如何なる模様とぞありしか予答へて小臣此度經る所の一路渚毛沚草も皆怒態あり何と況や人をやと申したるに一橋若尾の睨み睨して予を觀玉ひ滿坐黙して語を更に端を更めて兵庫先期開港の事豊後守伊豆守より既に許可せしか取り戻しは出來間敷哉と問はれたれば其事は實に容易に候と答へたれば重て信に然るやと問はれたる故予答へて兵庫開港の期限は明文載せて條約書に在り條約は彼國帝王と我國大君と共に許して結ぶ所あれば今各國公使之之を置て問はず請ふ所あるは暴よして其理無しとす故よ一に條約に據り其暴を受けず其理に就て論すれば彼必ずす屈服せざる能はず小臣至愚と雖も必らず能く此談判を了せん立同君大に予か詞を壯とし手づから茶蓋を取り坐左の洋酒を注ぎ予に賜ひ若年寄遠山信濃守傍らより國を開き看を著して與へたり予拜伏受けて退き命を待つに雖も與右筆一片の指令書を傳へたれば受けて讀むに兵庫開港延期の談判御

委任とありしかは予其延期の延の字を定ど改められん事を請ひしは然りとて改めて渡されたれば領受して暇を告げ翌日直に途に上りて東飯せしが此時一翁は病を以て到らず痴雲は晩れて到れり予の命を受けて江戸に飯るや即日直に城に召されて外國奉行に任せられたり(此夜幕府大番與力關口權助學生栗本某を囁し來て予を刺さしむるの事あり幸にして事に及はず故よ別記せず)其翌日横濱に到り四國公使に應接せしめらる乃ち彼港に赴き各公使に面し此程大坂表於て元老中阿部豊後守松前伊豆守が許したる兵庫先期開港は申すも氣の毒ながら誠よ已むを得ざるよ出たる一時應變の策にして政府の眞意に非されは取消し一に條約面に基き期限に至り相違無く開く可きの談判願み入る爲め來れる由を述たるに皆勃然として烈火の如く怒り貴老中の親く承諾する所は奉行の敢て再び拒否する事を得ざる可きとの趣旨を答へて更よ取合す坐を立んとせしかは予暫くと請留めて先つ一應聞かれ抑も各國どの條約は老中の公使と取結ひたる者にわらず各國の帝王と我國大君と共に懇親を表し互に許して印璽確證したる者あれば譬へ其不便を知ると雖も獨り我か老中の之を自由に變換するを得可からざるのみならず則ち各國公使と雖も各其政府の許可を經るにわらずれば之を變換するを得ざるの理あり然るに豊後守伊豆守等私よ縦に之を改め輒ち兵庫港を期に先立て開かんを許すは固より大罪あれば兩人共に皆重き譴責を得たるは各公使も既に知られしある可し然るを其人

の許す所あり迎各公使の必らず其約の通り履行せんを求むるハ各其の自國へ對せられて不都合又は無之や豐後守等か罪を得しは獨り我國大君の爲めのみならず則各國帝王の爲めにも罪ある譯ありはなりと云ひしに或公使は稍考へて再詰るに條約は然りと雖も老中は大君の命を受けて政事を取扱ふ大臣あるか其印證して渡せる書を一時應變の策と名付け取消さんとするは我々が肯んせざる所にして更に其證據の有る所を明にせずと云ひしかは予又答へて其一時應變とする證は凡そ是迄各國交際の事に就ては大と無く小と無く盡く外國奉行の關係せざると無し況や此度の如き條約變更の大事に至りては猶更又大切あるに此一條より豐後守伊豆守兩人のみにて承知し絶て一人の外國奉行の其間に携り居されは決して確實の物に非らず尙も外國奉行の其間に參し居らは元來の典故も心得居る故決して如此輕忽の承諾は爲さる可し又貴公使等も始より大坂に至り應接を要する事あらは何故兼て政府へ其談に及び外國奉行を彼地へ呼上げざりしや又且豐後守等も眞に先期開港を許す所存あらは先つ何事を置ても外國奉行を呼上り可きに其義及はざりしは何奇臨機應變の急策ありし確證ありと答へたるに彼再詰り云ふ様是迄政府より惣て實意を以て談判致し度と申入たるは度々にて我々も耳の腐る程聞居たるに此度の件に限り詐僞の策を用ひ今更應變かと申さるハは何事ぞやと咬付如く責たれば予復答へて貴公使等の此度の舉は最初より航海旁兵庫の地勢を見置く爲め出帆ありし

は兼て届置れたるか大坂へ立寄り老中と應接あらんとする事は政府絶へて聞及はされは貴公使等方こそ先つ臨機の計を爲して不意に艦を大坂へ寄せ先期開港を名として迫られしあるへし御承知の通大坂は京師に接近の海口よて外國船其地に滞在せる中は主上宸襟を安んせられす付ては大君始め凡そ臣下たる者皆晝夜殷憂に堪へされは老中は少しも早く其立去ん事を欲し條約の重きを願るに違わらず臨機の策に従ひ之を許せし故に貴公使等既に退くの後私に條約を變せし科を以て兩大臣か嚴譴を得しかり貴公使等何様ありても此取消しを承知あらぬと有らは此上談判は無益に販すれば予は最早此所を引拂ひ我政府の命を奉し歐洲へ航し貴國の政府より到りて談判の末條約を遵守保完するの外無しと云張たれば各公使一旦立て坐を出しか再び入來りて取消し承知違存無き旨を得て復命したり(此件の詳細を証する人は今唯平山省齋翁あるのみ)同年十二月廿二日勘定奉行小栗上野介營中より於て銜子を小陰に招き、戲半分に年も痛く押詰たるか財政も痛く押詰たり何れにてか五十萬圓程引き出す工夫はある間敷哉當暮の仕拂を爲したる跡は文久錢二十四萬圓を剩しあるのみあるか是は來春に至り直上を觸れ出したる後より出せは五十萬圓に成る故夫迄何と歎仕方は無き者歎差詰めの處當暮外國人の渡す下ノ關償金第一期渡方に支たるか今見すく損を爲し錢を賣る氣も無しと語りたる故予笑ひながら夫は眞實の談歎又ハ戲言かと問たるに上野答へて年内餘日おし何ぞ戲言の暇あ



らんや予再ひ答へて僕別に工夫の仕方無けれと唯下關償金のみの差支とわらは來年三月迄に延へ來三月に至らば再ひ六月に順延すへき腹案無きにわらす兄眞又窮迫せば予今より其策に取掛らん上野愁眉乍ち開け輒然として大笑し妙々其策果して成らば予は大手を振て新年を迎んと復た旁人の指目を顧るに暇あらず直又同行して用部屋に至り老中水野和泉守に申したるに和泉守も大に喜ひ至極然る可しと有りたれば予は一人の同伴を請ひしに誰にても好み次第とあり即ち町奉行山口駿河守を請ひしに同人は月番にてあれと同役池田播磨守に心得させん間駿河召連れよとて直に播磨を召して駿河事横濱表出張するに付留守中其方月番を心得よと命あり播磨承諾したれば即日駿河同道の途中驛を並へて手續を語り合ひ横濱に至りて先づ米國代理公使ホルトメンの許に到り面を請ふに速に出て逢ひたれば縦は寒暄を逃へ終り次て云く貴君には外國公使中一番久敷我國に居られたれば能く我國の事情に達し居らるゝを信し一事請ふ所あらんと欲す能く承られ呉れらる可きや否やホルトメン云く眞又貴兄の言の如く我はアンバサドル、ハルリスと共に貴國に航し來り既に十餘年の星霜を経たれば貴國內の情狀を詳知する者各國人我に若く者無し予因て云ふ夫れ故君よ向て一言せんと欲するは我か國目下人心擾々として政府の困難營ふるに物無く從て財政一路殆ど支給に勝へざるも貴君亦能く察識せられしあるへしホルトメン云ふ誠にお氣の毒に存せり其本源に溯れば我米國通航以來

日本國中漸く事を滋して今日の有様に至りしは我一人の能く知るのみならず我國大統領も兼て察し居るかりと答へたりしか予は此時最早半分たりと心得益々敬して去らは肺肝を打明けてお頼み申さん外でも無し下ノ關償金一條最早第一回の期限に迫りしか承知の如く此償金は四國軍艦費と下ノ關市街を焼拂はざりし爲めに出す所にして我か政府能く長藩の事を處置するに於ては元より償るに及はざる可き約定あり扱其處置の順序は國內の都合もありて是迄遅延も及ふと雖も大君既に其か爲め京師に在り目今専ら着手中ある事は判然たれば此期は償金を渡さず延へて來三月に至り猶ほ依然たる模様ならは其時に到り仕拂ふ可しと思ふ貴君は其事を以て理に當れりとするや如何ホルトメン云く貴言一々至極道理に叶へり抑も此償金は最初より過當ありと思へと四國公使同議の事おれは一國獨り異なる能はず（是は先公使ブラインの爲せしを非とする也雖も之を言はざるあり）予又云貴君は正直の君子あり又能く我國内の模様を知る故に此事を應接に及はんとして先づ第一に貴君よ來り謀り然る後他の三國も及はんとするも貴君果して予か言を以て道理に叶へりと思はれしは予か面目あり此上請ふ所は英公使パーンス其人敏才なりと雖も我國の事情も稔熟する事未だ遠く貴君に及はすと思へは予言を盡すと雖も或は容れられざらん事を氣遣へり願くは貴君子と同しく英館に到り予を助けて予か意を英公使に達せられよホルトメン暫く考へ在りしが應て對て云ふ至極尤も我同

行申すへし去れど些の用向われは一步後れて往ん君請ふ先つ往け予於此且約し且謝し去て英館に到り公使に面して説く事米館に往きし時の如くすれど中々受付す口角沫を吹て我か不信負期を責罵す予も亦屈せず抗辨已まされは通詞アレキサンドルセイボルト困し果て君と我か公使の應接は定式喧嘩に至り我甚だ困すれば最早通詞は致し兼ると斷りたれば予答へて君は通詞の役おれはこそ通詞を頼みたり斷ると有らは我か方の通詞を呼來るのみと暫く互に睨み合ひてありしか忽ち一小官奥より來り公使を呼て入らしむ是蓋しホルトメンの來りて密話せしかり間ありて公使再ひ出來り前よりは似す温顔にて申込の通り來三月迄延期すへしと答へたれば近頃忝きしと謝し去りて佛蘭二公使に至り一通り前の如く述へ英米二國既に予か請に應せりと云たるに何れも違言おかりければ江戸に版り報するよ及て上野大に撫掌感嘆し共み泉守に面して其勞を慰したりき抑も兵庫先期開港の取消し下關償金の延期此二件は近來應接の尤も至難なる者ありしか速よ首尾能く行届しは全く予か才力の能く此に及びしに非ず偏へに各國皆中心より此償金を快とし受ざるの情觀るへし引續きて予に高輪英公使館建築掛りを命せられ(是は彼請ふ所の政府建築を賃借するを拒み一時費用繰替ふ決する爲め)又横濱山手兵營地所談判掛りを命せられたり(是は英佛護衛兵營所地價の事より終に之を罷還するの地を爲すため)然るよ予泄痢を患ふるに依り遷延して正月十八日に至る忽ち京師より命あり予か官を罷られたり或は云ふ浪士外人共に予を便とせず故に飛語の九重に達せしからんと

幕末の形情

其船を名付て回陽と云ひ回天と云へは其名に就て其實を徴し以て時事知る可し特に識文誕妄の如きに非るあり蓋此時に方り幕府未だ倒れず徳川氏猶は政事の柄を執れりと雖も其氣象既に惨淡として日の虞淵に落んとするに似たるあり故に其朝に立ちて稍や倫理綱常を知る者誰か挽回救復を萬一に僥倖せざる者わらんや是を以て仁人君子其中心の苦殆んと比況する物無く終に詞氣を露れ情思に發し忍んで此不詳の名を以て船艦に冒するに至りしからん余今猶は其事を記するに及ぶを以て確にして後を證するよ足る者を老友山口氏口吻を借り以て前日の記の足らざるを補ひ舊幕の廢は慶應四年に在らすして遠く其前在りしを子孫に示さんとす讀者幸よ其前後の序を失ふを怪む勿れ謹て匏菴老兄よ告く曩者兄か出鱈目草紙中に各國公使の大坂よ赴き先期開港の事を申立し事並將軍昭徳公か辭職讓位の事を載せられたり當時余命を奉して大坂に赴き親く其事を豫り知りたれば敢て記憶の儘を談して以て我兄の參考よ備へんと欲す抑も今を距る十六年前元治元年九月將軍昭徳公將に長州に事有んとして大坂城に在り于時江城留守の大老酒井雅樂頭老中水野和泉守一日余を(時に

外國奉行首坐たり。召て曰、今般英佛亞蘭の四公使大坂へ航し開港の事を請ひ將軍若し肯んせされは直に京都へ通り、皇帝陛下に謁して直に其事を請はんとすと其期既に迫れり是漫視すべからず汝夙夜兼程速に坂地に至り以て將軍及び我同僚へ委曲の狀情を述べ且つ其役も服せよ。余於此敬て旨を領し目付小笠原氏と共に江戸を發し同月十三日を以て大坂に着す時既に初夜即ち老中阿部豊後守旅館に詣り訓を請ひ大老老中の意を述べ豊州微晒して曰子等兼程上道して來る何等の大事件と思ひしよ何ぞ料らん是尋常の事のみ海に界限無し凡そ潮の通する所船航して至へし和親國の公使等來りて大君並余等に面話せんとする亦怪むに足らず先期開港の事は於我曾て見る所あり何る雅樂和泉老の驚き甚しきやと余其言の甚た漫過るを怪む無きにあらねと亦一理なきに非れば黙して止り時に酒發既に具し豊州巨觴を擧げ余も屬して曰浪華の酒も亦口に佳きなり緩く逗坂して景況を見られよと數時對酌の間絶て一語の該事に涉るがし余倍々其意の在る所を知らず唯與馬倭徳の疲勞を以て酒を辭し旅舎に飯り明早坂城へ登る時に當路の諸員暗く言て曰く將軍西上して此地に在り内國既に多端の際又重ぬるに外國公使の來り通るを以てせば如何して可ならんと殆ど措く所を知らざるに近し余置て答へず大君に謁し稟するに江戸閣老の言を以てし各國公使の來意を申す大君聞終り速に豊後を召し意見を述べしめ從て其事を引受け取扱ふを命し玉ひ一日を隔て改めて余も大目付兼外國奉行に任するの命ありし

三日を問て九月十七日兵庫港より急報來り各國軍艦九隻入港を告げ又其中三隻は大坂天保山沖に來り各公使等の書翰を出せり譯さしめて之を閱すれば果して兵庫前期開港事件にて辭氣頗る強暴に涉るあり七日を期して決答あらんを請ふ余は小笠原豊州に陪し外船に至り一應の尋問し同廿三日豊州坂坂あり余即翔鶴船に陪乘し共兵庫に到り英佛米蘭四國公使に面接したるも豊州は開港事件を獨り擔任負荷して來る廿九日を以て決答あらんと約して飯られたり時に京都守衛の會津藩人輩續々と坂城に出來りて曰く各國公使等軍艦を率ゐて我に迫り開港を要求す是れ春秋に所謂城下の盟にして辱莫大焉。されは必らず許されざし若万一益々暴厲を極め上京せんとされは敵藩一同死力を盡して之を拒み淀島羽以往は一步も踏せず醜類を寸断して國威を伸んと掌中に在り聊か御掛念をされす押切て充分の御談判を願ふと申出る者陸續たり扱決答を期する前々日豊州再び兵庫に到らんとし余及び鑑察向山榮五郎を以て附添と爲す因て共に先づ兵庫に到り以て豊州の到るを待しに終に至らざれば空く飯れり蓋し大坂市尹井上主水正か獨見を以て英公使に説き其期を延しに因る然れども纔に兩三日を緩せしのみされは事益々益々くして却て機に後れ間を容るゝの禍を引出せり十月三日に至り忽ち在坂老中松平周防守一名へ宛たる京師傳奏よりの來書あり其書に曰く阿部豊後守松前伊豆守敬慮

に依り退職官位被召放云々此段關白殿被命と認めあり城中悉く色を失ひ吃驚仰天して寂慮の何れに在るを知らず將軍も大に驚かれ急々御用部屋へ出臨し諸司を呼集めて俄々大評定を開かれたり其座に列せしは尾張公紀伊公を始めとし閑老參政大目付勘定奉行目付等まで論議四出して鼎の沸か如し時又余榮五郎と共に進み言て曰く豊後伊豆共に將軍の臣にして將軍の任使する所あれば其黜陟褒貶は固より將軍の手に在る可し然るも今朝廷此の指令あるは是れ天皇親しく手を下して事を制し將軍の權を禱ふあり將權一奪さるれば天下の政復た爲す可からず今夫れ長防の事外國の急共に眼前に在りて其所置の如何に於ては實に容易からざる事にて一步も忽に爲す可らざる際に中り隊を容れて其主任の人を廢棄するは是將軍をして其職掌を盡すを得せしめざるにて上は天子の知を辱しめ下は萬民の望に負ひ御祖先へ被爲對御面目も無き譯されば速に大任を解き寄託の重きを辭して關東へ御飯駿あらせられ毫も依々戀々の情無き真衷を表されたる方然る可しと申たれば衆甚た服せず抗聲激語席に充ちたりし其時將軍宣ふには汝等兩人の議する處至極予か意に適せり抑も予稱弱にして統を繼ぎ大任に應るも不幸にして中外多事の秋は際し力を展て禍亂を鎮んとすれば肘を掣かれ半途にして當事の股肱を廢罷せらる畢竟人心一和せず予か才力迎も能く太平を保つ事出來されは如かず位を避け退隠し一橋慶喜を擧て朝廷の命を聽ん因ては謹て教旨を奉し豊後伊豆兩人の登城差留閉居せ

しむ可しと命ありて奥入り玉ふ時に諸臣悲泣嗚咽する者ありし夫より別に命あり向山榮五郎をして辭職讓位上疏の草を作らしめ成るも及び將軍親ら名を署し徳川支同(尾張公)をして齎らして京都に詣り捧しめたる其書云く

家茂幼弱不才ノ身ナ以是迄叨リニ征夷ノ大任ヲ蒙リ乍不及日夜勉勵罷在ハ處内外多事ノ時ニ廢リ上ハ震襟ヲ安シ奉リ下ハ萬民ヲ鎮ムル能ハス加之國ヲ富シ兵ヲ強シ皇威ヲ海外ニ輝ハ程ノ力無之竟ニ職掌ヲ汚シ可申ト痛心ノ餘リ胸痛強ク鬱閉致シ罷在ハ然處家族ノ内ニテ慶喜義ハ年來闕下ニ罷在事務ニ通達仕大任ニ堪ヘ可申奉存ハニ付家茂退隱政務爲承繼申ハ間家茂ノ時ノ如ク諸事御委任被成下ハ様偏ニ奉希ハ尤當今時勢ノ義ニ付テハ以別紙奏聞仕ハ間右慶喜へ御沙汰御座ハ様奉願ハ

別紙

謹而宇内ノ形勢ヲ熟考仕ハ處近來追々變遷致シ和親ヲ結ヒ有無ヲ通シ互ニ富強ヲ計ハ風習ニ推移ハ是天地自然ノ氣數不得已ノ勢ニ可有之奉存ハ就テハ皇國ニ限リ一向御外交不被成テハ卑怯退縮ノ姿ニ相成御國体却テ相立申間敷既ニ先年於下田亞墨利加使節ト和親條約取替セ相成ハモ右等書酌ノ上遂奏聞御許容相成儀ニテ其以來追々鎖國ノ舊格ヲ變シ富強ノ基漸ク相開ケハ處其後外交

拒絶ノ義被仰出ハ付可成丈ケ聖諭遵奉仕度志願ニ御座得共無謀ノ掃攘ハ致間敷旨猶被仰出  
 趣モ有之何レニモ富國強兵ノ策相立上ナラテハ鷹懲ノ典モ難被行就テハ彼ノ所長ヲ採リ貿易ノ  
 利ヲ以多ク船廠ヲ設備シ以夷制夷ノ術ヲ講ハ事第一ノ急務ト奉存ハ是迄種々苦心能ハ折柄防長  
 ノ事件相起リ終ニ大坂城迄出張仕ハ處不料夷舶兵庫港へ渡來條約ノ廉々改テ勅許有之ハ様申立若  
 シ家茂於テ取計兼ハハ彼等闕下へ推參直ニ可申立旨申張ハ間家臣等ニ命シ種々論談ヲ盡シ應接  
 仕ハトモ何分承諾不仕去逆無謀ノ干戈ヲ動シハハ必勝ノ利無覺束縱令一時勝算有之ハトモ四  
 方環海ノ御國柄東西南北旦暮攻掠ヲ受ハテ戰爭無已時ハ皇國生民ノ糜亂此時ヨリ相始リ可申不仁  
 不惠此上ハ有間敷誠ニ以歎カハシキ儀家茂一家ノ存亡ハ姑ク差置寶祚ノ安危ニモ關係仕實以不容  
 易儀ニテ陛下萬民ヲ覆育被遊候御仁德ニモ相戻リ可申哉家茂於テモ職掌相立不申候間右等ノ處篤  
 ト思召被爲分乍恐衆口ニ御動搖ナク斷然ト御卓識ヲ被爲立何卒改テ條約之儀ニ付去處存實至當ノ  
 談判仕候様判然ト勅許被成下ハ様仕度左ハハ如何様ニモ盡力仕外ハ外國制御ノ實備ヲ立内ハ防  
 長追討ノ功ヲ遂ケ上奉安宸襟下萬民ヲ安堵セシメ臣祖先ノ志ニ報ヒ可申志願ニ御座ハ皇國  
 如何様英武ノ御國ニハトモ西洋各國ヲ敵ニ受ケハテハ終ニハ聖休ノ御安危ニモ拘リ萬民塗炭ノ苦  
 ニ陥リハ必然ノ義誠ニ以痛哭慨歎ノ極假ニモ治國安民ノ任ヲ荷ヒ職掌ニ於テ如何様ノ御沙汰

御坐ハトモ施行仕儀ハ難忍奉存依テ前文申上ハ通速ニ勅許ノ御沙汰被成下ハハ寶祚ノ無窮  
 萬民ノ大幸無此上千萬奉懇願以定ニ不任悲歎號泣之至奉存ハ外夷闕下へ罷出ハ様相成ハテハ深ク  
 恐入ハ間家臣共ニ精々申付盡力談判ヲ遂ケ來ル七日迄ハ兵庫へ爲差扣置ハ間成丈ケ早々御沙汰被  
 成下様仕度此段奏聞仕

將軍既に意を決し辭職讓位の疏を上られし上は翌日を以て速に大坂城を立退き陸路東下するの令を  
 發せしに扈從の面々は始めて之を聞いて皆錯愕色を失ひ相顧みて言無かりしか講武所生徒の銃隊を率し  
 たる奉行の遠藤但馬守と同刀鎗隊を領する渡邊甲斐守と相議し各其所部の頭取たる者を召して此般  
 の趣旨を演説し銃隊は先づ發して伏見より到りて留り將軍の發後二日を間て發す可く刀鎗隊は直に將  
 軍の輿後に從ひ警備を心得可しと傳へたるに銃隊は諾して速に命に服したれども刀鎗隊は中々服從  
 せず各意見を述べて紛々爲々として止まず唯其内今堀登代太郎惟内某の二人は共に一言を發せず涙を  
 飲て始終謹て命を聽きありし(後ち鳥羽の敗に今堀は硝煙中に一人匍匐して進み敵陣に切入り十餘  
 人の脛を薙ぎ倒し身に數劍を負ひたれ共辛して選れ返り惟内は箱館に脱走して五稜廓を戰て終に死  
 せり)翌早將軍路に就き伏見に至り同所奉行の公館に到りしに此夜一橋尾張の二公及び會津桑名兩  
 侯途に要して説くに疏を上りしのみよて直に東下せらるゝは甚た然る可からず必らず入京ありて親

しく事情奏聞ありて然る後にあらざれば恭敬を欠くの嫌われは是非暫く思止り玉ひ進退完全の處置無ては叶ふ可らずと固く執て止ます遂に復ひ二條城に入り病て朝する能はざるを以て一橋公をして代て諸司を率し関に到りて一晝夜を盡し計畫討議しての後漸く勅を得て出るを得たりしか何れの邊にてか疏草の向山の手に成るを以て深く悪ませ玉ひしと見へ三日を出す職を奪ひ家に禁錮せしめられたり此時關東留守城にては方今内外事多の折柄震襟を不能奉安次第柄も是あり職掌上於て痛心の餘り胸痛鬱閉に就き一橋中納言事永々在京事務にも通したるを以て政務相讓度旨御所へ願置たり此段内意申達との報を得て内外蒼黄たる中も奥向にては殊更にて天璋翁主靜寛公主を始め後宮勝姫婦女の叢驚歎一と通りあらず中にも慟哭泣啼して井に投し劍に伏せんと欲する者さへ有りしかは老中水野和泉守大又驚き入りて老女某に諭し將軍職を盡す能はずして久く外に在るは是れ天下の大亂の基にして臣等か深く恐懼する所あり今斷然御辭職御東下に相成るは此上無き御深慮の圖に當りたるにて決して御愁傷の場合も無之慎て御飯りを待たる可しとありしに因り始めて合點行きて貼然たるを得たり

人家日用の行燈に一種其製を規せし者あり之を丸行燈と呼ふ此燈たるや紙を隔て明を爲す炬ある者も異ならずと雖も少しく蓋を開て火の直照を取るゝ方りては其光正面に至らず必ず斜に横側の地を

射る是れ時輩か幕の一臣某氏を目するに丸行燈を以てする所あり向山の黜けらるゝに當り其論を同ふせし大目付駒井相模守も亦同じく罷られたれば時に將軍に従ふ者の中最早一人の諍ふ者なく老中松平周防小笠原壹岐を始め皆齷齪たる人物にて首に畏れ尾に畏るのみありし上は將軍左右の侍臣は始より辭職の事を悦はず然る所以は將軍替れり己等或は罷られ或は外も補せらるゝを憂ひ一意に固寵持祿を欲するものから丸行燈氏漸く意を得んとするの天に達すると果して光線斜射し廷争の末勅諍を得たるを無上の幸と思ひ誤り相率ひて將軍に説き確議を一變して十月七日情無くも左の篇を草して差出さしめたるは實に千歳の遺憾までありき

家茂幼弱不才ノ身ヲ以テ大任ヲ蒙リ内外多事ノ時ニ膺リ竟ニ職掌ヲ汚シ可申且近來胸痛鬱閉ノ症相發シ難堪大任奉存ハ處ヨリ 叙慮ノ程ヲモ願ヒス退隱ノ願書差出ハ處難被及御沙汰段被仰出何共當惑仕ハ素ヨリ決心仕ハ義今更難歎止再願仕度奉存ハ得共猶再三再四熟考仕ハ處是迄ノ不行届ハ御答無之加之難被及御沙汰トノ寵命ヲ蒙リ感激ノ餘リ病ヲ推テ出勤仕從前ノ非ヲ改テ日新ノ徳ヲ修メ去浮虚務質實政道確然ト相立上安宸襟下保萬民ハ様乍不及勉勵可仕奉存ハ依之謹テ御受申上ハ(此草誰人の手に成りしや詳あらず)

師を出して半歳餉を丹程の下に糜して進を得ず退を得ず剩へ機務の臣は罰せられ言事の臣は免せら

れ萬に一も僥倖す可からざるの日に於て猶は何の所見ありて此の如き舉動に至りしや愚も亦甚しと云ふ可し我故に云ふ幕府の廢するは慶應三年の辭職に非ず今年に在り鳥羽既戦の敗にあらず今日未戦の敗に在り

將軍既に大坂城を發し玉ひて後は此地に留るもの唯老中松平伯耆守城代牧野越中守にて其他は市尹兩名及び武官の番頭のみ山口は外國應接用の爲に此地に止り在れとも共に其事の如何を議する者なく徒ら兵庫へ往復して各公使を慰藉存問するのみ期を剋せし前日に至れとも京都よりの決答もあらく老中阿部退職の後誰か此事の擔任たるやも知れず憂念極り無ければ目付赤松左京と議して時よ京都へ至り謀る有らんと曉發して澱川を溯り淀驛に達したり飢且寒堪へされは一店に至り戸を叩て酒を沽ひ粥を炊しめ暖を取りて暖を取る折しも店前蹄鉄の聲鏗然と響きて連轡過る者あり戸を開て見れば目付松浦某別手組數騎を率ひて來るあり松浦余等二人を見て曰我大坂に行き老中及子に官令を傳へんとするに抑も兄等何の故に此に居るやと余曰我れ開港然否の決答を坂地に待つ日あるに杳然沙汰し今日既二期を迫るを以て故に京都に至り再び建言して決を請はんと欲し來るあり松浦曰昨夜(十月五日あり)禁中にて大評定あり公卿今に皆鎖港攘夷を主張し我よりの建言は採用なければ力を盡し其甚不是あるを解説し漸く勅諭あり則ち其書は余持參せり是を以て各國公使に示すへし猶は群

細は松平伯耆守を以て談判に及ふべきとの命あり余此に於て席に就て謹て勅書を見るに兵庫は止められ候どの一言有り驚て松浦に謂ふ此勅書の如き彼等決して承服するの理なき勢必ず推て京師より闕に詣て強請するに至る可し果して此に至らば談判は借置き殺氣立たる會津藩士等必らず粗暴の舉動をなし國家の大事を誤るへし況んや應接の主任松平伯州にして此事の纏るべき目的無し事務通曉の人物供奉の中に在りあから如斯取計ひは何其不審の極なり余外國の職を奉する能はず松浦曰我は唯た使あり子か議論を開といへとも如何とも爲す可らず此所に時間を費すも益あからんと余其言を是として曰然は子は此より京師に飯り今余の言ふ處を復言せられ小笠原壹岐守を以て應接に任し玉はるよふ申され我は直に大坂に至り時間あらは兵庫へ赴き猶は決答の日を延期するか能はざるも幾時間を延すに盡力すへしと是より松浦氏に分れ別手組の馬を借て騎り赤松氏と共に馳せて大坂に飯り天保山沖に碇泊する順動丸も乗りたるは既に午後あり艦長を督し速に兵庫へ赴んと促して石炭を焚しめたり時に見る川口より一隻の赤船長官乗る所旗を並立して來るわり心密に喜て謂く是必らず小笠原壹州あらんと

近くよ及んで之を見れば豈料ん松平伯州輒然微笑して中央に座せり余(山口)等相顧みて驚き相語て曰伯州應接として來れるからん此人温厚淡泊の君子といへとも機に暗く變化乏しければ外國應接の

事件を擔當すへき才も非ず抑も如何して可あらんと思量中業已に伯州移り乗り余等に謂ふ過刻京師より急命あり各國公使へ勅諭の趣を演達すへし委細の次叙は子等心得たる可ければ宜しく談判有られよとて敢て苦慮の体も見へされは余益々驚て答辭を措く能はず暫く憚然として黙坐せり時に遠洋波濤を翻へし此方へ向て来る火船有り忽ち近き一箇の洋人小艇に乗り我船を望み来るを見れば英國書記官アレキサンデル、シーボルトあり余に向て曰日本は約期あり日本執政の來るを俟つと既久し各國の船艦今蒸氣を焚き此所に來るの準備を怠す故に我先つ來りて意を致すありと余曰應接として阿部豊後來るの約ありしか故ありて免職したり故に老中松平伯耆守兵庫へ行き各公使と面談すへきありシーボルト曰約定の期に迫り俄も免職せられしと云ふは不都合には之れ無きや況んや松平伯耆守と云ふ人は是迄一回も公使に面せしとあし然して開港の事は決定せしやと余曰此事は就ては單詞を以て罄す可からざる無量の事情あり委曲は兵庫より到りて盡すへし今此所に遅滞し諸公使の勞意來着を致さは更に不都合を重ねん因てシーボルトを遣し各其船に航し兵庫を指て駛する船中伯州に應接の趣意を問ふに唯各公使に面して此勅書を示すのみ其他別に京師より被命候事無し都て可然依頼申と更に心志を勞する事無く何を詰ても漠然たり余心に謂らく今日に這り策の行ふへきあし恃む所は一の佛國公使レオンロセスあるのみ因て先つ彼に面し目下困難の情態を説き其急を舒ふるを謀る

の外あし渠若し肯せされは京都に這るの日に京の吏員等番發勉勵するともあらんかと万一を僥倖するに決したり順動艦の兵庫に近くや佛國書記官メルメットカシオン忽ち來り問ふ本日之事如何公使等子を待つ久しと余曰事々都て硬塞せり我力之を如何する能はず偏へに公使の周旋を欲するあり此事に任せし阿部氏は職を免し之に代るの人は松平伯耆守あり此人極めて外事に味らし余其或の事を敗らんを恐ると雖も施す可き術あし請ふ之を救へカシオンも痛く望を失ひたる体にて曰今更別と説くへきあし後刻公使の對話又盡すへし貴君國の爲め努力して事を完了し玉へと述へて分れ去れり松平伯州の四公使に面するや英國は先に書記官を差越したるを以て之を始めとあし先つ英船に到るに公使導て客位に即き初面會あるを以て余其姓氏職諭を述ふ公使恠み問て日本日の約期も阿部豊州は何を以て來らざる曰先日職を罷められたり曰小笠原豊州は如何曰病痾あり曰松平防州は曰機務繁劇なるを以て來る能はずと公使冷笑して曰結局の談判に及び舊識皆來らず生面の貴下來臨は甚た不審千萬ありと其時伯州右手に勅書を捧げ朗讀す其文に曰

條約之儀御許容被レ爲レ在候間至當之處置可レ致事

是迄之條約面品々不都合之廉有レ之不應ニ微慮一候ニ付新ニ取調諸藩衆議之上御取極可ニ相成一事

兵庫港之濊ハ被レ止候事



如斯京師禁中より仰出されしに付其段貴所方へ申通す可き旨將軍申付られたる故然る可く承引成され度と述たり時にシーボルト氏傍より余に向ひ勅書の字句を質問し猶又公使に通ず公使聞や否や面色忽ち變して火の如く拳を擧て案を叩き起て椅邊を大步し座に還り口角沫を噴て曰條約許容とは何事ぞ大英國と日本と前年既に結へると知らざるか又不都合の廉あらは再議の時付して可あらん兵庫開港を止るとは條約に背けり勅書とて貴重なるべからば大君よりも更に權の重き者ぞす然らば我等直に其權の重き者の所に就て談判すへし最早子等と話するも及はず速に日本の國權を有する所へ誘導せられよ且又眞に日本皇帝の書ならば宜しく其印璽を捺すへしをれさへあき一片の紙上へ書たる物我は之を疑ふ子等余輩を瞞する勿れ我れ今艦長に令し即時京師に至らん貴所をれ同行われと持たる勅書を引裂て拋棄し起て屏後に入んとす余急き止めて曰勅書を以て君に示すは懇信を表する爲めあり我か大君の意固より條約を履行するため上京して闕に至り當今世界の事情を説明されしあり兵庫云々も國內不平の者有りては永年安心せらざるもる禁廷へ申出られしは禁中の旨意猶ほ如斯かれば猶何度よも及び解説して期する所に達せんと欲するあり又此書に印章なきは我國舊例にて上位より下位へ渡す書には往々印章無き者あり此書元來天皇より大君へ授けられしにて君等へ其儘示すへきに非ず然るに修飾せずして是を示すは懇信を表すればあり兵庫の事よ於ては猶大君并に老中の

盡力有るへし此等伯耆守より述ふへき處未だ其意を竭さるるあり今已に昏暮あり佛國公使も待つこと久しからん猶同公使の言を聽き再び貴艦へ來るへしと英公使氣色稍や和らき然らば佛公使と談判の後再び來られよ又談すると有る可し逆分れて佛國船に到りぬ

佛船に到れば公使迎へて客席に至る英の船の如し於此伯州之を告る英公使と同かりしにロセツは流石少しも驚かず伯州に向て曰君は生面あり因て委曲の事情の此人に問ふへしと余に向て來由を聞きカッポンをして口譯せしむ余因て目今國內多少艱難の事情を略説し且曰貴公使は元來兵庫先期開港を欲するに非ず此事の原皆英公使より出づ英公使は常に多く我か政府の官員よ非ざる人々に交通し我國をして紛亂愈々多からしめ我大君の權力を飽迄削弱せしめんと欲する如くに察せり然れば貴公使今余の説く所を諒察し兵庫開港は江戸に至り緩々議せられんを請ふ今大君長防征討として大坂に在れども昇平殆と三百年の我國にて初て軍事に従ふ唯此一事さへ政府の苦心衆人の勦勞太だ大君然るに貴國等又事を生し紛紜を來す京都皇帝は固より海外の事を知らず公卿は自尊自大として大君殿下譜代の臣會津桑名其他の藩士等と雖も於今攘夷鎖港を固執して悟らす見渡す所の各大藩士中には聰明にして能く時勢を知るの輩無きに非ずと雖も内心世の變革を企望するより陽に其説に雷同し愚者を煽動して益々政府を傾覆せんを謀る危險の極時にあれば貴公使能く其情を察し其勢を觀られ

て九隻の軍艦一日も早く江戸灣に至り於彼談判有んを乞ふ先期開港は四ヶ國の國命あるに非ず英公使の發意に出で諸公使の附和せられたりと我は思へり本國の命令無くして憤然京師に采入し萬一不慮の事あらば千金の身を塵埃に等しくし反て貴國和親の意に反れり彼我の國難を醸すに至らん是知者の所不爲也君夫れ是を思へどカシヨン言語流るゝ如くに公使に通したり其時公使黙考する數時にして日子の言ふ處能く了解せり予は尤至極とすると雖も英公使は必不平にして快受す可らず是れ兼て心に期して日本帝に面話せんを欲するされは我一入子の言を肯する能はずと余曰英公使は素より政府を信せされども君は已に余の此言を是ありとせば是れ余と意を同くするあり既に既意を同ふする以上は余の口より云ふも君の口より云ふ方信を彼人に取れば是非英公使を説諭有んを請ふ左すれば大君の喜ひあり將又余輩使臣の願ありと其時公使掌を抵て曰此に一策あり老中連名の書簡を速かに渡されよ其文意は大畧今子の言ふ如く國事多難の秋此地に於て事を盡す能はず兵庫開港の事も大君に於ては承領せり是等は悉皆江戸に在る水野和泉守に任すべきゆゑ速に江戸に於て談判せられよ京都皇帝へ外國事情を必能く告げ置くべしとの趣に認められよ我れ其書簡を証として今夜各國公使へ説諭して明日は速に退帆する様取計ひ以て目下の急を緩くすへしと

余即ち其言を領承し伯州と共に翔鶴艦に販りて其書を草するに當り伯州忽ち言を放て云く此書我一

名されは可也と雖も同僚連署たらんには一應其人々々相議して後之を贈るへしと余曰是大事の前の小事也今夜既に八時を過く今より京師に往復相談あらんには明日には達すへからず英公使再來を待つとされは此期一秒時も空過すへからず若し明日に至らば各艦已に大坂に至り澱川を溯り京都に至らんとし衆心動搖せん況や君は是迄外國事務に關せされは一名の書は彼に於て受く可らず却て佛公使の厚意を空し後悔臍を噛ん君猶御不承知されは御一已にて御處置あるへし附添の任は平々御免を蒙ると述べたれば伯州詮方かく然らば子能き計へ後日同僚不平あらば子の罪ありと余後日の罪を甘受して右筆北角氏又吩咐して書簡を認め老中松平伯耆守松平周防守小笠原登岐守の名を署し其諸記する處の花押を記しめ持して佛國公使に授けしに公使一閱しカシヨン口譯す余公使に伴ひ再び英艦に赴きし兩公使の談敷刻に及ひ夫より米蘭兩船に行き又談する數刻にしてロセス余に向ひ重てトレビヤンと云ふ語を述べ盡し其最上結了の意を報するあり余公使に向ひ周旋の勞を謝し共に佛國船に販る時已に午後第三時あり公使曰我々の船明夕を以て發し四國より九州海岸を経て横濱へ販るへし子販りて能く大君よ此事を申し江戸の水野氏の盡力せらるゝよ命令有らんを乞はる可しと余佛公使に別れて我船に販り伯州に復命す伯州曰必ず明日退帆すへさや余曰ロセス既保証せり必らず意を安んせらるへし伯州曰然らば子は此地に止り各國船の退去を確認して京師に至り大君

及び同僚に此處置を白すへし我は今より大坂に飯らんとこの事あれば余の辭別して上陸し兵庫の逆旅  
 に至りて泊す時又十月七日（大君より禁庭への建白書より來る七日迄各國船を兵庫に差扣させ云々  
 どのとあり故に此日を以て期となす）其翌赤松氏と旅舎に居て頸を延て各國船の出帆を待つに朝未  
 明よりして諸藩士陸續として來り余は各國船の無故退帆する所以と昨日伯州應接の模様を問ふ者前  
 後幾輩あるを知らず余盡く面して各國船の永く此地に碇泊するは人心を拘り宜からざる故百般都て  
 江戸に於ての談判と決着せりと大畧の事を告るに衆疑て服せず或は粗言を雜へ詰問する者有るに至  
 れり其夕英船より余を招き公使西海岸の開港并横濱商況の事を談判す第九日曉天各國船出帆の報至  
 る赤松氏と共に即時發程黃昏京都二條城に達す

余の二條城に至るや例の如く用部屋に至り老中より調して顛末を陳せんとするに一橋君上座より有り微  
 笑して見て曰汝既又割腹の命降らんとせりと余驚て其何由あるを問ふ時に小笠原壹州傍より余を招  
 きて別室に至り昨日此地の風聞に其許兵庫に於て擅まゝに勅書を更改して專斷の應接を命す其故に  
 各公使異議なく退帆せられたれども其罪大逆無道より比す敵す可からず直に屠腹を命すへしと奏する者  
 あり廷議殆んど之を可せんとするに大君及一橋公皆其事の信疑未だ判然せざるに先立ち漫りに彈  
 劾す可からずと明言あり我輩も亦親しく本人の言を聞き併せて伯州の言を聞かされは容易に罪す可

らざるを陳せり然るに今日既に伯州の來書を得て粗は談判の模様を知るに至れば深く憂るに及ばざる  
 るへしと於是余前日よりの事を詳説し唯御同列の名を連署したる一事は專斷に近く恐縮の旨を述ふ  
 壹州曰然りと雖も難所の場合這等の事を決斷するは尤至極せり乍去汝此地に滞在は甚危し今夜速に  
 上道して江戸へ飯り杜門出す謹慎して衆議の少息を待て後時宜の計ひあるへし我輩亦此地に於て  
 能く彌縫周旋すへしと余少く安し座を退きて將に出んとして向山氏に一面し此般の事後日の處置を  
 談せんとして之を傍人は問ふに曰同氏は過日既又罪を得て旅舎に閉居すと之を聞き憮然として廊下  
 を過る時偶々蓬頭垢面疾歩して階を歴來る者あり是れ軍艦奉行兼外務取扱栗本瀬兵衛が傳に乗じ奔  
 馳して江戸より來るあり細語するに暇あらず屏陰に招きて唯時事復た如何する無し兄宜しく代りて  
 努力あれの一語を残し城を出て竊に向山氏の旅舎を訪ひ暫時話して分れ去り匆忙岐蘇道を兼行して  
 江戸に還り門を枉て閉居す翌夜小栗上野介余の飯家を聞て來訪せしかは此回京都大坂の事各國應接  
 の次序を詳説し大老々中へ演達せられんを委託し以て復命を待てり

記者云此下より前に掲げし下關償金の條の末段を接し見れば以て當時の現況を知るに足る可し

佛國公使軍事の上書

佛國公使軍事の上書

舊幕の將に長州に事あらんとせし日に當り我國駐在佛國公使レオン、ロセス參考の爲めにとて書三篇を草し軍事惣裁松前伊豆守を呈し騎馬將軍京師に出て久しく留りて進まざるに際し又一篇を草して將軍手許に奉れり前後四篇の書皆省せられず併せて其厚意をも謝されざりき（外國人が入らざる事に口を出して面倒あり位の事か）然れ共其幅稱するに足る者あるを覺ふ四篇共にロセスの机前に於て彼書記官メルメテ、カンヨンが口譯を予か筆記せし所に系るを以て世に之を知る者絶て無し今焚餘の殘稿を篋底に搜得たれば録して以て之を存せんとす

二百五十年の間國內泰平にして目に干戈を見ざるの洪福を保てるは世界に聞たる例なき所あり然るに此度の擧あるに至るは實に已むを得ざる場合も出たりと雖も慘むべきの甚きとあり今貴國は將智よして兵勇なり必らず成功を暫時見るに至らん唯不肖外臣ロセス儼少壯の年久敷行間に在りしを以て軍形軍情の事に就て稍や得る所ありとせす因て自ら探らす自國の兵制を酌量し貴國の用に充んを欲し左の三篇を綴りて貴下の覽に供す以て參考の資と爲るを得ば幸甚し外臣ロセス謹言

軍形

陸軍は步騎砲の三兵に成立てり 而して歩兵に輕重の別あり  
重兵は鎗銃を携へリキマンの隊とす 一リキマンは三バタイロンあり

一バタイロンは八部に分ち部毎に百人あり故に一バタイロンは八百人にして三バタイロンを一リキマンと爲し其數二千四百人あり

リキマンの大將はコロチルにして其下にバタイロンの頭三人あり皆カピタンを以て此頭とす一カピタンの下にヨトナン一人とヨトナン並兩人あり又其下にセルジャンマヨールあり又其下にフリエ

一 勘定 一人又其下セルジャン兩人又其下にカホル八人あり其餘は盡く戰卒あり

抑此重兵は戰場に臨み何等の用を爲すや或は平列して敵を壓め或は方疊して敵騎を拒き或は我軍の砲彈を守り或は糧食を護す

輕兵はニコエーを持ちサーナルを着け一千人を以て一バタイロンとせり

此兵は前進して戦を拒く者あり故に必らず輕大砲を以て之を助けり

騎兵も亦分ちて輕重の二種とす

重騎兵は必らず甲冑を撰ぬる敵の重歩兵に當り専ら其方疊の陣を衝突する事を要す

此兵や多くは平地曠野に於て用を爲す

輕騎兵は斥候を以て主任とし時よ敵の輕騎兵に抵り又我が輕騎兵を扶く可し又兩軍酣戰して敵敗色あるを見れば急よ之を追ひ復ひ伍を齊へ列を布くに暇わらざらしむ

砲兵に三種あり貯蓄砲兵、輕砲兵、山砲兵とす

貯蓄砲兵は十二磅砲と十五磅砲とを持せり

此砲兵はハタレを以て分ち一ハタレは十二磅砲四門十五磅子母彈砲二門なり毎門彈藥車ありて副し更に加ふるに四車の貯蓄彈を携有せり

一ハタレは砲卒凡そ百人にして其頭はカピテン一人ヨトナン四人スツフエー下役十二人あり

砲兵は歩行し砲車は凡そ六馬駢行以て一輛を牽かしめ前行左邊馬に一兵を騎らしむ而して道途の險夷遠邇に因りて馬數或は減し或は増して其宜しきに從へり

輕砲兵の砲も亦十二磅と十五磅にして異なる所は其兵皆彈藥箱車の上に乗るあり

指令使其他の諸官亦皆騎馬あり

此兵は或は急に馳せて敵に迫り或は我兵の手海き所を見て急に赴き救ひ或は敵の重兵の堅厚にして破り難きを碎くの用を爲す

時として此隊は十二磅より小なる砲を用ゆるに利あり

山砲兵は十五磅の子母彈砲を用ひ其砲は車と共に馬にて運行す

一ハタレは兵數五十人にして其内に人あり砲も六門にして彈藥箱の制粗は長鞍に類して造り以て駄

行に便ならしむ

當時は多く十五磅を用ゆるを止め専ら四磅のナポレナン加農砲を使用せり

近年大砲の製一變し古砲は全く廢するに近し故に輕重二部にも多くは十二磅ナポレナン砲を用ひ山砲も四磅を用ゆる事となれり其故は古砲に比すれば着彈は四倍の力を増せばあり

ナポレナン砲は其命中恰も算の如く毫髮の差なき故に世諺に古砲は砲をり今砲は算ありと云ふに至れり

此砲は筒中に旋溝あり彈殼に旋條あり溝と條と能く密合して旋發す此を以て其的を差へざるあり唯兵士一千人にして能く此砲三門を用ゆる割合されは之より過れば却て害ありとす

砲固より此の如く利をらざるへからず然りと雖も此利砲の能く其用を爲す所以は全く硝藥をわれは硝藥精撰せざるへからず況や其的度の遠邇に依り増減して之を用ゆる者されは其蓄へ數倍の多くして能く事に臨み顛倒あらざらん事を要す可し此度の役はは大砲一門に付破裂丸八箇碎丸五十彈を用意せざる可からず

歩兵一人に付彈丸一千つゝ携帶せざれば必らず事を欠くに至るべし

大砲車臺は一門付に代車十輛用意すべし其餘猶は車輛のみ四十輛の數を備へざる可からず

糧食秣草布幕の類を駝する馬は常に大砲兵の後に在る可し夜間露宿の時と雖も亦然り  
傷者病者を運送する方法豫め講明し置ざる可らず兵人一千に付外科醫三名を以て定員とす

戦に臨む日は銃卒一名に付必らず彈藥六十發と三日の糧を携帶せしむ

行軍押進む時は驟に敵に襲はれざる様心掛へし故に上は將校より下は兵卒に至る迄日々の戦所を豫  
知せしめざる可らず平野を押し行くには必らず圖の如くすへし(圖缺)

山路を押し行くには成る丈け兩傍の山上に輕騎を配りて斥候たらしむ

此輕騎兵は毎日交換して其勞を息はしむ

此輕騎兵は行軍より餘程先に進み或は土人を虜し能く敵情を探問するを力む

凡そ軍を行る一日より日本道五里ある可し

夏日は午前十時より午後四時迄休息時間とす

大將は常に行軍と共に押進み六軍の隊伍と陣所とを能々心を用ひて檢し或は懈るある勿れ

總軍押し行くには一日に數回休憩し其度毎に能く整へて衆を遲速わらざらしむ

野陣を張るには飲水薪材二品に事を欠かざる地を撰むを以て至要とす

大將の營は小丘あり四方開路よして陣を遮る物なき場を最上とす

其陣營大約圖の如し唯其地理に因り時に沿革すへし今其畧を擧ぐ(圖缺)

土地を相するは大將の任あり故に日々泊所は必らず細悉の圖を造らしめて研究すへし

大衛隊は日没後必ず居所を替へ其間の所と異らしむ可し其居所を替るの時は極めて寂として喧嘩混

雜の音あらしむる勿れ

棄隊卒は夜間敵の襲來を見れば或は號砲を鳴らし或は逃走し來りて常警兵に報ず常警兵之を聞て砲

を鳴らし退て大衛隊に入る此大衛隊は敵に當る者なれば且戦ひ且退く此間を以て陣中諸隊の兵用

意既に備り襲來の敵を殲す事を得可し

敵と戦を接せんとするの地は大將篤と檢閲の上取極めざるを得ず

好む所は彼の進むに礙ありて我の進むに妨を要するを第一とす

兩翼の成丈け廣く張り傍に山あれば其際に接して設け敵の迂路して我か横面を衝くを防ぐ可し

兩翼の進む時は成る丈け傍の山上にハツテレイの砲隊を配す可し

退軍の道は能く妨礙なき様致し置へし若し敗する時は之を因りて全するを得る爲めあり

日光映射風雨方嚮尤も勝敗に關すれば機に臨み變化して敵をして其射を受け其方に對せしむる様に

致すへし總軍一同も戦事尤も兵家の忌む所あれば必らず無用たるへし

大將座所は必らず高阜にあり彼我の物勢を瞰下すへし且左右常に警發敏健の輕騎百人を備へ置き急疾に令を傳ふ爲めにすへし

大將陣中の令語は必ず簡短明快ある可し譬へ心中些の疑念あるとも其語は直よして聽者毫も疑はざる所ある可し

敵に對して捷を取り功を奏するは常に多く其背に出ると或は其横を衝くの兩者に出つ是れ輕騎の用を爲す所以にして此輕騎は我極めて靜穩に繰出し急に襲ふを要すれば敵より銃砲を打するも之を應せずして直に進み敵防兵を出せば亦急に歩兵を出して輕騎を助く

大將は心を小めて敵軍の動靜を察し小機を弛ふするを得ず

敵を敗るは常に多く騎兵と大砲とにあり

大將の傍らには必らず一隊騎勇の兵を備へ置き常に動かし用ゆるを得ず戰ひ熱し愈々我軍勝利と見極め十二分の勝を制するは唯此一時と見込たる節に至らば速に此騎勇隊を繰出し非常の大功を取る可し

大砲は最も敵に襲奪せられざるを要すれば重騎兵重歩兵は常に之を護衛す

彼我の兵既に接戦し我が銃卒擡へたる所の彈藥既に盡んとし打放つ勢少しく衰ふるを見れば速に新手中

を入替ふ可し是臨戰の要器あり去とて一人六十發の外彈藥を佩るを許さず畢竟放銃六十發に近ふし

て兵も既に疲るればあり

手負の手當は兼て輕騎兵を撤布し置きて傷者を見れば輒ち速に持還す又豫じめ馬數頭を備へて此用に供すへし

傷者の置所は大砲の後よして敵彈及ばざるの地我彈樂臺の傍にある可し

### 佛國公使の建言

麓底を搜り佛國公使レナンロセツ氏か建言の稿三篇を得たれば先づ其軍形の一書を寫して小言欄内に填し續々軍情の一篇を出さんとせしが退て考ふるに軍形は彼國兵制の畧を述し迄にて今は既に必らず變更する所有る可けれど猶參考を備ふるも足れと軍情に至りては其時に際し其事に臨みて我勝彼敗するの機と理とを述べたれば今日に至り要する所あり況や佛國兵敗れ帝逃れてロセツ氏も亦猶予が輩と歎を同じふする者あれば其亡國の臣たるを免れず然るを何の顔ありて能く敵を挫き勝を制するの謀に與かるを得んやと爲めに低徊踟躕する數日終に斷然其稿を焚き唯同氏が駙馬將軍駐京の日に捧る所の一篇を存して貽さんとせり

外臣レヲシテ此度外國條約御勅許の儀ヲ付謹テ大君殿下の爲めニ建言する所あらんと欲す  
抑も外國條約勅許の事件は其關係する所實に至大ニして内國外國共ニ始テ人心の平安を得たれば以  
來は外は各國より危難を醸すの道を絶ち内は其心を專一にして富強を致すの基本此ニ確立致すを得  
可く被レ存シ

二百年前より世界各國の有様追々變遷致シ帝國と帝國と相親交し互に有無を通し台ハ貿易して各人  
民に不足無らしむ是蓋し天より豫定せる自然至當不能レ換の道理ニして決而悖る能はざる所なり五  
六年前支那國の如き此天下の公道を解せず偏見を張り古習を陋守して此親交の公理を力めて排絶絶  
滅せんとする輩多きニ因り終に已むを得可きの慘憺たる兵禍を已むる能はずして被る事ヲ自招せり  
是等の前轍を照鑑ありて今日日本帝國は各國との條約を勅許せられしは實に此上も無き國の洪福と  
此上も無き皇帝陛下の聖明は數年ならずして其効陋焉たる疑を容れざるものあり  
外臣レヲシテ此度外國條約御勅許の儀ヲ付謹テ大君殿下の爲めニ建言する所あらんと欲す  
府の御爲め相謀り度心底ニ付左之一大事件申上候殿下得と御熟考被レ下候様伏テ奉レ冀候所に御座候  
條約面に各國公使は元より日本都府即ち大君殿下の膝元に在留可レ致者世界各國支那國の如きも同  
斷の確定あり其譯と申は公使の儀は各國政府より在留國政府の主司へ差出たる任されは然せざれば

公使の任を蒙りし者各自政府の命令違犯に近き譯に陥り申候

七ヶ月以前より大君殿下は御上坂相成り其儘御滞在にて何の御施設あるを見ず去れば其御歸期は何  
れの時ニ在る可き哉を問合するも杏漠として今指示する不能と述べられたり  
若果して殿下の歸府淹久にして期す可からず政府の政令も往レ坂地より出る様成ればロセツも仲間  
一同の議に獨り漏る、能はざれば必らず各國公使と共に大坂又は京師の内殿下の居留せらるゝ地へ  
移りて住居せん事を迫り請はんとする日には率ゆる所の軍艦并に陸軍兵隊共元々公使護衛の爲め  
召具せし者されは公使居留の地へ同じく引連れ參るは當然の事にて候得ば當年内にも右の通可仕哉  
杯と各公使中申出候向も有之  
御國內の事は固より外臣輩の憚りて敢て議す可き所ならず然りと雖も實意に御國の爲と存計候得  
は左の一事は申上ざるを得ざるに因り恐を不顧敢て陳述仕候  
即今條約勅許の初に當り首として先づ毛利氏の罪を寛宥の御沙汰に可被及候如何にとからは彼人の  
罪は固陋冥頑より犯せしものにして敢て悖逆無道の惡意より出しに非すと察せられたり故に唯垢と  
容れて其儘に閑かれなは年を遂に開明ニ進み事理を詳知するに至らば自然前非後悔の期に至り可  
レ申候



客歲中各國政府より大君殿下の伐長を迫り願ふと雖も此度條約勅許の出しより各國政府にて能く日本帝國中艱難の事情を洞知致したれば向後萬一諸藩の内淺謀輕舉あるに於ては其大名と各國との間の事にして政府に於て更に御心配及ふ可らず候外臣レチンロセツが唯企望仕候處は大君殿下速に歸東の策を運らされ富國強兵の政に心を委ねられ海陸の兵備速に御整實あられて周海の軍備行屈さ今度伐長も費す可き財用を移して以て前文軍備の用に充られん事を欲望せり

右様御仕向相成候得は政府の朋友も讎敵も皆日本帝國を尊崇すへし故に此度は枉て日本獨り自ら誇大にする心を止め外國と信親睦し其所長の學問兵術を問ひ其得る所長を學ひて以て貴國の實用を謀らる可し

御國內諸藩の内外交を忌み嫌ひ専ら鎖攘の儀を内奏する輩も多有之由は兼々承及居候間幸も聰明の心を照し迷路に赴かれす右等の各藩も得と諭すに外國と唯今戰爭に及ふは以の外無謀なる儀を盡力説明ある可し然るに其藩猶教誨に悖り戰爭に従事するとあらは各國敢て辞せず速に向て其力を試みん事を欲せり

是等の事は更に御心を勞せらるゝに及ばず候間唯々殿下には速に江戸へ御歸城あり政府の力と皇帝の力とを合同協一にし各國の志を降屈せしめ公使遣をして再び攝海に赴き京畿に逼迫せしめざる様

御仕向有らしめ度奉レ冀候

天の照臨を蒙られたる大君殿下の洪福安全を祈る爲め外臣レチンロセツ謹て以上の儀を奉レ申上レ候

佛國公使最後の建言

今夏余病を伊豆の熱海に療す凡十數日臆記す往時佛國公使レチンロセツ此地に在り余飽菴栗本兄と台命を受けて此地に來り日夕公使と對話す同國人メルメツトカシヨソ口譯し飽菴余と共に筆を執て記する公使の建白書あり都に歸るの後舊箴を探り左に録す屈指するに既に十四年前の事當時上朝廷より下各藩に至り鎖港攘夷の説盛んにして公使の建言的確深切ありと雖も時に行はるゝ僅に十の一二のみ其後幾も無く飽菴及余喪家の狗とあり公使亦歸り後其國一變して亡國の臣たるに近し書して以て飽菴兄も贈る

泉處 老人

不肖ノ外臣レチンロセツ儀貴國渡來後謀ラズモ格別ノ御待遇ヲ受ケ殊ニ屢々厚キ台命ヲ蒙ル鴻恩ノ對シ誠心相貫キ以様盡力仕度存念ニ御坐以併シ海外ノ者御國ノ内事申立ハ分チ越エ不敬且如何ノ思召ト恐悚ニ不堪以得共元來佛國當ナボレチン第三世帝事世界ノ形勢ヲ洞察仕亞細亞東方ニ一ノ強援ヲ得申度素願ニ付御國ノ爲メ實意ニ力ヲ盡シ候ハ即チ佛國ヘノ忠節ニテ殊更前段ノ鴻恩モ有リ旁

以テ日夜焦慮仕御國威皇張ノ御趣意貫徹仕候様トノ心底天地神祇ニ對シテ決シテ詐リ不申候乍去外臣於テ御國ノ制度ハ熟知不仕事實難被行事モ可有之且言語間知ラヌトノ不敬ニ涉リ候儀モ可有之候得共其義ハ御容恕被下度候抑貴國殆三百年ノ太平上下共ニ安穩ニ生活仕候ハ實以海外無比ノ御國政御祖先以來列聖相受シ御制度ニハ候得共近來世界ノ形勢一變シ天地自然ノ氣運ニテ外國ト交通相成候上ハ是非共御制度變革無之テハ不相成畢竟外國ノ交際相開ケ候初發ユヘ萬事御不案内ノ義ハ御尤至極ニテ外國ロセス御國ヘ在留仕候ハ即チ交際上ノ爲ニ有之候得ハ是迄熟知罷在ハ件々御國人モ心得不申候外國人ノ御國ヲ評論シ或ハ經書仕候云々無伏藏精密ニ可申上候萬國共ニ自然ノ勢ヲ以テ一旦條約取結ヒ候上ハ其後ニ至リ假令不都合出來候トモ既往ニ復シ條約以前ノ世界ニ立戻リ候義ハ不相成道理ニテ譬ヘハ日月運行逝水ノ流波次第テ逐テ移リ行クト同様コチ鬼神ノ力コモ決シテ引戻シ候譯ニハ至リ不申各國於テ既ニ條約相結ヒ候其通り必執行候事ニ付萬々一條約ヲ背キ中變仕候得ハ一同申合セ兵力ヲ以テナリトモ仕遂ケ候ハ萬國普通ノ公法ニ御坐候萬々一大君條約ヲ御施行不被成候得ハ各國ヨリ二ヶ條ノ申立有之其譯ハ政府ノ微力ニ因ルカ大君ノ外交ヲ御厭ヒ成サルカノ兩様ニ出ザル義ト存候若シ大君條約ニ背キ外交ヲ御厭ヒナサレハト申事ニ決知候得ハ忽チ弊端ヲ開キ可申政府微力ノ方ニ決シ候得ハ御國內有力ノ諸候ヲ合同致シ政府ヲ壓

候様成行可申候此條何レコテモ御國ノ衰敗ヲ招キ候禍源ニ御坐候

臣本國ニ罷在候時ヨリ御國ノ事ヲ記シ候阿蘭陀人ケンブル著述ノ書類其外普ク熟讀仕推考候得ハ前文ノ至難ニ至リ候テモ家康君ノ被ニ立置一候御遺法ヲ能ク御遵奉被レ成候得ハ危殆ニ至リ不申右ノ御仕法ヲ熟々察シ奉ルニ國內ヲ管轄シ太平ノ洪福ニ歸シ候ハ武徳ヲ以テ衆心ヲ一致爲レ致候ヨリ外無レ之全國ノ指揮一ニ歸シ不申候ハテハ不相叶ト御着眼被遊候ニ相違無レ之候若シ諸候各自ニ已レカ便利ヲ謀リ別レ々ニ相成候ヘハ忽チ淆亂ヲ生シ決シテ強國ニ相成ヘキ期ハ無ニ御坐ニ當時御國ヘ交通仕居候國々ノ中ニハ御國ノ四分五裂ニ成行クヲ欲シハ外國人モ有レ之又眼前ノ小利ヲ捨テ後來双方ノ大利ヲ希望致シ候外國人モ有レ之於ニ政府ニ後來ノ御爲ニ可ニ相成ニハ小利ヲ捨テ方ト存候間右チ御信用被遊勉テ御國內チ和合シテ家康君ノ御法ニ被爲レ叶候様御取計遊ハサレ候ハ、外國ヨリ御國ノ諸侯ヲ誑誘致サヌ様相成御國內太平ニテ世界ノ強國トモ被レ成候様罷成可申奉レ存候其邊篤ト建白仕度存意ニテ此度態々上坂拜謁相願候義ニ御坐候間猶追々下條ニ申上候

兵庫ヲ開キ兩都ヲ鎖ス事

各國ト御取結ノ條約面ノ通り全ク御執行不ニ相成候テハ御國威滅シ申候開國被レ成度御旨意チ各國一貫徹致シ候様御示シノ義肝要ニ御坐候

乍レ去條約面中難レ被レ行一事有レ之候右ハ御注意有レ之度江戸大坂御開ノ義ニテ横濱兵庫御開ノ上ハ時勢不レ得レ己兩都御開コハ及ヒ申間敷候間下條ノ趣意可レ然ト思召候ハ幸ヒ後日博覽會使節ニ附副候向山隼人正へ御委任狀被レ遣於ニ歐羅巴ニ談判有レ之度奉レ存候横濱ノ江戸ヲ距ル兵庫ノ大坂ヲ距ル同様十里内外ノ近地コテ右兩都ヲ開候得ハ紛々ノ議論ヲ招キ候迄コテ双方貿易上ニ取り更ニ寸益モ無レ之素々條約取結ハ根本ハ双方利益ノ爲ニテ眼前無益ノ事ヲ取り有益ノ事ヲ捨ルハ實ニ天理人情ニ戻リハ義ニ付二港ヲ開キ兩都ヲ鎖スノ活手段有レ之度事ニ御坐ハ夫ニ付テハ種々込入ハ機密ノ義モ御坐候間委細口上ヲ以テ山口栗本兩奉行ヨリ可ニ申上レ候

六局ノ義申上候條

御政務筋專任ニ無レ之テハ御成功ノ期無レ之ト奉レ存候間兼々書面ヲ以テ大畧申上候通リ世界強國普通ノ仕法ニ御發通被レ爲在度右ハ第一御役所ヲ六局ニ分ツ

- 陸軍 海軍 會計 内國諸務 (學校 宗旨 禮訟) 同農 (貿易 築造 物産) 外國事務

此六ツニ御坐候右ハ御國ノ御制度ニ相稱候様御處分モ可有レ之候得共先ツ大畧申上候尤モ各國右等ノ振合ニ有レ之候毎局ニ物裁一人ツ有レ之其上ニ六局ヲ惣轄スル高官ノモノ一人有レ之全國一ヶ年ノ收納ヲ量リ毎局へ配當致シ夫ヨリ其局ノ費ニ遣拂ヒ其局ニ勘定役有レ之年分ノ諸入用ヲ算勘ノ上

會計局へ差出シ會計局ニテ六局ノ諸入用惣高ヲ取調候ノミコテ毎局ノ細目ハ一々評議致サス簡易ニシテ不正ノ事無レ之仕法ニテ候

海陸二軍局ノ義ハ方今ノ至急政府ノ威令ヲ萬國ニ輝シ候基本ニ有レ之是迄ノ陸軍ハ大小砲ノ打方人馬ノ運動ノミハ粗其形ヲ成シ居候得共軍術兵法ノ教無レ之候テ實地戰闘ニ臨ミ候テハ甚以懸念不レ少候其一ニヲ舉候得ハ兵糧ノ運輸城堡ノ築造兵卒ノ配置養ヒ方地利ノ測量等ノ諸學科相熟シ不レ申ハ者ハ歐羅巴ニ於テハ司令官ニ任シ不レ申乍レ去唯今如此人物ハ急ニ得難クハ間畢竟教師ヲ御召寄セニ相成ハ御思慮ト奉レ存ハ故十分教導爲レ仕ハ心得ニ御座ハ追々盛大ニ相成ハテハ教師ノ人員猶不足ニハ間御模様次第速ニ本國へ申遣召寄セ可レ申ト奉レ存ハ傳習所モ横濱ハ商賈街賣ノ地ニテ大切ナル士風ヲ破リ人心自ラ鄙劣ニ流レ且無益ノ御入費モ相掛リ候故早々江戸へ御引移シ有レ之度尤學舎其外新規御取建被レ成候テハ夫カ爲メ御入費モ不レ少時日モ空ク費候間有合ノ場所ヲ其儘御用ヒ被成可レ然カ渡來ノ教師等ハ濃厚直實ノ者故居所ノ美惡等ハ聊モ論シ申間敷候御入費多ノ折柄新規御取建ハ御無益ニ御座候

追テ盛大ニ相成候節ハ江戸四邊水利宜敷地へ手廣ニ御取建全國ノ士庶俊傑秀才ヲ普ク教育相成候様ノ御仕向ケ可レ然奉レ存候

局々ニテ諸入用取扱候ハ、銘々自己ノ身上同様ニ候間自テ節儉行届申候殊ニ陸軍局アドミスタナ  
 一ト唱候勘定方役人ハ重キ職掌ニテ其下官ハ兵卒出陣ノ砌必ス附添衣糧ノ事トモ取扱不可レ欠ノ役  
 人ニ御座候其他陸軍ノ事件甚多端ニ御座候間瑣末ノ事ハ其職ノ者ト談判ヲ遂ケ可レ申候  
 海軍ハ御國ニ於テ最大切ノ儀商船ノ運轉ノミニテ空ク御費用相掛リ候ハ無ニ此上ニ御不爲ニ有レ之  
 候間速ニ傳習御開キノ上當今世界一般ノ軍艦法則相立候様仕度然ルコ第一困却仕候儀ハ海軍傳習ノ  
 儀兼々英國へ御頼ノ由本國へハ製鉄所御取建御托シ相成ウエルニト申者差越申ハ抑製鉄所ノ儀ハ  
 海軍ノ基礎ニテ相離レ難キモノ故ニケ國ニ相分レハ甚不都合ニ御坐ハ其邊如何御處置相成ハ哉  
 ト痛心仕ハ去迎英國へ御頼ニ相成ハ儀ヲ今更本國ニテ御引受申ハテハ某公使ノ性質ニテハ必不快ナ  
 生シ可レ申當今ノ御時勢強硬ノ英國ト御確執相成候様ニテハ大事出來可レ申右ハ小事ト雖モ御交際  
 上ニ專ラ關係仕候一難事ニ御坐候依テ熟考ノ上幸ヒ此度此地へ同船仕候水師提督へ一應相談ニ及ヒ  
 以處矢張英國へ御依頼ノ方可然海陸軍トモ本國ニテ御引受申上候ハ頗ル嫌忌モ有レ之却テ御不爲  
 ニ可レ有レ之併製鉄所へ差障リ出來候ヲハ用心ノ基礎相動キニ不易ニ候間海軍英國へ傳習ノ儀ニ付此  
 後其筋ヨリ御談判ノ砌製鉄所ハ兼々佛國へ爲レ任置候間故障無レ之様傳習ハ年限三ヶ年場所ハ横濱碇  
 船ノ軍艦ノ中ニテ修業爲レ致候様海軍專任ノ物裁へ仰付ラレ然ルヘク傍ラ佛國學校生徒ノ中ヨリモ

人撰ニテ海軍ノ諸學科爲ニ相學ニ置候へハ追テ御船出來ノ節右士官速ニ御用立可申二三ヶ年ヲ經右ノ  
 者成業ノ頃英國傳習ノ年限相滿候へハ聊モ差支有レ之間敷一体製鉄所ノ海軍傳習ト其國相分レ居候  
 ハ甚不都合ニ候得共今更致方無レ之英國ノ御交際モ御大事ニヘ右ノ通再考仕候本國ヨリ召寄ラレ候  
 陸軍教師トモハ若シ即今御國ニ戰爭有レ之節ハ速ニ出張致候積リニテ一同平生ヨリ實地ノ教導ヲ心  
 掛居申見越シタル儀ニハ候得共英國へ御頼ミノ教師等渡來仕候共右様ノ場合ニ臨ミ捨身ノ奉公ハ  
 仕間敷哉ニ奉レ存候  
 海陸二局ニテ軍用ノ諸器械買入ノ義假令ハ陸軍局ニテ大小砲ナト買入ノ節ハ其局ノ物裁ヨリ教師  
 へ談シ其砲ノ可否評議ノ上可然品ニ相決シ候ハ、取寄候義ニ付不相當ノ高價又ハ賸物等ノ患或ハ各  
 國ニテ既ニ廢シ候陳腐ノ品等ヲ欺カレテ買入ル義ハ無之候  
 是迄ノ姿ニテハ一兵隊ノ内ニテ種々ノ筒ヲ携へ或ハ粗惡ノ品ト知リツ、價ノ廉ナルニ目ヲ着ケテ買  
 入候故一旦實際ニ臨ミ徒ラニ我軍兵ヲ傷ヒ候ノ様大害可生モ難計前文ノ如ク相成候得ハ御國ノ兵  
 器追々改良仕後害有之間敷奉存候軍艦御買入ノ節モウエルニ一其局物裁ヨリ談シ本國并ニ各國ニ  
 有ル船并ニ附屬諸器械ノ書付取寄セ篤ト檢査ノ上精良ノ品ニ候得ハ買入惡品ナレハ速ニ差戻シ可申  
 愈買入ノ節ハ右書面ヘウエルコトノ奥書爲致置年末惣勘定ノ時ニ至リ右書面入用帳へ添へ會計局

へ相達シ同局ニテ改印ヲ致シ候得ハ自然不正ノ取計モ出来不申或ハ兼テ御用向相心得以フロリヘラ  
 ルトへ被仰遣ハテモ可然同人監定難行届品ハ本國政府へ申立其役向ニテ相改ノ差送可申左得ハ  
 前文申上候様ノ懸念ハ一切無御坐候都テ職外ノ人々ニテ軍器ヲ買入等取計候義ハ各國於テ決シテ致  
 サ、ル事ニ御坐候

於大坂御目見被仰付候節ノ見込

今般各國公使大坂へ被召呼御目見被仰付候義ハ極テ榮典ノ義速ニ御受可申等ノ處云々ノ議論申立候  
 者モ有之ニ付委曲口上ヲ以テ可申上御熟考被下度尤兼テ申上置候通リノ義ニ御坐候  
 偕又各國帝王謁見ノ義ハ表向ノ拜謁ト私謁トノ兩様有之私謁ノ方尤肝要ニ付此度モ右ヲ前日被成候  
 方可然其節ハ前文ニ申上候兩都云々ノ義既ニ本國博覽會ノ使節序ヲ被仰遣候義ヲ御告諭被遊候ハ  
 、何レモ意表ニ出シ御英斷ニ屈服可仕候表向御目見ノ禮典ハ定例ノ口上申述候迄ニ付御席ノ義等ハ  
 以口上可申上候  
 既ニ四ヶ國公使合議有之英國公使異論申出私説得任置候得共此度ノ謁見ノ節其規式世界萬國普通ノ  
 禮式ニ被爲準候様仕度表向謁見ノ節各國禮典ノ通り椅子ニ被爲懸其他ハ兩側ニ侍立公使ハ正面へ罷  
 出候事ニ御坐候

朝鮮國之義見込

朝鮮國ニテ去年中本國人ヲ殺害シ亞米利加船ヲ燒亡シ其他種々ノ暴行有之何分不被拾置我國ニテ彼  
 一都府ヲ破リ猶追討モ可致ノ處本國政府ノ命令モ無之全ク我水師提督ノ一存ニテ復讐致シ候迄ニテ  
 相濟候得共亞船ニ乘組居候英人モ殺傷被致候事故英亞兩國ニテモ近々報讎ノ擧可有之御國ニテハ舊  
 交ノ國ト申御取扱ニテ和議御取計有之候方格別ノ御信義相顯レ御威光海外ニ耀キ候美事ニ御坐候若  
 可然モ思召候ハ、御取扱振ハ兼テ方寸ニ蓄藏罷在候間猶委細ニ取調ヘ篤ト事情可申上候同國ニ於テ  
 意ヲ屈シ支那等へ相親既ニ和議相調候事ニ至リ候ハ、御拾置可然候右様ノ模様モ無御坐候ハ、前文  
 ノ義此節御奮發御處分被成候好機會ニ御坐候

堂島の米市

大坂府下堂島の米市は豊臣大將征韓の時に防りし事は曾て報知新聞一昨年之社説中に掲げしか其市  
 を名けて今に虎市と云ふ者ありければ不圖いふかしく思ふて或る老人又問ひしに昔時八代將軍吉宗  
 公治世の頃何國も五穀豊熟にて米價大に下落せしかば四國九州筋の各藩は用度に差支ふると少か  
 らねは餘儀かき一時の窮策にや大坂より注文ありし体にもてあし米を洋中に積出して密かに投棄て

價格を騰貴させんとするとありし早くも此事上聞達しければ町奉行大岡越前守を召て仰けるは予弱年の時大坂を徘徊せしに堂島とゆふ所へ多くの商人が集合して互ひに手を振り賣る買ふと云ひ居るを見て止宿に飯り宿の主人に尋ねければ夫は米相場場の市にて候が元來空米のとあれは官許を得ず故に若し役人の巡回するを見れば裏町の藪(此藪は淀屋橋北は悉皆竹藪ありしと)へ逃げ匿れるを以て俗に虎市と申候と答へたりき今日米價の下落甚しきより海に棄ると聞しが若し彼の虎市あるも此藪を救ふの手段とならんには幸ひの事あり早速取調べよと命せられければ越前守畏りて直ちに其向の者を糺されし處當時に於ては最も補益ありと察せられ遂に淀屋辰五郎が願ひを許し公然米相場を建るとにはありたり左ればあそ毎年一月二日は淀屋橋にて初市を開き且つ毎月二十日は八代將軍の忌日あるを以て休業すと今に變らずと物語たり

二世將軍伊達政宗と圍碁の談

駿河臺の地は本郷と山脈相聯り綿亘數里一大長阜を爲すのみよし七溝壟あるよし徳川二世將軍伊達政宗と相得て互に心に逆ふ莫し一日枰に對して圍碁す公は初段にして政宗は二段なり將軍政宗の石を攻て一子を下す毎に戯れて云ふ政宗よ爲さん云々云々と政宗生れ得て一眠かれは公は云はれしなり政宗は公の石を圍て一子を下す毎に亦

戯れて本郷より攻ん云々云々と云へり既にして局了る公問て云く本郷果して危きか政宗答て云如何も然り某謹て速かに堀割の役を盡せんとて日ならず着手するに至れり世に御茶の水を仙臺堀と稱するは是に始る後世同家へ附に代へて誤するも此語傳へて某院本因坊の家に存せりと眞偽は知らされ其面白き談あり

大樹の事

近江の國栗太郡の栗樹の噂は古傳に據れば餘り過大の語で今日の目では續齋語にでも記すへき様に思はるれと北亞利加の山中開闢より人も通はぬ所には稀に途方も無き大樹ありて鐵路の開けしに因り始めて檢出し見物人も態々立寄るとの事もあれは草昧の世はかゝる希代の大樹無しとも申難く既に先年板垣退助君が示されし土佐の白髮山の木材表を見て徑八尺もある樟や榿など見ゆれり人跡至り難き地には我が邦と雖も猶は何程もあるやらんか夫は姑く闊き眼前予が目撃せし大樹は府下にては世々木の舊彦根侯の邸中にある縦の樹にて其幹男子四人兩手を張て圍むを得へき程なるが此樹の特に奇あるは生の儘にて更に斧鋸を経されは合抱の旁枝地に貼して長く延ふる四方凡三十間に餘り夫より梢に至る迄次第に短くあれども巔頂まで能く齊ひてあれは梯せすして攀づ可く登りて巔に達すれば東京府下の市街は一目に俯瞰するを得可し故に幕府の時は人の登攀を禁したり蓋し大城中

の虚實を偵するに嫌われはありと云傳ふ此の縦樹を除きては石神井村三寶寺の手前道傍に有る老松は其幹稍小ありと雖も地を抜きて天矯蜿蜒として登り聳へたるは潤に呑む半天の虹の如く随分美事ありしか今も存せりや否や大宮八幡祠外の八幡太郎鞍掛松は是に次ぎての老幹板橋驛の縁切り杵は大ありと雖も朽根洞を爲し傍ら小幹を挺くのみありしか今は其老株さへ朽ち果て、跡も無し予か大塚山莊の隣り成瀬氏の櫻も可あり大よて頼朝時代の物と傳へ言はれしか戊辰一劫の後伐られたり今府下の名木と稱すべきは近來開けし向島秋葉社地愛花園の蟠松あり盤屈偃蹇として其陰倚るへし此他猶は有るへけれと予か目未だ到らず府下を離れし國々に猶多かる可きなれと觀し所にては甲州道中笹子嶺の矢立杉の屹立陰森たるに及ふ者あかりしか惜か其官道の側に在るを以て馬丁與夫の戯れに切れ草鞋と投じて枝に垂掛けたる木靈を汚穢する業にて甚見苦しかりき又村上佛山か集に鬼杉の詩あり維昔役の小角か曾て其下に立て風雨を避けたりしと作りしを見れば餘程の老樹と思はる奥州三春瀧村の櫻は山間に在りて其幹男子帶三條を纏ぎて之を繞らす可く一樹全壑を專らにすと予友清須美子の息非顔回子か語りたるを聞たれば是も頗る偉とす可し又此頃老友大淵棟菴か許へ石川櫻所老人より其郷仙台躑躅岡の老木蘭樹の圖を送られしに枝皆鹿角狀を爲して其高四丈八尺餘幹徑十尺五寸岐して數枝をさす其枝の大あるもの徑六尺八寸花時に至れば一堆の白雲を數里

の外は望む若し剝して以て舟を造らば數十人を載すへしとあり抑も我邦の樹の中松杉檜の如きは希れよ千歳の壽を保つ者ある様に思へとも櫻の如く木蘭の如き能く匠石の斤を脱れて靈椿の域に躋る者蓋し奇中の奇尤物の尤と稱して可あらん

帝陵修繕の舉は徳川五代將軍の時に創まる

鎌倉足利の時代天下事多く歴代の帝陵其儘も成り行き數多き中には殆んど辨し難きに至りたるを柳澤甲斐守保明か臣細井廣澤(筆跡を以て名あり)か兄ある知愼より保明に告て曰ふに往昔朝廷の衰ふる海内大に亂れ歷朝の山陵率ね皆蕪沒或は其地を失ひ或は農夫か掘發する所とあり識者深く之を悲む今海内無事何を幕府に建言して山陵を修繕せられざるやと保明其言を然りとし直に公に稟告す公も亦其言を可とし保明令を各領主地頭へ傳へて舊蹟を搜索し其地の周圍垣籬を設け耕牧の爲めに入るを得さらしめ廢毀して知り難きは史傳に徴し村老に質し必ず其証あるを取りて修築せしむ是れ後世山陵修築の中興にして偏に保明か建言に起るといふへし十四年十一月廿六日公保明か邸に成らせられし時父子に諱の一字及び松平の稱號を賜ひ美濃守吉保と改め徳川家譜代の席に列すといへとも是より後外様の少將并四位年滿の次に従ふへき恩命を蒙りしより一旦外様大名の席に列したり吉

帝陵修繕の舉は徳川五代將軍の時より創まる

保は生來訥辨にて常々言寡く外面を飾らず阿諛を容れず自ら威ありて近くへからざるもの、如し殊  
又文字を好み柳里恭物茂卿を初め博學多識の者を扶持し其善行嘉言も亦懋なからされど然るに小身  
より起り屢々所領を増し位階をも進み君寵深かりしより時人媚嫉の餘り令聞令譽を毀ち虚妄の説を  
捏造して天下後世を誣ひたる謠國太平記の著者の如きこそ眞に罪人と云ふ可し

閣老脇坂淡路守の英斷

客一日予か廬を訪ふ者あり談偶々舊幕の閣老脇坂淡路守(後中務太輔)に涉り予か知る所を聞んど欲  
す然るに淡州の閣老に陟りしは予か總角の頃の事にして其議論風采を聞知するに及はされど幼時記  
する所公か寺社奉行再勤の節文政の末天保の初の日に當り「又出たと坊主びつくり貂の皮」の落首  
あり唯此一首以て公か前勤の日も中り僧侶瞻視はれ魂消するの事業ありしを想像するに足るへく  
然して公か理せられし谷中延命院の一件の如き唯尋常淫肆無慚の僧を罰するに止らず餘人の憚りて  
手を下し難きもの公獨り斷然勇決し能く公道を盡して良奉行たるに負かざるを知るへし抑も淡州か  
此獄を理せられしは享和年間の事と聞たれば白川樂翁公既に老し時の將軍家齊卿春秋鼎に盛にして  
漸く獨り用ゆるの日にてありし抑も家齊將軍の壯あるや左右近侍の臣老醜の者を外に補し専ら新進

少年輩の姦好なる者を昵み玉ひ面首を以て寵を得る杯の評さへ有るに至りしか其殊に寵遇を得し者  
は諛して髮を髡し奴隷とあす者多かりしかは劔を好み細腰を好むに似て外補の臣と雖も或は偶々  
倣ふ者ありしと云ふ淡州元來外様客位の家として徳川氏臣下譜代の者に非ざりしか貴族を甘んして  
閑散に在るを喜ばす世に用ひられて抱負する所を伸んと欲し自ら賤して譜代家臣の列に入り奉職せ  
んと思ひ立られたれば衆侯伯と異なるを標せんとて時様に倣ひ奴隷を作り従て衣服の制度も専ら一  
種鮮麗あるを着せられしに固より眉目秀明にして加ふるに被服又此に適ふを以て人皆目を属したり  
しかは果して將軍の物色する所とあり窃に其内志を搜りて功名の念あるを知り終に格を破りて寺社  
奉行に任したりしは公か年廿三四或は六七歳の頃あるへし然るに此時天下僧侶の風儀大に壞れて到  
る所戒を破り禁を犯さる者ならざるかかりし中にも日蓮宗延命院の所業に至りては醜聲藉々たれ  
ど事或は中貴に連りたるの嫌あるを以て容易に手を着くる能はず人々知て知らざるをかしたるを唯  
淡州一人憚る所なく公正嚴明の判決ありしより世始めて淡州か威嚴の犯す可らざるを知り僧侶屏息  
各宗齋然として自省懲戒するに至れり去れば此時を以て既々閣老にも陞り玉はんと噂せし程ありし  
か意外の障害を生し婢妾の事より市井の徒か汚穢する所とありしと歎にて終に自ら官を辞して家居  
せらるゝ事に成り行たれば世間甚た之を惜み時々淡州の談に及ひしを聞たりしと三十年の後但州出



石侯藩の獄起るに及び其臣神谷友鷲懸れて普化宗の僧とあり事實を書して一篇と名し之を評定所の目安箱に投する者將軍の覽を經るに及び(目安箱は八代將軍吉宗卿より設る所にして凡天下の枉を受て伸る能はざる者は書して以て其中に投するを得るものにして之を扱ふ極めて嚴かり箱上るの日は直番の監察之を捧けて將軍坐前に關き將軍自ら進み鍵を出して鑰を啓さ中よ在るの書と鍵は自ら収め鑰のみを監察に付す事終れば箱は再び評定所に下り監察親しく臨み其所に就て鑰を下す)時の閑老松平周防守の仙石家の姻家にて關係尤も多く且諸司中往々親付する者あり羽翼既に成り友鷲輩勁忠の者多少の屈抑を受け疎斥せられ極めて理し難き大獄ありしかは家齊卿頗る驚ろかせ玉ひ今日に在て能く此難獄を理して至當を得可き者淡路守を捨て誰とぞ英断を以て起復し寺社奉行に再任し以て此獄を判決せしめられし此時より方り世間未だ仙石家此の如き大事あるを知らず唯淡路の再任を見て驚愕の餘り定めて延命院如き僧徒にてもありしならんと思ひ計りて前の落首と出來たる事と思はれたり淡路起て此獄を理するには老中周防守始め連累も多少ある事あれば其手に屬する下吏も極めて撰擇して留役組頭中野又兵衛留役川路彌吉の兩人を擢て特別に任用し仙石左京始め周防守末家其外在官の連累を調べられたり然るに此兩人皆能く其任に中り極めて正準の判断ありとて天下悦服したりし故に獄了するの日は皆官職進級の賞あり淡路は老中に進み川路は組頭より次第より升り

後よ小普請奉行又奈良奉行を経て終に勘定奉行迄に至れるか最も後に西城留守居を賜はりし日手か友山口泉處風々其家に就て談話せしに川路氏は常に淡路を推服して云ふ淡路の如きは理を看る極めて明にして事を處する極めて敏前後寺社奉行中に絶て其比を見す初め仙石氏の獄を理するの日會て余を閑室に招き云々述る所ありし末贈るに最愛する所の匕首を以てす(川路翁殉國の日に用ゆる所の劔蓋し或は此匕首からん歟)其意蓋し憲法は天下の治亂に關す努力して猶ほ正理を暢る能はされば或は用ゆる所あらんとするを示したるか如し淡路去る既に二十餘年其時の音容猶記して此左衛門尉か心にありと語れり也

### 奇人鳥安老人の蹟

頃者予偶々老友森田六翁か淺草の閑居を訪ふ坐す舊識望月翁あり話中に奇人鳥安老人の蹟を述るあり予其事の傳ふるに足るを覺へ因て記して以て人々示さんと爲す

鳥安は曩者江戸西久保町に住する飼禽舗の主人あり少時漂蕩窮迫して凡そ人間鄙猥狡繪の事爲さる所無し壯に及て痛く自ら悔恨し節を折りて業に就き以て稼殖して終に地所十數區を所有するに至る其中間奇を居る利を射る殆んと他人及ふ可からざるの妙あり初め鳥安の幼なる時其父命して下谷

仲町骨董商某舖に使へし舖は府下同商の巨擘にして衰して第一とせざるも貶して第二とする能はざるの大家あり其家長平日茶を喫するの磁碗は宋哥窯にして價二百金に下らず長子某の磁碗も祥瑞の初窯にして亦百五十圓の價あり毎朝夙起洒掃の事了る長婢茗を淪し前の二碗に盛りて家長と長子に薦む此時店中主管より以下丁稚烏安輩に至る迄長幼叙を正し盡く進て起居を問ひ且つ茶を啜る十年一日の如く以て家規とす一日曉霽れ天寒し長婢例に因り茶を淪し軟湯を以て家長と長子との二碗を洗ひ過て碗中碗を納れ覆して時を過ぎしかば湯潤燥き二碗緊着し牢くして扱可からず百方力を盡すと雖も爲すとあらざれば長婢困縮し計出る所を知らず乃ち家長は首して罪を請ふ家長怒る甚しと雖も亦如何する能はず於此遍ねく舖中の男婦に令し能く二碗を脱して故に復する者あらは新衣一領を賞せんと誓ふに至る舖中男女二十餘輩其賞を得んと欲し交々命に應し術を試みんと請ひ各進て工夫を悉し力を極め水天宮符を貼して猶ほ効を見ざるに至り窮を告て止む烏安此時年僅十一歳黙して考ふる所あるか如し乍ち欣然進て試むる有らんを請ふ衆其幼弱を欺き指笑して以て之を侮弄す烏安顧みず強て請ふて許を得たれば先づ長婢は詰り初め碗を洗ふ軟湯の温冷大畧何度許ありしやを問ひ然る後一大盆に湯を貯ふ婢の苔の如く温度を定め重碗を其中に放在する少焉にして湯中に沈て左手に外碗を緊持し右手に内碗を輕搖し徐々之を挽き出す乍ち湯聲一燦し内碗躍り出る事恰も胎兒

の母体を離るゝ如くして共に些の恙も有らざりしかば烏安揚々然と撃て以て家長の前に出づ是時舉家老幼喝采して止まず婢の顔色始めて定まり喜ひ眉宇に溢れたりしか家長は反て縮縮し急に烏安の父を呼て到らしめ諭して曰く十一の幼童能く湯の温度を問ひ之を其初め碗中碗を納るゝの時に復して能く碗外碗を出すの機智を具す成長の日に至らば吾か銜鞞の能く制馭し得可きに非らず此兒千里の駒に非されは必らず偵車の轡からん吾家之を用ゆる能はずと約束の新衣一領を興へて其家を放逐せり

烏安既に骨董舖を擯けられて家に販りて後意甚た樂ます然れとも復た商家に事へ幼や馳驅奔走させられ長や錙銖を計較するを好まず是を以て漸く放縱として父兄の規諭を守らず然して戯嬉の際と雖も其所爲常に遠大に在りて尋常童子に類せず於此其父會て從容として語て曰く骨董舖主人眼力極めて高し汝か才遠く我が及ぶ所に非されは我復た之を抑制せず一に汝か爲す所に任せん唯々二事の誠むへき有り汝能く之を守らば敢て其他を問はず烏安其目を請ひ問ふ父曰く奕と盜のみ汝にして此二科を犯さゞれば我安心瞑目せんのみ烏安唯々として謹て命を奉せんを誓ふ後屢々好んで機に投し險に抵るの事を爲すと雖も絶て此二戒を犯さず是其以て終に能く富榮を得て之を保つ所ありと云ふ烏安年十八に至り其父既に亡し行跡益々檢束せされは親戚之を厭ひ盡く拒絶して一人の願る者あし是

を以て落魄流寓或は齋舖の擔夫と爲り或は淫市の街奴と爲り凡そ人間賤惡すべき業として入らざる無し而意恬として以て屈辱と爲さず雖も終に窮迫復た如何すへき無きに陥る偶々一所親に途に遇ふ其人特ま之を憐み誨へて曰く汝か才を以て此窮に至る真に憐まざる可からず既に之を憐む乃ち之を拯ふの途を告げざる可らず幸に我に一緡の錢あり請ふ汝も與へん時七夕既に近きに在り汝他の田家籬落間に往り蕪竹數十竿を得て行々市に鬻らば必ず利倍を得ん以て一時を濟へ島安厚く謝し其教の如くす果して緡入錢を得たり島安窮極の日乍ち此資を得て深く悦び浪費するに忍びず去て禽舖に至り野雀數十羽を贖ひ籠にして一寺門前を行き擔を卸し錢を得て放たんと求む孟蘭盆會は慈善人の生物を放つ辰あり故に寺に獲する者往々買て之を放つ故に未だ幾日ならず頗る得る所あり一日品川の絃妓五六伴を爲し一老貴人又隨從して徐行するを睹て旁人に問ひ薩州老侯榮翁君か其高輪別墅も遊ばるゝを知り獨り大に喜て曰く我か奇貨を居く可きの日至れりと蓋し侯の別墅中地藏菩薩の龜あり月の廿四日榮翁公必らず此も獲するを聞知し其日又當り常々往て雀を買ふ禽舖に就き野雀の外別に洋舶唐船齋らし來る金翅翠翎愛す可く觀る可き者數十翼を借り肆を墅門の外に張り其貨を襖胃して他人に觀せしめす老公悠歩漸く近づくに及び始て襖を撤し簾を露はす侍妓數人其艶麗な街し金蓮忽ち止まり明眸偏に凝る老公果して大に其意に中るを歡ひ擔ふ所を盡して一舉に之を購ふ是を以て勞せずして五六十金或は百餘金を得る者月以て常とす是れ島安か由て以て店を西久保町に開くの基あり

大坂の屠者渡邊某は關西諸屠の長にして富鉅萬を累ぬる猶は江戸の彈左衛門か關東屠者の長たる昔日の如くありしに其愛子某少よして狹斜に感溺し流蕩極ふ可からず父深く之を愛ひ矯制する所あらんとして未だ策を得ず頗る之を病む折り或人説て云ふ愛子には必らず旅況を知らしむと是れ古人の格言あり令兒富豪の家に成長し唯坐食願使の樂を知て未だ雨露風霜の苦を嘗めず是其情に任かせ一往して還るを知らざる所以あり今之を放ちて江戸に客たらしめは特り旅況を知るのみならず併せて蠶蠶に遠さかる所謂一舉兩得ある者ありと父其言を善とし之に従はんと欲すれとも未だ其客たらしむるの名無さを苦しみしか忽ち一計を案し已か業に近き所を以て多く飼禽の珍奇にして世間無双と稱する者を京坂の禽肆に募り購ふ凡そ五千金餘以て貨と爲し兒をして之を估るを名として江戸に詣らしむ兒既に家を出て驛亭長短漸く歴て品川に至るよ豈や圃らんや早く飛語の既よ江戸よ傳ふるありて江戸の禽商一も手を出す者無し云ふ大坂屠者の兒多く珍禽を貯へて東都を鬻く凡そ物屠者の手を歴れば皆穢然らば則ち其禽は穢禽あり知らずして之を購ふ家は亦穢家たるを免れず是れ此舉疾く京坂禽肆の偵知する所とあり各自其商路の梗を爲すを嫉んで豫め之を流布するあり渡邊の兒

於此大に窮し進退途を失ひ急に使を馳せて其父に報す父亦其出貨售れすして還るの辱名を取るを愧  
 ち懊惱心を安んぜず烏安之を聞き笑て曰金を以て穢を滌ふは猶ほ燈を鑽て火を改るか如し我が大  
 利を收むるの期至れりと乃ち金を懐にし走りて品川に往き元價百分の一を以て之を買んを議す渡  
 邊兒の情今に至りて重する所名に在りて利に在らされは速に諾して之に應せしかは烏安盡く獲て  
 還り稍と出し之を販くに果して不賞の利を得たり然して渡邊の父深く烏安を徳とし更に五十金を贈  
 りて謝を爲す爾來二氏結んで姻婭の想を爲す後烏安の兒某も亦放肆にして檢束せず烏安愛ひて之を  
 西に遣り渡邊氏又託せしかは渡邊善く之に遇し其愆文改傷するを待て之を販す此兒や多く艱辛を経  
 て世故に熟し且つ事又幹たるの才あるを以て現に今第二大區の戸長たりと云ふ烏安今茲八十餘歳少  
 く憂すと雖も記憶極て善く生れて六歳以來の事を記して還さず常より自ら誇る我の飼禽を好む殆んど  
 天性あり故に少壯より好んで山野郊堀を涉り凡そ小禽類の微しく異毛殊彩ある者に遇へば心を勞し  
 体を苦しめ百方經營或は囹し或は餌し或は習し或は粘し早晚必ず得て我が籠中に收む若し然せ  
 されは月日を費すも休まず苟も此意匠を移して以て侯伯貴人の心に奇中するを求むれば眞に易  
 たるのみ豈に恐る可きの奇老人にあらすや

### 大船の説

兼松氏左の一篇を寄せらる因て中間一字を低し予か知る所を挿記す

寛永中異宗門制禁の事に付海外の通商をどめられし時兼て荷船の外大船を造る事も禁せられ船  
 舶の制をあらためて楫は一本にすぐるを得す且船底に破浪版を附る事能はず永く國家の法令とあり  
 しが世移り時換りて洋外の諸國競ひ來りて盟約を求め互市を乞ふ事頻りありければ大府遂に祖宗の  
 憲法を變通あし玉ひ嘉永六年癸丑の秋九月閣老阿部伊勢守正弘殿仰を傳へ諸侯に令して今より大船  
 を造る事を允し玉ひぬ其令條に云

荷船の外大船停止の御法令に候處方今の時勢大船必用の儀に付自今諸大名大船致製造之儀御免被成  
 候間作用方並船〇〇委細相伺可請差圖旨被仰出候右様御制度御變通被遊候も畢竟御祖宗の御遺志御  
 織述の思召より被仰出候事に候間異宗門御制禁の儀は彌以如先規相守取締向別て嚴重可被相心得候  
 右之通万石以上之面へ被仰出候間可被得其意候

丑九月

此布令の出ざる以前は世間絶て大船製造せざる可からざるを論せし人無く知識を以て稱せられし  
 頼山陽と雖も夢にも心付すと見へ得意の通議にも論し及はず舟師を練る事に至れば鯨漁船を以て

異艦は當らん事を主張したるは猶林子平か見と同しかりし然るも其前古賀侗菴が著述劉子の中より大艦巨舶を造らざる可らざるを剴論したるを見て世間皆驚き笑て迂と爲さしは罵て狂と爲したりしか此時に至りて人々始て其卓見に服したりき

是よりして諸藩皆西洋の船式を求めて大に造船の議起れり安政二年乙卯の夏薩州侯齋彬朝臣三橋の大船を一艦造りて大府に献せらる昌平丸といひしものは是より府廷三橋の大船あるこれを初めとす

昌平丸を作る日には我國未だ螺旋釘を用ゆるを解せず直釘のみを以て作りたれば大風雨の年品川洋にて片々に解けて壞れたりし

其年の秋和蘭國より火輪船一隻を長崎に貢ぐ官其名を命して觀光丸といふ是れ東邦火船あるの初め也是より先き浦賀港にて鳳凰丸といふ大船を造りし事あり後また佃島にて旭日丸を製す

旭日丸は水戸齋昭卿が鑑製する所あり既に成り船体重く運行難しとて俗に厄介丸と諺名せり

るれよりして後長崎箱館及び豆州戸田等にて各々洋船の制にあらひて或は二橋或は一橋の船を造る長崎形箱館丸龜田丸若澤形かといふものは是ありこれ皆帆前の運送船あり其後また和蘭に託して感臨朝陽の二船を作らしめまた英國より蟠龍船をたてまつるものは皆火船なり文久紀元のとし辛酉の夏六月にいたりて普く天下の民に大船を造り且外國の船を買ひ廣く内洋を運漕すへきよしをゆるし玉ふ

其令左の如し

百姓町人共は大船致し所持し様御差許相成候間勝手次第致し製造し不苦候且又外國商船等買請度望の者は最寄開港場奉行へ可し申出し右船致し所持し候上は御國內手廣運送御差許可し相成し尤航海不事馴し差支ひ者は願次第案針の者并水夫等御賃渡可し相成し尤猶航海手續等委細の儀に追て可し及し沙汰し倍又右船製造且買入し者は其節船形繪圖面を以て當人又は御代官領主地頭より御軍艦操練所へ可し申出し

右之趣御領は御代官私領は領主地頭より可し被し相觸し

酉六月

かく被し仰出しにより此年の十月長崎の市人入來屋重平といへるは鎮府に願ひて亞米利加の商船一隻を買得たりこれ商估にして三橋の大船を所持せし初めあり此船後ちに筑前侯にて買上らる則ち大船丸といひしものは是也此他未だ平民にて大船を造り或は買求めしものをさかず諸家に於ては大船造るへき旨被し仰出しより佐賀侯最初に官に乞ふて和蘭に託し火輪の軍艦一隻を買求む電流丸といふまた三橋の帆船をも買ふ夫より長州にて丙辰丸といへる二橋の帆船を造り阿州にて通濟丸といへる二橋の帆船を作れり其他薩州筑州土州越前加州等にて追々皆外國の商船を買ふ或は火船或は帆船其

内一隻を貯ふるものあり或は二艘三艘を貯ふるものあり此外諸州までつれも西式にかたどりてくさくの小解輕舸を造れるもの敷を知らず今姑く初發官船の名目由來の大畧を左に掲ぐこは余が値に見聞の及ひし所のものかれは奇は洩るゝも多かるへし

鳳凰丸は嘉永中浦賀港にて亞米利加軍艦の制をうつして始めて造れる所のものにて三櫓の驅船あり其制堅牢さらざるによりて遠海を航するに用ひざりし

唯形を摸して其製を摸せず猶ほ螺旋釘を用ひざるの類ならん

昌平丸は安政二年乙卯の夏薩州侯より大府に献せられしものにて三櫓の驅船あり

此外今一艘薩州にて造り納めたる泰元丸と歎云ふ船あり是は船体解きやらす唯櫓を切りし儘にて元治頃迄品川の灣に在りしと覺へたり

旭日丸は安政中水戸黄門齋昭卿總裁として石川島に於て製造し玉ふ所の三櫓の驅船あり艦の方に旭日丸の三大字の篆額を掲ぐこは卿の親く書し玉ひし所あり

此船は俗に悪様云たれ共至て堅固にて運用又供するに足るを以て後加納次郎作か預る所とあり専ら沿岸行を爲したるを見掛けたり

君澤形は嘉永の末つかたより豆州君澤郡戸田に於て魯西亞の船を摸して造りし二櫓の帆船にて大小

凡そ第一號より第十號はとよ至る其の大形あるは二百石許を積へくまた小形あるは百五十石積はとあり

魯國使節フーチャナン再航滞在中風浪のため本船没し飯るを得ざりしかは官に請ひ許を得て君澤郡にて伐木しスノーチル船を造りて乗り還る此時木材を函に入れ蒸して撓る法を知り又既又伐りたる松樹の根株を蒸し焼きチャナンを取る事を覺へて此君澤形を造り出せしかり亡友岩瀬氏此掛り役を爲したるを以て曾て余に語れり

長崎形は安政四丁巳のとし長崎の波門塲に於て和蘭の船匠を傭ひ彼の「コットル」形にちぞらへて造りし一櫓の帆船あり

箱館丸龜田丸は安政中皆箱館港にて造りし二櫓の帆船あり

船工は豊治とて元は高田嘉兵衛か呼ひ寄せたる人にて銅屋久の鑄物工藤林十郎の細工と共に箱館三絶と呼ばれし名工あり

觀光丸は安政乙卯の秋和蘭より長崎に献りし所の火輪船にて其力百五十馬力の三櫓船ありもと「スームペンク」と號す五百十四噸の量を積へし船上は大燧四門を備へて船艦左右ともに石炭を蓄ふる

と凡和蘭の量にて十五万七千磅(即ち我二十六万斤餘に當る)是れ九日間の航海用に供ふへしと云其

明年大府より鎧刀綿綺及び陶漆器類其他金帛等を和蘭國王并其國人に賜ひて献船の意を謝し玉ひぬ  
 感臨丸及び朝陽丸の二船は其形彼處に所謂「コルフェット」なるものにて各一丈砲十門を備へ皆暗輪  
 を具したる百馬力の火船なりこは安政四年の頃和蘭に命して互市する所にして其價は一隻にて銀二  
 千五百貫目ありと云

感臨丸小破損の時浦賀へ廻し修理せし時一見したるか内部の木材は多く古材を用ひあり支那國堂  
 宮の棟樑にてもありしや唐土様の彫繪あり丹聖を削り落せし痕も見へたり

蟠龍丸は安政五年戊午の秋七月英吉利國の人江戸品川にいたり献りし所にして七十馬力の暗輪を具  
 へたる三桅の火船あり彼も「エンペロール」と號す是より先き英人支那の上海に在りて著せし六合叢談  
 を閱するに英國主現造一火輪船欲贈日本國王者三月初八日(咸豐丁巳)工竣下水試之一切完備製造甚  
 精火輪之法略之纖毫無疵旋轉如志器極其功極緻也其船華麗無比儼如王宮椅椅等物用綠色絨緞之綴金  
 作繡備極工巧とあり其制器の妙にいへるが如し

此船は内外共極めて美麗ありしが鎗攘説盛行の際横濱護衛士として講武所より劍客を廻し乗せ置た  
 りしに此輩縦に巨壁を刀斫し大に内部の觀を損せしが後に修理して舊に復し又其後脱走士乗込  
 み箱館に航し港内の戰に官軍の朝陽艦を砲碎して後自ら毀て沈めしか後官にて修理す則ち今

の雷電艦ありとか聞たり

鵬翔丸昌光丸等といふ帆船は皆外國の商船を長崎及び金川にて買得て運送の用を備へしか颯風の爲  
 めに一は下田港の口にて破損し一は對州の沖にて舟人ともに覆没せり其他長崎金川等まで外船を購  
 ひ得しもの火船帆船とも十數隻に下らすといへどもあへにまた一費せず頃日また和蘭に命して四  
 百馬力ほどの火輪船を造らしめまた合衆國に託して甲鉄の火船を製せしむと云本邦の船舶に掲ぐる  
 旗號の事に付前年條約を結ひし東西洋の各國に我外國奉行より觸示されし文よ

日本惣船印は白地と日の丸の旗相用ひ政府の船は中央の橋と中黒の細き旗引揚げ諸侯の船は其家  
 々の印相用ひ候間爲心得達す云々

文久三年癸亥の秋八月御軍艦御國旗の事に付改めて被仰出

白地日の丸の旗表は老友永井玄蕃頭か建白に出たりと覺へしか白地日の丸を古く用ひられしは東  
 照宮關ヶ原出陣の時足利學校の長たる田代三喜か從軍を賞し故らよ此旗號を製して用ひしめたる  
 事近藤十藏か御本日記に見へ又前年紅毛人か精鋼を以て日本當百錢を鑄て持渡りし事あり其錢は  
 孔無く表は富士山の圖其裏は日の丸の打違へを鑄て持渡りしが用ひられずして持飯りたりと聞  
 たるか其残りたる者一個を現に今筆匠梅宗國が所持せり

御軍艦之儀は御國旗白地日の丸の外に白地中黒の旗常、大橋上に引擧置候間此段向へ可被相觸  
い 亥八月

前編すでに和蘭に命して四百馬力程の火船を造らしめしといへるものは則ち文久二年壬戌の夏我大  
府より彼處に囑附して新たに製造せしめたる開陽船是あり此船慶應元年乙丑の秋頃全く落成して翌  
二年丙寅の夏に至り彼のブローウルスハーフェン港より揚帆して我金川港に來着す其船の長さ水面  
の處にて四十一間一尺五寸廣さ七間四尺二寸吃水三間三尺大煩二十六門を備ふ其中十八門は螺道の  
鍛鉄砲八門は尋常の鉄煩にして皆三十封あり又外に三十封の加命砲一門忽砲一門臼礮二門あり都て  
砲礮三十座火輪の力は四百馬力として船行の速力は本邦の一時間に我十里を驅る軍卒凡四百五十人  
を容るへし此總代價は和蘭の銀貨一百七十二万ギユルデンあり當時二ギユルデン七十五セントを以  
て洋銀一元と換へしかは則ち一百七十二万ギユルデンは約するに洋銀六十二万五千四百五十四元金に  
當れり慶應三丁卯の年大府所有の船船は則ち軍艦にては開陽、回天、富士、順動、蟠龍、觀光、翔鶴、朝  
陽、千代田形また運漕船にては長鯨丸、行速丸、長崎丸、昌平丸、旭日丸、美賀保丸等にて以上軍艦局  
の所管ありまた運漕船にて大平丸、大江丸、黒龍丸、奇捷丸、迅速丸、感臨丸、龍翔丸等は廻漕局の所  
轄にかゝれり

此外に鯉魚門と支那字の額を掲げし廢船あり其制翔鶴の如き鉄板製にて餘程大形なり外國人は殊  
の外賞讃したりしか修理する能はず其儘に爲し置しは如何にも遺憾に覺へたりし

### 白川樂翁侯の斷決

光格天皇の天明六年將軍俊明公薨し文恭公一橋邸より入て職を嗣くに年猶ほ少ある(十七)を以て賢  
能の譽ある叔父白川城主松平越中守(時年二十七歳)を以て補佐職老中加判の列と爲したるに越中守  
果して能く其任に適ひ心を國家の事に盡し儉を守り弊を革め政紀を更張し寛政の政績美を享保に媲  
ふせしは世間一般擧つて皆知る所あり然るに輔政八九年にして一大議論の延よ起るあり其起源如何  
と尋るに抑も光格天皇は先帝の嗣無きに因り閑院宮の子を以て入て大統を繼れ玉ひしにて恰も文恭  
公か一橋一位殿の子として將軍職を襲ぎたると同しく加ふるも同帝は仁孝にましく同將軍も亦頗  
る英明なりしかは其所見情を同ふし共に己れ獨り貴して生父の臣列に在るも忍ひず故に朝廷には閑  
院の宮を仙洞に請し奉りて太上皇と崇められたく將家には一橋一位を西城に迎へて大御所と稱せん  
と孝慈の叡慮と英明の果斷と一時契合せられしより京師には月卿雲客其意を逢迎し奉り(尊號廷議  
と名る一書あり)關東にも其説を是として大に翼賛する人ありしかば日ならず大令煥發に至らんと



するに際し諸司代某の密告を得て越中守大に愕然し急に儒官柴野彦輔を招きて密議せしむ同人の言に院令帝制古來一國兩君の嫌無き能はず將軍大御所或は掣肘矛盾の無きを必する能はざるのみならず況や倫を敗り理を紊り天下の生父たる者をして已れか子を他家に養はしめ其家を承るに乘し已れ入りて隠君太公と爲るの端を啓らさ天下禍亂の基と爲るは判然なり既に西土趙宋の世にも曾て是と同様の事起り延議二つに分れたりしか時の大儒歐陽修堅く正道を執り守りて詔せず終に天子の意に逆ふを以て其身退けられたれども邪は正に勝たす其説終に行はれざりし修か濮の安懿王の議は即ち今日の事ありと意見を述べたれば越中守は予も甚た然りと覺へたりとて宗室中の長者なる水戸大納言に説くに是れ亦意見を同ふしたれり即ち急使を京師に差し首唱の張本たる公卿を關東より下向されん事を請ひたりしに衆公卿既に事の大事に及ふを察し依違して行くを欲せざりしが中山正親町の二卿進んで關東より至り幕論を辨破して叙慮を達せんと請はれしかは議乍ら決し兩卿下向と定まりたり

蓋し二卿は縉紳中の膽剛にして智辨ある御方故に衆も推し自らも進みしかり既にして此事世間も傳播せしより古來例少き事あれば世間にて其譚柄は絶て知らされと唯何事か一大事の公武の間に起るとし或は事の僉議に涉れば必ず評定所こそ其議席あるへしと種々想像説も有し由ありしに豈に料らん二卿下着に及びて議席は大城將軍坐の間と決したれば世上益々疑惑を起せしか水戸侯と老中二三人の外滿廷其何事の議に係るやを知るもの無かりし扱其日に及び二卿登城し將軍坐の間に至るも將軍文恭公差掛り病氣を以て席に臨まされは上段は簾を垂れし儘にて二卿の水戸侯と對して中段に坐し越中守は外老中と共に下段闕外に在り水戸侯の詞を待て越中守一人闕内に進み議を始めたるも二卿は一に叙旨の仁孝に出て君臣の條理に於て奉せざる可からざるを説き出し始めは頗る聲色を勵まし一言の下に屈服せしめんと爲すを越中守か徐々解説して不可とするより漸く論辯縱横に至り濮の高祖即位の後父の家に至るに太公臣禮を守り帝を執て迎へたれば高祖意甚た安んせす歸るの後叔孫通をして禮を議せしめ父太公を崇めて太上皇と爲したるの理に適當せる等援証せられ何時議論の果つ可きやも計られざりしか最後に越中守か凜然として發したる其位を踐ませられす其統を繼せられすして太上仙洞の號を稱せらるゝとは本朝異國共に其例御坐なくの一言に兩卿再び舌を置玉ふ能はず終に詞屈して黙然たりしを水戸侯取り成して退城あらせ直に病を稱し門を閉ち翌日途に就て歸京成し玉へり或説には着京の後に位を禪はれ玉ひしと傳へたれと儘には聞ざりし越中守か此度の決意は唯々偏へよ天下萬世の爲めに倫理綱常を立て貫くの一途に出てたるをれば假令一時恐多も上天子の叙慮に逆ひ奉り下將軍の威嚴に忤ふは人臣として爲し難き限りに在れと是を知りながら

断行せしは實に徳川一代の名譽ありと稱す可し或説に殿中争論の日に橋一位殿は密に上營され坐の間簾内に潜居して終始其論を密聴して有り始は喜懼相半し手に汗を握り居られしか両卿言屈して退かるゝに及び漸く憤懣の色を顯はし退かれたりとか後二月を経て越中守か豆總二州海岸砲臺巡視終りて歸るに及びて陽に功を賞せられ其家より例なき正四位少將に昇り將軍手づから佩刀を賜ふの榮を被り然して終に政事輔佐の勞を免せられたり

登嶽日記

雨霖霖雨の能く我が邦の凶歉を爲すは人皆之を知ると雖も唯夏間多雨のみにして秋に到り殘炎復ひ酷あるに逢へは意外に收穫に害あらず殆んど之を東方より失て功を桑榆に收むるか如きあり天保申年の荒飢の如きは特に夏間多雨の故のみにあらず非常の冷氣にて三伏の日と雖も時に或は綿衣を着ける能はず扇箑爲めに權を失ひ捷好秋あらずして先づ恨むに至れり去れば此歳の如く九月に至ると雖も稻葉萎々穢に穂を出すまゝにして實せず霜を見て黃萎す又弘化午年の如く閏五月末より七月初旬に涉り一日も雨あらずさるる然も驟かに至りて又旋や止み一晝夜間に其幾回來り幾回止むを算記するに暇あらずらしむ其來るや漆黒の雲纒に合すれば雨勢乍ら滂沱として傾盆覆冷より急に其止

ひや長風一掃断紅雨を截て盃開き鏡を拭ふ殆んど兒戲に類せり然れども暑氣常に鬱蒸して甌中に坐するが如く七月中旬より連霖を得たれば水を被るの地を除くの外意外の穢ありて天保年間飢季途に横たはるの慘を見るに至らざりし此年予は學友大越貞五郎子(名は謨洋今の佛國領事成徳氏の父翁)に誘はれ甲斐に遊ひ富士に登り甲府に至り御嶽山より金釜山に攀りたるか其日記は往年火災に罹りて烏有に歸したれども此頃片紙の小道帳の日に陰晴及び瑣事を記したるを敗簾中より檢出したれば日に就き事を憶ひ序して一篇と爲し以て多雨の年と雖も夏間暑熱を失はされは水害を免るゝの地は稔を愆らざるを證し併せて物價年を逐て舊蕪するを徴せんとす

閏五月二十五日晴早發國領村にて午飯火耐二小盞を用ひ價二百七十二文穀に炙卵鹽魚あり午後驕陽炙るか如く日野宿玉屋に投宿旅泊價二百二十四文

廿六日午後疎雨遠雷早發八王子驛を過ぎ駒木野驛鍛冶屋に午飯す八十文穀に鹽炙の香魚を供す小佛嶺を踰へ二瀬越を渡り甲州の地に入り上野原に投宿す宿價二百三十二文此家の標記に米價一升百六十四文に付旅籠代増右の通りと書しありし此日途中費す所二瀬越まで火酒一盞八文香魚鮓一個五十五文煮香魚一尾十二文渡錢八文關野まで饅頭の餡に鹽を以て糖に代へる者一個八文其甚た口に可あらざるを以て半を棄つ草鞋二十四文

二十七日朝疎雨晴れて後に發し鶴川に至り又雨ふり乍ち止み虹見ゆ長峯猪ノ目を過ぎ横橋に至り午飯す價八十文駒橋を過ぎ犬目より官道を棄て岐路に入り直に谷村を指す谷村は石和代官所の支廳の有る處にして其中大越氏同宗の戚家あり主人を孝一郎と云ふ此行の東道主人なるを以て其家に抵る途中大雨大雷に逢ひ樹陰茶店に入りて避くるに猶ほ衣服行李沾濡せざるあし大越主人云ふ此地七八日前より日として雷雨せざるあしと因て知る昨日小佛嶺上聞く所西南の天に方り遠雷殷々たりしは乃ち今日予か衣裳を濡したる谷村近邊の雨ありし事を

二十八日朝晴午時より雷雨午後八時止む近村を逍遙し雨再び來るよ逢ひて歸る

二十九日近山に登攀せんとせしか雨來り果さず

六月朔日終日陰雨霏微

二日陰午後晴白糸の瀑布に遊ひ法泉寺を過ぎりて海盤車の石も化したるを見る晩雨

三日朝晴晚間雨到る此日將に富士に登らんとして上吉田に至り社人某の家に宿す

四日朝雨止みて發し竹輿に乘し淺間社に至る社に喬木多し仰ひて日光を見ず過て馬回到り輿を棄て歩す所謂富士の裾野あり幽花野草の間を蜿蜒蛇行して進む土人の定むる所ろ山路を分て一升とし恰も其三合に到り午飯し更も上りて五合を過くれは絶て寸草なし八合に至り石屋に宿す途中屢次烟

雲中を行く其雨あるを知らず此所飯を炊き茶を淹する水は積雪の融汁にして薪は石楠木材を用ゆ

五日朝晴上りて頂上に至る下界唯白雲を見る亂絮堆綿の如し曙光岳影を其上に寫す宛も谷文晁か墨描の圖に異ならず唯峯尖に圓暈を彩す其色虹の如きあり衆御來光と呼ふ陸游か入蜀記之を記す既に詳あり然して文晁は蓋し未だ知らず

六日朝晴晚雨岳を下り舟津驛井出與五兵衛か家に投宿して却て昨日の陰晴を問へは答へ云ふ終日強雨ありきと此に於て下界上方其陰晴を殊にするを知る

七日船津湖を渡り御坂を踰へ石和に宿す途中黒駒より雷雨も逢ひ夜に入りて未だ止まず

八日雨乍ち止み又乍ち來る甲府に至り小川士塾に誘はれて林鶴梁を訪ふ時に鶴梁田邊石菴と共に徽典館督學として此に在ればあり

九日雨石菴を問ふ

十日疎雨時よ來り時に止む將に谷村も歸らんとして甲府を出て駒飼まで午飯し黒奴田に宿す

十一日陰早發初雁驛より官道を離れ左折して近坂路に入る途中綠樹交樾中時よ潺湲を聞けとも水を見ず漸く谷村に近付て驟雨も逢ふ

十二日時々小雨大越子を谷村に留め予獨行再び甲府に赴く蓋し意を決して金峯山に遊はんと欲する

に因るあり笹子嶺を過ぎ鶴瀬に出つ戸々黄雲母を賣る月を踏て府に入り土佐屋に投宿す  
十四日小雨鶴梁石菴を訪ひ夜士馨の家に宿す

十五日天氣昨日の如し予必ず金峯を極めんとするを以て顧みず早朝士徳と共に發し和田嶺を過り御岳新道に入る新道は井狩村圓右衛門か新又聞く所にて溪に沿ふて山嶺を行く是を以て奇石あり怪岸あり瀑布あり石門あり姿態百出殆んど頼山陽耶馬谿の記を讀む如し且稱し且讚して其家に至る圓右深く喜ひ出て導を爲す御岳社を過り猫坂嶺を経て黒平村庄屋助四郎の家に宿す村唯十二戸別て上下二村とあり麥黍突厥白を以て常食とす其貧一見して知る可し然して金峯水晶の利あるを以て其實甚た貧ならずといふ

十六日小雨を衝て早發し七ッ嶺巫坂水晶嶺を過ぎて一空屋に入り水を掬して飲み棧を開て食し士馨か疲れたるを以て此に留め歸るを待しめ予圓右と或は組に縋し或は樹に梯し手足共に勞して登る其險富士に踰ゆるを覺ふ况や風雨大に至り萬壑怒號し被むる所の笠飛び衣袂沾濡して支体に緊貼し復た進む能はず予輒既に褫れ神も亦怯して中途に止んを欲するに圓右微晒して之を強ゆれば再び氣を鼓し勇を買ひ漸く登りて頂に達するを得たりと雖も四面黒暗咫尺觀る所を所謂御鞍岩御手洗石萬代松隻手廻り石の如き者皆手摸脚掘中よ之を得たるのみ下路饑鬼峽を過ぎ御岳祠下より猪狩村圓右

か家に宿す此山開時より今日に至り士人の能く登る者前督學平岩節齋詩人横山湖山及ひ予と三人のみ然して湖山の遊手に先たつ僅に一句間許なりと云ふ

十七日晴午時士馨の家に達し夜鶴梁石菴二子を訪ひ昨遊を談す四山炬火點々螺笛銅鑼竟夕休ます云ふ晴を祈り且蝗を追ふなりと

十八日朝晴午后より雨大に至る予連日登攀の勞を以て睡臥出せず

十九日濃雲小雨終日止まず

二十日雨止む士馨に辞別し時に谷村より還らんとす圓右送り導て迂路武田氏の古城を經るに濛濛依存苦石疊々たるのみ英雄險を恃まざるの蹟畧約見るに足る駒飼驛に宿復雨

廿一日雨發谷村に達す此夜宿疾頓發吐血二升自ら三黃瀉心湯を作り連服數劑始めて寢に就く

廿二日雨圓右甲府より歸る

廿三日雨官道鶴川水溢れ行旅往來斷つ之報あり此夜圓右復た至る蓋し鶴梁予か客中にして病作るを憂ひ來て容を訪はしむるあり懇情喜ぶ可し

二十五日雨午後予又血を吐く昨日に比す十分の一のみ

廿六日雨此夜近山亦炬を燒き螺を吹き時に竹砲を鳴し以て晴を祈る甲府諸村の爲の如し

廿七日雨砲螺晴を祈る昨の如し

廿八日雨晴を祈る昨の如し

廿九日官道野田尻驛崖崩れ途絶つての報あり此日子又小紅を吐す

三十日晴曦光窓に入る快甚午時小雨晚又晴

七月朔陰午后雨

二日天氣昨の如し

三日陰暗屢更り小雨時々來る

四日終日大雨

五日小雨朝五半時發予病餘あるを以て竹兜子を雇ふて乗す中島村に至り雨止む路を挟む稲田青々大抵穂皆出づ來時に比すれば觀大に改まる野田尻に宿す

六日大雨少し止むを待て發す久霖の爲め路傍岡田の粟は根腐り黍は穗爛れ又小豆の如きは莢中芽を生し粒々藪を爲せり鶴川に至れば來時潺湲たる小溝の如き小流の今見る所岸遠く中流黃濁旋盤渦を卷し石に觸れ煙を起せり之を渡る者五六人排列し一の巨竹竿を執りて吶喊流を亂す予輩其肩に跨り兩脚垂下し腋下より後より繞らし跼を以て其脊に貼し兩手其額を案して行く搖々として猶目眩する

を覺ふ上野原若松屋に午飯し小佛嶺を踰へて同驛に宿す夜に入り雨殊に甚し

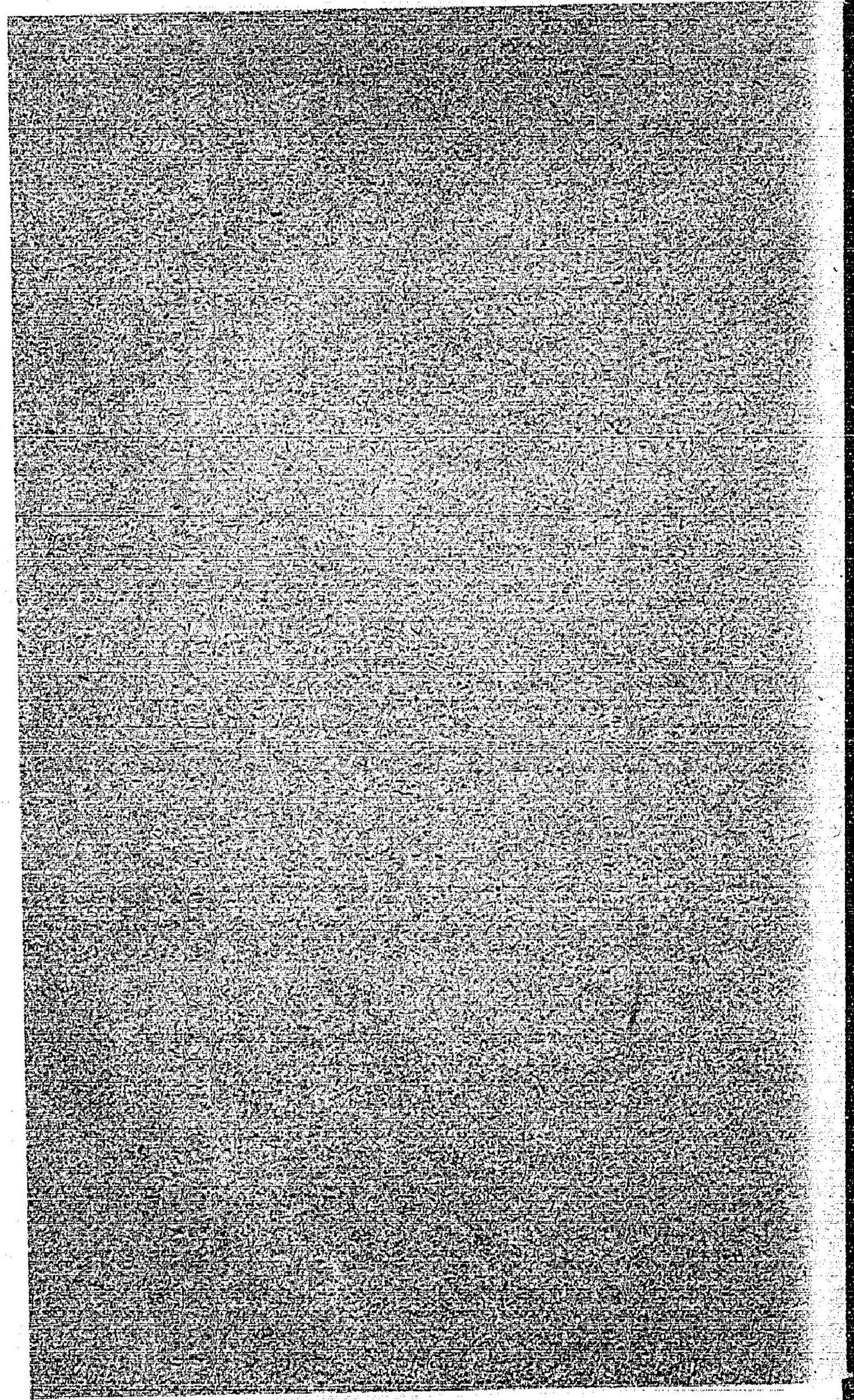
七日雨入王子驛德利龜屋に宿す大和田日野二川暴漲して渡る可らざるを以てなり

八日晴又水阻を以て逗る

九日午前小雨時々來り午後全く晴大和田川水落ち渡る可し即ち發し日野驛に宿す此日輿を捨て歩す草鞋の價來時に加へず宿價亦來時に増さす

十日晴日埜川水落ち航す可し則ち發し學友國領村谷戸半三郎氏に宿す

十一日晴家々歸り此記を把て家人に質するに其雨陽多く符す是を以て本年の雨山間都府甚だ異からざるを知る而して四十五日間全晴を得る者僅々四日に出されは必らず稻米登らす復ひ酉年の慘を見るあらんと思ひしに物價始より均一にして跳起に至らざれば予大に之を怪みしに此年果して全國の秋穡甚だ薄からず蓋し其害唯水を被る州郡に過ぎざりしに因るのみ於此始て知る夏間多雨と雖も凄風來らず暑威減せされは大に憂を爲すに足らざる事を



### 獨寐寤言

秋夜將<sup>ま</sup>さま長からんとし秋聲將<sup>ま</sup>に戸に至らんとす此に於て獨<sup>ひと</sup>り寝ねて寤<sup>よめ</sup>めて懐<sup>なつ</sup>ひ懐へば必らず言<sup>い</sup>ひ言へば必らず筆<sup>つひ</sup>し終<sup>つひ</sup>に三十餘則に至る願<sup>ねが</sup>ふに予學<sup>がく</sup>淺<sup>あ</sup>く識<sup>し</sup>狹<sup>せま</sup>く齡<sup>とし</sup>も又傾<sup>かた</sup>きて懶<sup>らい</sup>惰<sup>だう</sup>日<sup>ひ</sup>に加<sup>く</sup>ふれば之<sup>こ</sup>を齊<sup>せい</sup>願<sup>げん</sup>して書を爲<sup>な</sup>すに及<sup>およ</sup>ばず唯<sup>ただ</sup>自ら慰<sup>なぐさ</sup>め自ら遣<sup>や</sup>りて他日の一<sup>ひと</sup>喙<sup>くわい</sup>に供<sup>た</sup>するのみ覽<sup>み</sup>者<sup>もの</sup>其<sup>その</sup>沒<sup>もつ</sup>緊<sup>きん</sup>要<sup>よう</sup>を嘲<sup>あざわ</sup>らるゝ無<sup>な</sup>ければ幸<sup>さい</sup>あり

明治十四年八月一日

### 急流勇退

幕政の初はいざ知らず予<sup>われ</sup>か經<sup>けい</sup>過<sup>くわ</sup>せる末<sup>すえ</sup>路<sup>ろ</sup>六十年間に能<sup>あた</sup>く此四字に適<sup>てき</sup>應<sup>おう</sup>せる人物は唯<sup>ただ</sup>兩人ありしのみ併<sup>しか</sup>も其一家父子にありて舉<sup>きよ</sup>世<sup>せい</sup>及びも付<sup>つ</sup>かぬは豈<sup>あ</sup>奇<sup>き</sup>からずや抑<sup>おさ</sup>幕世の劇<sup>げき</sup>職<sup>しやく</sup>を稱<sup>せう</sup>する者は三奉行にてありしか其中にも寺社奉行は城<sup>しろ</sup>持<sup>もち</sup>大名の奉<sup>ほう</sup>する職<sup>しやく</sup>にて資<sup>し</sup>格<sup>かく</sup>は貴<sup>たか</sup>けれと格<sup>かく</sup>別<sup>べつ</sup>樞<sup>すう</sup>要<sup>よう</sup>にもあらず約<sup>やく</sup>言<sup>げん</sup>すれば老中職たる人の勤<sup>きん</sup>務<sup>む</sup>見<sup>み</sup>習<sup>じゆ</sup>場<sup>ばう</sup>たるに過<sup>あ</sup>ざるのみにて其町奉行ある者は老<sup>らう</sup>吏<sup>し</sup>多<sup>た</sup>年の實<sup>じつ</sup>驗<sup>げん</sup>上<sup>じやう</sup>より陞<sup>のぼ</sup>るを得<sup>え</sup>る役<sup>やく</sup>されは事務<sup>じむ</sup>極<sup>ごく</sup>めて繁<sup>はん</sup>劇<sup>げき</sup>にして權<sup>けん</sup>も有<sup>あ</sup>り勢<sup>せい</sup>も有<sup>あ</sup>りて其人の才<sup>さい</sup>幹<sup>かん</sup>に因<sup>よ</sup>りては隨<sup>ずい</sup>分<sup>ぶん</sup>言<sup>げん</sup>從<sup>じゆ</sup>はれ謀<sup>まう</sup>用<sup>よう</sup>のらるゝの地位<sup>ちゐ</sup>されは人臣<sup>じん</sup>の顯<sup>けん</sup>榮<sup>えい</sup>之<sup>こ</sup>に過<sup>あ</sup>るはあらずし故<sup>ゆゑ</sup>に又<sup>また</sup>久<sup>く</sup>しく此職<sup>しやく</sup>に居<sup>い</sup>て能<sup>あた</sup>く終<sup>すま</sup>を全<sup>ぜん</sup>ふする者

も少かりしが文政年間遠山左衛門尉か勘定奉行に任せられたる能く職事に鍛煉せし上精勤ありしかは上の覺も能く下の受も能くありしが一朝職を辭して退隱し名を樂土と改めて悠々歲月を送れるは舉朝誰も及ぶ者あらざりしに其子左衛門尉も弘化中町奉行に任し久しく官に居て令聞令望ありし人ありしが又辭職退隱して歸雲と號したり此父子兩人共に朝に在りて幾微の失敗も無く寵榮方に隆あるの日に於て聊か顧戀の念なく足るを知りて斷然冠を掛けしは實に急流勇退と云ふ可し錢思公趙宋の世に於て高踏能く此四字に叶ひしかは人舉つて稱賛せしも遠山氏か父子異時同蹤あるに比ふれば敢て重するに足らずと云ふも可あり幕世の士人は厚薄多少は有れど盡く常祿あれば分に安んじ儉を守れば官を罷たりと雖も飢渴の憂きとはあらざりしか一資半給と雖も貪戀する事甚敷元費閑散の地無勢無權の職にても高踏ありと云ふ事は思ひも寄らず見るも氣の毒ありしは背僂腰屈の老官人か兩侍に擁持せられ喉中鋸木聲を爲しかから梅林坂（平川門内）在り奥向勤仕の者の通行必由の路あり）を攀ぢ登衞入直する其何の爲あるを問へば千苞若くは五百苞の俸米の爲め口腹の欲と妻兒の愛に累はされて此無廉恥の醜体を爲して國家の米廩を盡せしは扱々苦々敷事にてありし

牙音三連

天保年中遠州掛川の城主太田備中守は濱松城主水野越前守と共に老中にてありしが何事にてありしや議の合はざるより罷められて溜詰とあられしか即日病を移して退隱し道淳と號して駒込敷下の邸に潜まれたる時の詩に四十餘年一夢場。掛冠解綬臥幽莊。如今身似歸耕客。閑讀陶詩臥夕陽。とあり一時傳播して其胸次の洒然たるを嘆服せざる無かりし程あり蓋し侯此時歳四十三恰も陶淵明か歸去來を賦せし同歳ありければ旁々其高蹤を景慕せしあり然るに岡本花亭（此時勘定奉行よて近江守と稱せり）評して云ふ此詩調高く趣妙あり惜むらくは轉句歸耕客の字牙音三連にて音節に拘はれば改めて想來身似歸田客と爲したしと語られたり予輩聲音の事に惜ければ歸耕にても歸田にても左迄替り無さ様に覺へたれと此道よ長したる人にはかゝる心得ありと見ゆ

老人觀齒

岡本花亭は俗名忠次郎とて元と小祿の計吏ありしか歳五十餘よて文政年中貳分金改鑄の議起りし時其不可を極陳したるが其言の用ゐられざりしより憤りて官を辭し大窪詩佛菊地五山の輩と唱和して殘年を樂み存りしか其官を去る時の詩に先生老病去官時。無復餘金嫁女兒。堪笑卅年爲計吏。未曾一算及家私。と咏したるを後二十年間老濱松水野侯聞て深く嘉賞し是廉吏ありとて花亭七十餘歳の



春家より起して代官と爲し陞りて勘定吟味役と爲したるに吟味役の字は點檢の字に當るとて咏したる詩に披播滿業簿書外。點檢梅花閑又忙。と云ふ句あり其後勘定奉行に陞り官邸を九段坂下に賜ひたり時偶々中秋に際して不料官樓對官月の句ありし此人詩は誰の門に學ひしや知らされとも壯年より名ありて菅茶山と深く交り應酬の作もあり又韓使對馬に至りし時林大學頭衡、古賀精里、崎榎堂との一行にも撰に中りて同行し韓人も深く其詩を賞し又其細楷も巧みあるを贊したり自ら云ふ書は褚遂良を法とせりと六十一の歳に齒全く抜落たるか七十を越して再び三四齒を生したり之を齧齒と稱する由人皆之を奇とせり其壯健想ふ可し八十餘歳にて歿したり四子平岡圓四郎は予と同年にて少時共に昌平校に在り最も親しかりしかば親しく其話を聞たり

一字一句

林大學頭衡は天瀑山人と號し歿して快烈先生と諡せし人あるか林家累世の中羅山後の俊傑ある事は誰も知る所にして一代の儒宗あるのみならず平生の事業最も觀る可きもの多かりし將軍文恭公の職を辭し煥徳公の嗣て宣下を受られし日幕府の舊規に因り全國大小侯伯より百官有司を本城大廣間に會し嗣將軍之に莅み林大學頭をして(時の憲法)武家諸法度を其前に讀上げしむ是歷代大學頭か最も

重んずる所の任あるか其讀方に些しく秘訣ある事にて其訣は因らざれば稠人廣衆の席末迄に徹する能はず其訣とて別に仕方のあるに非らず唯平心虚氣に一字毎に句を切り間を置きて讀下し読せず遠せず末に至り倍々聲を張るのみ譬へば武一家一語一法一度一文一武一忠一孝を一屬む一可き一事と云ふ如く初の字音の逸かに席末まで到り届かざる間は持重して跡の字を口より發せず末の年號月日より將軍の名字に至る迄此の如く讀下し更に少間を置きて御朱印と三字連讀大聲呼すれば滿廷凜然として手に汗し覺へず首を擡して昂る能はざらしむ是れ其訣ありと語せられし由佐藤一齋翁曾て語られしか此訣や壇に登り衆に誓ふ時などには心得置て大に要あるへし

攘盜之別

岡本近江守が勘定奉行たりし時銀坐下役人の中は吹立銀鏡の員數を檢査の際に臨み何程かを私し着たる袴の襷間に挟みて持歸らんとせし者ありしか發覺して拘はれ獄に下りしに此者平生至て温良内氣の性質まで殊に一人の老母を事へて孝順ありしが全く貧にして事足らぬより一時の出來心にて此曲事を爲すに至りしされは一謝して直に首服せしかは不便なからも公法に據りて盜を以て處するの外おしと豫定ありしを其老母は家ま在りて去る事とは露知らず一人の子の身の上に不慮の災難の

降り來りしとのみ心得或る夕近江守の役所へ欠込訴をなして我子に限り決して去る僻事やど爲す者にあらず因て四方や盜やとすへしとは夢にも覺へねは定て官威に懼して枉冤を伸る能はざりしやるへしやど、悲歎を極め哭泣嗚咽して立去らす殆んど狂氣の如くにてありしかは市井の愚婦やどには左も有りぬ可しと近江守も惻惻の情な堪へず去迎公法を枉る譯にはあらざるより終夜手を又ぬきて考へ在りしか翌朝に至り一籍の建白書を認めて登城し水野越前守の朝するを待て呈したる其趣意は律令の改定を請ふにて人の間を窺ひ其家に入りて貨物を奪ひたるも貨物の我に至るを匿して奪ひたるも我國の律には齊しく盜の字を下して法に中る古來の仕來りなれと細に其跡に就て論すれば大も情を殊にする者あり他の家に入り財物を奪ひ去るは無論盜なれとも物の他より我に來りて我之を掩ひ匿すは盜を以て目す可からず孟子より日一鶏を攘むの擧の字に當りて自ら輕重の科あれば今銀坐下役人の如き吹立銀の員數を改むる爲め命を受け己れか机案上より安置して取扱ひたる折に臨み慾心の生したるにて他の倉庫に忍ひ入たる類に非されは其罪一等を減して論せられん事を請ふとありしかは越前守一讀の後ら領盜字と擧字の別を今日始めて心得たりとて早速評定所一坐へ下付せられて意見を問はれしに評定所一坐の評議ある者は極めて頑固に舊規を守り些も變易する事無きを目途とする場所なれば反覆論辨下ケ札付ケ札數回の往復を爲したる中に彼の罪人は痛く悔恨して氣鬱

の爲め獄中に果て越前守近江守の意も徹せず盜擧の別を律文に掲げざりしか殘念の事ありき

略文生誤

天保某年某月江戸の本城炎上せし事あり其頃予佐藤一齋翁が若溪の官舎に到り錫難老軒みて對坐の折寒暄を序し終りて此度は御本丸炎上あり少賤の輩と雖も深く痛歎み堪へず先生方よりは曠と述たりしは翁答へて去れば其事は當時世上一般の口誼にて既に官の告文も御本丸炎上とあれば致し方無き次第なれと學者やどは少しく心して有るへき事にて我々が意には告文極めて簡畧に過ぎ大も人をして其意を誤らしめん事を氣遣へり抑も丸の字義たる外國周郭を指して云ふ字にて本丸と云ひ二の丸三の丸出丸などの類皆然り今本城を觀るに樓櫓壁壁巍然として全く存し一ツの虧缺なければ萬一非常の事起るも何時も其牌に登り其環を衛りて更に差支あし是れ本丸の炎上せしに非ず本丸中も在る御殿并に御住居向のみの燒失あり然るに御本丸炎上とのみよては若し外國或は野心ある者かと傳へ聞かば恐くは大なる註誤を生ず可しと申されたり

強弱失常

文化八年朝鮮奉使の來るや舊例に仍りて之を東都に召すは城下の盟に類するの嫌を避けて之を對馬  
 止らしめ應聘使として大學頭林衡以下對馬に赴かしむ此時松崎慊堂掛川の文學を以て大學頭の書  
 記となり同じく往きしか其船長崎港を發して漸く洋中に到るに及び非常の暴風に遇ひ狂浪山の如く  
 されば動搖掀簸して殆んど傾覆せんとするもの數回及ひたるにそ乗込一同更に人色無く匍匐狼狽  
 して或は吐瀉汚物中に假臥する者あるに至るに獨り慊堂自若として少しも屈せず勇氣常に倍し激昂  
 奮勵して進んで大學頭の坐したる前に進み臂を擡げ大呼して云ふ此雄風に乘し船幸に進んで江南浙  
 江の地に踵行し先生に陪して清官學士に邂逅接見するを得は健毫を揮霍して辯髮奴を懾服するは實  
 に期す可く而して千古の愉快豈是に過るあらんやと滿面に喜色を露はして述たりしかは述齋笑な  
 ら之を押へて迅雷風烈よりは必らず變す今滿船の人嘔吐呻吟するは是れ弱に變せしめて足下の激昂奮  
 勵するは是れ強に變せしかり共に其常にあらざれば其船に酔ひたるは齊しと語られたるに慊堂痛く  
 慚して默然たりしと云ふ此時船中自若として常に替りたる氣色の毫もあらざりしは慊堂と大學頭の  
 履を執る僕夫と唯二人のみありしか願ふに彼の執履奴は憎乎として恐る可きを知らず故に心に感動  
 を起さしりしあるへしと亡友柴田八郎の舊話あり

儒者寵榮

林大學頭は世々幕府の學政を掌り世の重んずる所かれは三家始め諸侯伯の家大抵延て師とせざる鮮  
 ければ其門葉殆んど海内に滿つと云ふ決して誇稱にあらす其職たる大城に在りては御前講釋あり月  
 並講釋あり又疑獄疑議法律の擬す可き無く先蹤の仍る可き無き者は必らず問て決を取るに至りては  
 他人望む可からざるの權力を有せりまた其家塾の長たる者多くは徵されて儒官に列する則ち佐藤捨  
 藏(一齋)河田八之助(貫堂の父)の如くかれは其文學も權ある知る可し然して述齋衡の如きは其人固  
 より奕葉中の傑然たる人に於ておや予か知る所に就て其最も榮と稱す可きは朝鮮信使來聘御用とし  
 て對州に出向の節以序京師御所拜見致度旨願出たる所於京師可願旨老中牧野備前守達せられたれば  
 其通り爲したるに京都所司代より書中を以て左の如く達せられたり

林大學頭

自對州歸府之節經歴京師に付不苦御場所拜見願之事令沙汰候處尤之由御沙汰に付累代之儒業其姓  
 名被及聞食候人体に候得者八朔御使の節之通り可有進退被仰出度候得共此度入京於此地ハ爲私之  
 拜見之間彼御使ハ之御會釋無差別候に付紫宸殿自廻廊外可有望拜見候於兩鞞御腰興者於御與宿可  
 有拜見候林家之儀は格別お御沙汰有之候得共已後不可爲他人之例旨被仰出候此段讀岐守可有申達

候事

六月

當地滯留中御所向不苦御場所被致拜見度旨於江戸表被相願候處右者於彼地難及沙汰候間當地へ被相越候上時宜次第可爲段收野備前守相達候に付尙又備前守へ被差出候書付寫懸一覽則傳奏衆へ及懸合候處別紙之通被申候旨書付御附之者差出候間猶御附之者へ被掛合候様存候事

八月

此一書に付ても海内に仰かれ儒臣の寵榮を極めたりと稱すへし而して其子孫に至り學無きにあらず才乏にあらずされと不運にして降りて群馬縣の百姓とあるは有爲轉變の世の中とは云あから如何よも氣の毒の様に思はる

囚人赭衣

寛政の初年は天明窮飢の後を承けたる故よや江戸府下到る處よ姦宄潜處し鑽壁踰牆或は火を人家に挿むの輩多きに因り火付盜賊改俗に加役と稱する職の出來て先手組の頭より兼務する事とありしが(此職或は其前より有りしや詳にせず)予か母方大伯父長谷川平藏其選に當り賊魁神道德次郎を捕

へてより頗る世に知られたりし此人白河侯に建言し多数の無宿漂泊の賤民を驅り之を佃島に移して監守を嚴にし其職業ある者を撰別せしに百工あらざる無れば夫をして各業に島中に就かしめ其不能者は運土鑿河の役に従事せしめ之を號して寄場人足と稱し官用は固より私用にも借使を得せしめ賃を定めて之を與へ其内の何分をか官に預りて放免の日に資と爲すとを得せしめたるか或は其外役先より逸走するを恐れ衣するに一樣の赭衣に跳珠を染抜たる衣服を以てせり是れ囚人赭衣の濫觴なるか今は其跳珠を染むるを止められたり又此時太田運八郎も頗る有名にて同しく加役たりしか一夕赤城明神の社邊を巡りたるに時の禁を冒して僧休の者無燈よて過るありしかは捕へて誰何せしに狂歌師よて夜會に参り料らず遅刻したりと述ふ然らば其吟を聞かんと詰りたるに取敢へす「是れ待てと云はれて顔は赤城下ひよんあ所で逢ふた運八」としてければ直に放免されたり當時の役人は至俗あからも自ら一種の氣約ありし

一時嫌疑

天保年中水戸齊昭中納言か驕慢を以て罪を幕府に獲られしは專斷を以て領地内の寺院を廢却され梵鐘を潰して酸漬を鑄し石佛を踏して道路の橋柱を換へられしのみならず勅額を卸したとやら御祈願

一時嫌疑

所の僧徒を放斥せしとやらにて其輩の京師へ内訴せしより京師より内命ありしやに聞及ひたりしが世間にては是等の事情は知らず太平無事の日ま當り追鳥狩と名付け武を講し兵を練らるゝ事の評判甚しかりければ幕府にて其或は野心を挾されしやを疑ひ嚴罰ありしと思ふ族のみ多かりしは宜る事にて徳川氏累世の中に三家にて如此譴責を得られしは昔時尾州家の暴君に一度ありしのみにて他に曾て無く又是迄賢明の譽高き水戸中納言にて俄に塾居隱居の身と成られしは實に意外も出て天下の驚く所とはありたり去れば其後間も無く西城の災は水戸の間者の爲に出たりとする者も有りし既に此夜藤堂家の文學鹽田隨齋ある人杯は下谷邸より遙かに火を望見して醉眼ながらも西城と認め急遽に同邸諸士の家を巡り大聲に水戸殿御諫叛と相見へる各々方速も起て用意あれと喚ひ歩行たれば邸中頗る驚擾したりしと事定りて後其狀を詰問ありしかは大醉中の妄言甚恐入たる次第かれと全くの所御當家は格別の御家柄なれば平生戒嚴し緩急諸家に後れを取らざる様兼て心懸居たるの跡り遂に此に及へる由を陳へて許さるゝを得たる等の事もありし程ありき隨齋は詩を以て世に知られ又津藩刊刻資治通鑑校正の任に中れる人ありしと

鑿糟破裏

蘇東坡か程伊川を嘲る語に鑿糟破裏叔孫通の句あり予始め其何の理たるを解せざりしに津藩の詩人鹽田隨齋か水野越前守か失職の時鑿糟破裏菅重相應向秋風訴不平の句を賦して鑿糟破裏とは偽物と云ふ意ありと於此始めて其意を解せりと亡友齋藤順治(竹堂)の話あり

神童可恃

天保年間大坂市人の子に佐宣明と云ふ者あり四歳の時乳母の背に負はれながら一日或る橋を渡りたるよ其欄干に彫りある文字をすらくと讀み下したるより人々驚て奇と爲したるか夫より五歳六歳と長するお順ひますく穎悟にして記憶も善ければ十歳頃には歴史もあらかた讀み終り詩文も畧は通するほどに上達し神童の名江戸迄も噴たりし十三四の時は既に立派な老儒輩と談話も出来る様に爲り始めて江戸に來り作る所の詩文を贊として佐藤一齋翁に謁せしか其時翁の云はれしは學者の事業は最も遠大を期せざる可からざる者にて中年に至り志を立て堅忍不拔に勉強したれば世に容易も行届く譯も參らす必らず幼少より神童を以て世人にもてはやされ人々以て及はずと爲す位の質もて其上怠り無く勉強し始めて後來を恃む可きあり予は神童の譽を得し事も無けれど去り進學業は早くより好みたれば十八歳の時の著述(大學何とか問たれ共今其名を記さす)を長崎來舶人某(又

其名を忘れたり)に示し大に其賞讃を得て爲めに序を作りて贈りたりし事あり今日に至りて見れば固より一向觀るに足らずと雖も去迎全く兒戯にもあらずし足下を以て予か此時に比すれば纔に三四歳を少くするのみ人間十年時期の三四歳は痛く異なる様あれども二十年期若くは三十年期に至らば三四歳の差は何程の差てもあし故に神童の稱は自ら恃む可からすといへとも學者の業は神童にして始めて恃むに足る可しと申されたり佐宣明今世に在らば既に五十歳計りある可し豈亦四十五にして聞へざる者の部に入りしや

### 幕府醫政

幕府の昔は醫政の權半井大和守今小路道三の家より歸して此二家共に典藥頭に任せられ醫官の撰擧黜陟皆其手より出たるは林大學頭の儒者より於ける同様ありき去れば此二家の弟子は直門と稱し草莽中に在りと雖も常に其輩行の首座たるを(丙午の年予富士山に遊ひ歸途甲州部内谷村に在りて吐紅の病に罹りたる時同驛の醫師小沼周泉の藥を服したる事あり癒るに及び其師傳を問たるに半井大和守弟子ありと答へたるを不審して半井氏は世々典藥頭とは云へとも其實醫術を知る人に非されば固より弟子を教導す可しと思はれずと詰りたれば周泉答へて其實教育と辱ふする益あるにあらざれば名

目のみにても同家の直門弟子なれば田舎にては同行中に於て首坐に就くの榮あるを以て之を假るありと語りたるを以ても證す可し)以ても其醫流の第一に位せし知る可し寛政年間多紀安長崛起し一世將軍新政の日に際會し建言して醫學館を設立し醫官をして學問治術の討論研究を始め撰擧黜陟公論を以て醫學館より建言する事を得るに及びて半井今小路二氏の醫權は頓ち地に墜て復た顧み問ふ人無く二氏の典藥頭は唯た元旦に一封の銀馬代と屠蘇散を献する而已迄ある空論とされり安長又城中に製藥局を開き將軍始め御臺姫君等の服藥は其材を都て此局より徴し用ゆる事に爲したれば以來將軍の執匙を稱する與醫師其所持の藥籠は皆私用の爲めのみの物となりたれば縦まゝに藥籠を廢して途上に成福を張るの弊源を塞ぎたり又醫官を考覈して其格を合はざるものを降し家祿を削減するの法を立てたれば懶惰にして爲す可き醫官は始めて愕然として省慮する所を知るもの多かりしと云ふ此他力めて醫官僥倖私陋の門を塞ぎ固陋の弊習を脱せしむる等畢竟安長が傑然たる才氣に因ると雖も其實白川侯に遭過せされば驥足を展る事能はざりしあるべし

### 醫中之傑

幕府の醫師には昔時絶へて人物無き様に思はれたり故に學問療治共々京師の醫師には及ばざりしか

唯寛政年間に至り山田正珍(圖南と號す)ある人出たり療治學問共に勝れて其著述傷寒論集成杯の手  
 際は頗る見解ありて大に世に用ゐられたるか惜む可し三十歳前後にて死し次て多紀安長(桂山と號  
 す)出たるか學問該博にして治術も殊に優りたれば早く奥醫師となり世に名人安長と迄稱せられた  
 り此人頗る氣概ありしかは曾て醫官の撰擧に已か薦めし人の擧られず後宮の援引を以て或る無能者  
 の出たれば直に建言して其非を述べたるに因り上旨に忤らひ廢せられて外班とあり百日間閉居せし  
 其中に醫牘の著述ありし(古賀侗菴翁の話に邦人の著書中西土に示して愧る無きは多紀桂山の醫牘  
 と西島藍溪か坤齋日抄の二部に過ぎる可しと云はれたり)此人時の儒者太田錦城龜田勝齋の輩と交  
 り著述數十百種に及びたり惜む所は其山田正珍と時を同じ互に拮抗して降らざりしかは力めて之を  
 拮抗したるは稍や其量の狹隘を見ると雖も徳川十五代二百七十年間の醫中の人傑と稱して可あり其  
 第二子は多紀樂春院翁(始安叔號は藍庭)學問療治の二途は父に過る有るも及ばざるは無かる可し但  
 西洋醫術を嫌忌するの甚しき終に幾多の後生を誤らしめたり

失書得蹟

今小路半井兩典藥頭か其權を稱はれたるは自ら取る處ありと雖も其未た之を失はざる以前は猶ほ其  
 業を全廢せしにあらざれば自己は醫を爲さしれとも門生中よりは頗る名望ある者を取めて衆醫を服従  
 せり去れば今小路氏か塾頭たりし驪道卓々と云ふ人は最も能く醫學に通曉したるを以て將軍家特よ  
 拜謁を許し醫學館に於て醫籍講義等を命せられたり又半井氏か家には我朝古醫籍天下唯一部のみ奇  
 る有名の醫心方を秘藏し居たれば多紀安長より建白し官命を以て醫學館に借り抄寫して一部を傳へ  
 ん事を請たりしかは官允許して命を半井氏に傳へたりし其家にては醫權と共に政府に收められん  
 ちど、思ひ違けん之を其親戚ある六郷氏の庫中に秘し偽りて紛失を以て命を拒みしかは官重て命を  
 り累世の寶籍紛失したらんには其節速に届出可きに其義無く等閑に置きたる段不埒ありとの嚴譴を  
 蒙り百日間杜門せられたり後五十年を経て同氏大に前者の非を悔ひ醫學館と和を講し此書貸與した  
 れは縮寫して刊行したり是多紀樂春院の時にして當時其事に管豫せし市町森立之佐藤玄長の輩今猶  
 存せり

眞勇似怯

平山金十郎は幕士剛藏の孫にして銳次郎の義子あり前者文化年間祖父剛藏は近藤十藏間宮林藏等と  
 共に頼鈴家の學を修め大平士氣の萎靡不振と憤り競ふて武を講し文を研きて各自ら樹立するあらん

を思ひ力めて世人の耳目を驚かす舉を爲し臭味同じき交遊門生頗る多かりしかは世之を目して文化の三藏と爲し寛政の三助に比するに至る(三助は柴野彦助小賀彌助尾藤良助)剛藏は三藏中に於て尤も武技に長し短衣長劔寒に被せす暑に扇せず常に好んで古英雄勝敗の跡を論し某の戦ふ予若し在らば云々する所ありて必らず敗を轉して勝と爲さん類往々人をして果して然らんと思はしむる者ありしと剛藏死して銳次郎嗣き恠僻の行頗る父の風ありしか晩年一族門生を擧りて蝦夷地に在らせんを官に聞し許を得て箱館よ來る蓋し父の志を繼ぎ北門鎗鎗の地を重んじ死を以て之を守り以て國の爲めに盡すあらん事を欲するに在りしとかり唯時世異よし其論人よ用ゐられず徒りよ予か部下も編せられ居り常に快々として門を杜き多く人に接せず人も亦た敢て之を顧みる者あらざりし然れども鎧甲數十軍資若干常に貯へて非常の用を待てり銳次郎病て死するも臨み族子同しく北來する所の金十郎を養て嗣と爲す金十郎の未だ平山氏を嗣かざるや久しく余が家に寓せしを以て能く其人と爲を知るか其人暫にして傾く多駄にして言笑寡く性又順直にして人に逆はされは頗る朋儕に愛せられ婢僕と雖も一言を問する者なし又精勉にして能く予か爲めに朝は髪を結び鬚を剃り夕は酒を温め肴を調して賤役を執り問われは刀把を飾りて小賞を得て自ら供し予か唐太巡視の役に及び謝して家よ歸り同僚三田葆光の家に寓せしか葆光も亦た其文無害なるを以て能く之を愛撫せり戊辰の變

清水谷公の箱館に入るや幕府の官吏事を致して去り在住無職の士と雖も大抵皆南歸せしか金十郎思ふ所ありて獨り峠下の邸に止り敢て去らず其志蓋し窃に同志を糾合して箱館を襲ふて之を恢復し以て幕府に報ゆる所あらんとせしやに思わる抑も金十郎の箱館に來りしより既に十餘年其言行郷黨に信を取るに足りたれば人の之を親愛する者多く加ふるに父祖以來の徒弟の殘在するもありしかは金十郎拮据布置して機會の至るを待ち在りしに耳屬于垣の語に違はず果して官の探知する所とあり其黨の醫師某ある人箱館に於て捕逮せられて一市家よ囚し日々牽出して殿に鞫問せられ拷掠百端ありしか其人剛膽にして爲めに脛骨挫け肋骨折れ身完膚無きに至れども痛を忍んで或は伴死し終に言はず三四日を経て守者の間を窺ひ繩を斷ち匍匐して床下より逃れ出て寔終夜倒れて又起き辛して時下金十郎の家よ至り人を避けて告るに謀の泄るを以てし且請ふ僕既に肋骨折れ呼吸血を噴く萬生理あければ幸も足下の手を借りて死し呉れ以て口を滅して予か後圖の克成するに便せんとて毫も生存を欲する態あければ金十郎其意を察し自ら負ひて刀と鋏とを携へ深く邸後の山中に至り醫師を殺し土を鑿て屍を埋め家に歸り從容として知らざるを爲す者數日あり居る未だ幾何あらず一夕兼て内約同盟の七重村在住士二人蒼皇として來り忠告して曰く密謀既破れて粗は官の偵知する所とあり余輩共に今對門村長の家よ呼はれ一應の糺彈を蒙りしか官未だ其細を悉すも及はざるを以て詐り



て知らざるを以て答へ其旨を書し紙尾に連署捺印して事全く解せり嫌を得たる名中に子の名も加はり居れば速ま往て謝する予か爲す所の如くし以て免るゝを謀るへし然らざれば必らず速吏子か門に來り事或は紛煩に涉らんと金十郎大に之を然りとし再思に及ばず走りて對門村長の家に至り二人か教ゆる所の如くせんと爲せしに豈料らん村長の家堂上堂下燭火燈々兵士一隊五六十人皆軍粧を着け肩に錦標を付したるか金十郎を圍繞し先づ其佩る所の双刀を脱せしめ一人之を持して去る金十郎心に其前の二人は賣られたるを悔ると雖も自若として驚かず隊長の間は答ふる所あらんとせしよ彼云ふ事頗る重し護して箱館に至り然る後述る所を聞く可しとて途に就んど擬したるか此地の習慣にて四人護囚人の別なく同じく騎馬疾馳を要する爲め急ふ驛馬數十頭を呼集め噪擾喧囂の際白雨驟に來り衣袂淋漓たれば金十郎給ひて家に歸り蓑笠を取り來らんと請ひしに其家至近に在り且つ神色靜詳まして毫も顧思する様の見へざるより其請を允し兵士二人を付して同じく去らしむ金十郎家に至り直に堂に入り鑑櫃中を探り平生貯ふ所の斗米鉄鍋と燈袋錢籠とを携へ屋後の山に入り復た還らす兵士之を知らず外に在り待久して其終に出ざるを以て始て逃遁するを悟り其長に報して速に令を傳へ人を四方に馳て嚴に追跡せしむるゝ能く踪跡を得る無れば人相書を以て遠く之を蝦夷地迄に搜索するに至れるか何ぞ料らん金十郎は屋後至近の山中曾て醫某を療る樹木鬱鬱中に隠匿し其中は穴居し

潜伏したれば人却て知らず十數日を涉りたれば今は心安く思ひ夜に乗して山より山を傳ひ然の木山中に至りたるに知る所の樵夫に遇ひたれば近日の様子を傳へ聞きたるに館箱最寄は扱置き蝦夷地塙所々々迄も探索極めて嚴されは逆も足を容る可き地ある可しと告るゝ因り途を轉して山中無人の地を経歴し漸く江差に出たるに到る所の街頭市角として己か人相書の貼しあはざる地無きに殆んと窮縮を極めたれど人情内地と異しして是等の事には餘り人の心志を留めざる風習されは更に氣を置かず松前地下に至り偽りて理髮業を執る者又扮し其業の家に就て備れん事を求めたるに内地干戈騒擾の際は等の業を以て備を求むる者渡り來らす大に事を欠くの日に當れば自から同業者の憐愛を獲て誰人も其大嫌を犯せし者あらんかと、怪む者無れば結句身を安く送るを得たり既にして脱走の兵艦江戸海を離るゝの日は函館松前の地を指して到る可しとの風聞早くも松前に達するや舉藩惶惑して爲す所を知らず或は内地に逃れんとする者あり或は隍城を修して堅拒せんとする者あり議論紛々たれば金十郎等か事は措て誰も問ふ者なし城隍修築の議全く決するに及びて藩主より市中の丁壯を募りて用に充しかは金十郎も其募中に入りて日夕釜鏝を執りて從事せしか糞錐の利流石に際立ち見へしより忽ち其一部分中の小頭目と爲りて衆役夫を指揮する任を得たり脱走兵の松前城に臨むや金十郎竊に脱して轅門に至り俱に告るに真情を以てせしかは其始は猶は嫌を蒙り拘せらるゝと雖も終

に明白に至りしかは戦勝の後函館に伴ひ歸り猶ほ一部の兵に長として中島三郎助の手も屬して龜田の舊津輕陣屋に在りしかは暇を得て七重村に到り見るに妻子は何へか離散して居らす家屋も取毀ちて形をも存せず屋後の山に到り會て身を疼めし地を見るに菅茅依然として撥堀舊の如くありしかは心を安んじ歸途七重村を過ぎ爰者我を賣りたる兩士の踪跡を尋問せしに兩士は其後在任兵に抗し敗れを取り共々銃に中りて死したるを確知し頗る鬱胸を散して津輕陣屋に歸れり翌明治二年春官軍來伐ありて脱走兵數戰の後諸口皆敗れ退縮して終に五稜郭を守り愈々降伏の議決して津輕陣屋へ通知ありたれども三郎助執して従はず父子共に此に殉したるに金十郎は不思議に身未だ一創をも蒙らざりしかは完全の身驟かゝ死を求むるに及ばず猶ほ爲る事あるへしと思ひ定めて急に軍服を脱し有る所の襦袢衣を纏ひ敵艦を負ひて柵後に彷徨しありしに忽ち官軍の兵士三五人捷路を求めて此に來り金十郎を見て誰何せしめ湯の川村の漁夫にて高價に魚を賣るを貪り險を冒して陣中に來れるか暫く銃丸を避けて此に在る旨を告げしかは兵士重ねて前に當る溝は越ゆへきやと問ふにより金十郎答ふ涉るに難きと無し但水淺く泥深ければ土礮木片を投し纜に足を支へて然る後越ゆ可しとて助けて有合ふ壞瓦朽木屑を投し如此即ち可ありとて已れ眞先に踏へたれば兵士等跡に跟して涉り終り急遽分れ去りて怪むを容れず夫より去りて赤川山中に入り潜居る事四五日夜轉して川汲嶺を踏へ海邊に出

るに月白して毫も戦亂の氣を見すと雖も風聲鶴唳動もすれば自ら已れの影に驚くのみ食を民家に求め再び岸上を歩するに際し双槳却行の小舟方言モチエツアある者を汀歩上に見たれば忽ち想ふ踏天蹴地して生を瀟陽沙角に貪るも果して何を爲さん如かず此舟に乘し命運を皇天に任せて潜に内地に入らんには予聞く北斗七星は守軍の神星ありと今夕幸に爛然として緋騎無く況や海上浪穩あれば此星に面して却行すれば舟の南部地に達するや必ず可し唯予か兩臂の力如何に在るのみと終に意を決し舟を放ち双槳を運し畢生の力を出して旋轉鼓行し曉に及んで地名不知の南部に達し所々の誰何或は拘詰を経て南行し仙台地に至るに及ひて始めて慮無さを保つを得て飄然として去り終に其行處を知らずと是れ三田深光か本年仲秋後一夕友人渥美忠篤の家に會せし時の酒話あり後又聞くあり頃日一人西より來る者あり其人云ふ曾て駿州江尻驛を過る日驛端ある小店に洋貨小件を聯ねて經紀を爲す家あり其家の主人而貌甚た平山金十郎に似たり旅次忽卒且つ伴あるを以て問ふ及ばずして去れりと其果して金十郎あるや否やを知らずと雖も金十郎か余か家に寓せしは今を距る十九年前の事にして其人二十八歳ありと覺へたれば今既に五十歳に垂んとす其人にして若し存せば亦伏櫪の感に堪へざる可し

劍雲又曰文化三藏の後近藤十藏の子は往年予之を八丈島に見たり蓋其父罪を幕府に得て同島に謫せ

られ其子父の養ひの爲め從て往き終は還らざるあり間宮林藏は終身娶らす子あり茲を以て後無し獨り平山剛藏子ある銳次郎の如く孫ある金十郎の如きは瞑目するに足る金十郎事を爲さんとして志を得ず世は顯るゝ無しと雖も其百折千磨して屈せず蹤を人間に絶ちて知らしめざるは其志操の至雄至剛にあらずして何る得ん然して平生謹飾にして怯に似たるは豈に奇と云はざる可けんや蓋し予か肉眼眞に人を知る能はざるに因るなり

文化三藏の内間宮林藏か事蹟は東遊紀行の一篇に就ても觀る可く又遭厄日本記事中にも畧見へたり此人老年に及び深川に住せし由其舊縁故あるを以て時々戸川播磨守か家より來り夜譚し一酌陶然の後家に歸るに懶しどて泊する事も度々ありしか家人に請ひて一片の蒲團を借り常に帶も解かず其儘坐敷の隅に横臥甘睡し夏も幄せず冬も爐せず深更と雖も目覺れば告げずして去る十年一日殆んど仙人の如くありしと戸川の親戚ある醫官曲直瀬養安院か直話あり今より三十年程前予か北海に遷る前に佐渡宿野部の人柴田收藏と云へる地理學者に邂逅せしむ其人の説に北海の北岸宗谷の岬と唐太島の間に在る海峡を西書にアウツ峽と云へるは何を以て名付しや其因を知らざりしか得と調へ見ればアウツとは間宮の音轉にして間宮林藏か高名ありし人故此人始めて航せしを以て其峽に其名を負はしめしありと其説の如何は予之を審にする能はずと雖も収藏か地理に明察にして世は知られたるを以て見れば或は然る事にてありしならん

近藤十藏か孫は前にも云へる如く慶應元年四月予木下筑前守と共に命を奉して翔鶴船の修理を了し乗試の爲め兼て八丈島に航し長崎奉行支配向の者か乗組しピントリヤと號する小漁船の同島に漂流して破壊せしに因り其人々の救護を取計ひし節島中に於て面會したる事あり年齢四十歳計ありしと覺ゆ其名は忘れたれと自ら書きし同島畧圖を贈りたり抑も十藏は特り武邊のみならず書にも廣く涉りし人と見へ北海の事終りて功を以て書物奉行と爲り大城内吹上園中の秘庫を司り右文故事七卷を著し徳川氏未だ駿府にありし時より藏貯せし古典朝鮮本等を始とし部類を分ちて書目を掲げ書目に就て其大意を説明したる者にて大に世の藏書家に重んぜられたりしか或説に其志に秘府の書を騰寫し世に漏せしに坐して職を禱はれ府下目黒に住して新に園中に富士山を模して山を築き新富士と名けて諸人の縦覽に供し嘗て北海より携來れる數苞の石簪を撒し人の拾ひ獲るに任せしかは人々以て奇異の事ありとし春秋好時節又は遠きを厭はず來遊する者も多かりし惜む可きは其人霸氣ありて末路志は益々驕亢し資財は益々窮竭するより遂に發狂し人を傷害して辟を得たれと海外に舊功あるより寛典に處せられて八丈島に配流されしと云ふ今其甲冑石像の事に付寺社奉行へ差出たる書の寫を得たれば左に録して其人とありを想像するの資とあす又蝦夷地へ前後兩次到りたる事蹟は同著

の銅柱餘詰其外等世に傳ふる者多く今に至り擇捉のアトイヤ標石模似の山道切開の功もと土人の口碑に傳ふる者も許多あり

小普請組太田内藏頭支配近藤重藏菩提所へ自身甲冑之石像を建造しに付寺社奉行松平伯耆守へ差出し書付之寫

私墓地掃之内洞穴へ差置候甲冑を著し石像之儀は去寛政十年蝦夷地爲御用彼地へ被差遣し砌東は魯西亞國境西は韃靼國境迄罷越地勢見極右異國境御取締之筋可申上段御注意に付私一人罷越し節夷狄の地に於て非常の節甲冑弓鐵相用しは當然に以得共私小身者之儀故鐵砲は何之上持越申候則松前より東海凡四百里エトロフ島と申し古來日本船更に往來無之離島に以得共私儀初て渡海仕猶夫より先島々へ相進みし手配之處大体是迄も往來無之程之場所にて格別の難海荒汐之瀬戸に私一人繩纜の夷人と一船へ乗り風波を凌押渡し儀故若身を海底へ沈め骸骨を鯨鯨に葬し共匹夫下郎之身柄も同様にては武門の耻辱此上も無之御用先御威光にも拘はり儀と於中流甲冑取出し着用仕し加之先年アツケンと申所の首長イトコイと申者夷人を殺害の上甲冑をも用意任手下七八十人召連同島へ立籠居しに付毒矢射かけ可申も難計段案内の夷人申し間猶又致用心甲冑の儘上陸仕し其節は八朔にて牛憎大風荒吹四方より逆浪卷上夷船は水底に沈み如く鹽風強く故髪髮半面如

霜相成夷人も半死半生にて船押候得共洞卷し沙路何分損取不申既又覆瀾にも可及處私儀甲冑の儘長刀を抜夷人を指揮仕船方於不精は忽切捨可申旨申渡九死一生にて漸渡海仕中々以只今書面に相認め様成る緩かなる事に無御坐し其段歸府後立花出雲守殿へ委細申上し處松平伊豆守殿へ咄被成以得は覺悟宜敷段御尊坐し段御同人私へ御物語り御坐し一体エトロフ島の儀は古來更に往來無之離島故私罷越し砌も初めて日本人を見請し程の邊境にて百年來魯西亞より段々手に入同所夷人を手懐け其風俗も彼國の髮形着服に仕立又鉄砲を渡置しも有之既に魯西亞又蠶食併吞せらるへし様子に相見へし處私儀着岸先以計畧右の鉄砲并佛像をも取上魯西亞人建置し榜示并邪宗門の印杭等打倒し右品は江戸表へ相廻し御用部屋へ指出申し且彼國の風俗に相成し夷人共を伺の上日本風俗も相改利日本之表柱とカマイツツカオイト申高山の上へ押立其段も言上に及び其外魯西亞人へ服属しナユンカと申島の夷人をも歸伏爲致し上私一手にて周圍凡二百三十里の孤島を新規開發仕濱方十七ヶ所迄取立夷人撫育御徳化を施申し當時にては土人も近藤島と申さし由及承申し右体遠海離島におゐて夷人を引請猛獸の群に立入夷狄を屈服爲仕殊に後詰の筋も無之を不敵にも夷人の内へ私只一人罷越し儀に付度々甲冑弓鐵相用御威光を以示し儀に御坐し後には土人共私異名をコンカチコヤンカマイイト申し由に御坐し夫より十ヶ年後私小普請方相勤罷在し節文化四